

平成22年11月30日 開 会

平成22年12月17日 閉 会

平成22年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月30日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開 会（午前10時00分）	8
○日程第1 会議録署名議員の指名について	8
○日程第2 会期の決定について	8
○日程第3 諸般の報告について	8
○日程第4 承第6号から日程第16 議第71号まで	8
平野市長提案説明	9
○日程第17 質 疑（承第6号から議第71号まで）	12
12番 寺町知正議員質疑	12
林総務部長答弁	13
12番 寺町知正議員質疑	13
林総務部長答弁	13
12番 寺町知正議員質疑	14
林総務部長答弁	14
○休 憩（午前10時25分）	15
○再 開（午前10時26分）	15
12番 寺町知正議員質疑	15
林総務部長答弁	15
12番 寺町知正議員質疑	15
林総務部長答弁	15
12番 寺町知正議員質疑	15
林総務部長答弁	16
12番 寺町知正議員質疑	16
林総務部長答弁	16

12番 寺町知正議員質疑	16
林総務部長答弁	16
12番 寺町知正議員質疑	16
○休憩（午前10時31分）	17
○再開（午前10時32分）	17
林総務部長答弁	17
岡田総務部次長答弁	17
○休憩（午前10時34分）	18
○再開（午前10時35分）	18
12番 寺町知正議員質疑	18
林総務部長答弁	18
12番 寺町知正議員質疑	18
林総務部長答弁	18
12番 寺町知正議員質疑	18
○休憩（午前10時36分）	18
○再開（午前10時37分）	18
岡田総務部次長答弁	19
2番 石神 真議員質疑	19
岡田総務部次長答弁	19
2番 石神 真議員発言	20
日程第18 討 論（承第6号から議第71号まで）	20
2番 石神 真議員反対討論	20
日程第19 採 決（承第6号から議第71号まで）	21
日程第20 議第72号から日程第26 議第78号まで	23
平野市長提案説明	23
○散 会（午前11時00分）	26

12月9日（木曜日）第2号

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	28
○欠席議員	28

○説明のため出席した者の職氏名	28
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	29
○開　　議（午前10時00分）	30
○日程第1　質　　疑（議第72号から議第78号まで）	30
14番　小森英明議員質疑	30
恩田教育委員会事務局長答弁	30
14番　小森英明議員質疑	31
恩田教育委員会事務局長答弁	31
14番　小森英明議員質疑	32
恩田教育委員会事務局長答弁	32
13番　藤根圓六議員質疑	33
船戸産業建設部長答弁	33
13番　藤根圓六議員質疑	33
船戸産業建設部長答弁	34
1　番　上野欣也議員質疑	34
笠原保健福祉部長答弁	34
1　番　上野欣也議員質疑	35
笠原保健福祉部長答弁	35
1　番　上野欣也議員質疑	36
恩田教育委員会事務局長答弁	36
4　番　尾関律子議員質疑	36
恩田教育委員会事務局長答弁	37
4　番　尾関律子議員質疑	37
恩田教育委員会事務局長答弁	37
4　番　尾関律子議員質疑	37
森田教育長答弁	37
12番　寺町知正議員質疑	38
林総務部長答弁	39
12番　寺町知正議員質疑	42
林総務部長答弁	43
12番　寺町知正議員質疑	44
林総務部長答弁	45

恩田教育委員会事務局長答弁	45
林総務部長答弁	46
○休憩（午前11時00分）	46
○再開（午前11時20分）	46
12番 寺町知正議員質疑	46
林総務部長答弁	47
12番 寺町知正議員質疑	48
林総務部長答弁	48
12番 寺町知正議員質疑	49
林総務部長答弁	51
○休憩（午前11時37分）	51
○再開（午前11時38分）	51
○休憩（午前11時39分）	52
○再開（午前11時40分）	52
12番 寺町知正議員質疑	52
林総務部長答弁	53
船戸産業建設部長答弁	53
12番 寺町知正議員質疑	54
林総務部長答弁	54
12番 寺町知正議員質疑	55
林総務部長答弁	56
2番 石神 真議員質疑	56
恩田教育委員会事務局長答弁	56
○日程第2 委員会付託（議第72号から議第78号まで）	57
○散会（午前11時55分）	57

12月15日（水曜日）第3号

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○説明のため出席した者の職氏名	59

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	59
○開 議（午前10時00分）	61
○日程第1 一般質問	61
1. 5番 横山哲夫議員質問	61
(1) 付属機関等の見直しについて	61
平野市長答弁	62
横山哲夫議員質問	62
林総務部長答弁	64
横山哲夫議員質問	65
林総務部長答弁	66
2. 2番 石神 真議員質問	66
(1) 行政経営の推進について	66
林総務部長答弁	67
石神 真議員質問	69
林総務部長答弁	70
石神 真議員質問	71
林総務部長答弁	71
3. 6番 宮田軍作議員質問	72
(1) オフセット・クレジット（J-V E R）制度について	72
船戸産業建設部長答弁	73
宮田軍作議員質問	74
船戸産業建設部長答弁	76
宮田軍作議員質問	77
平野市長答弁	78
○休 憩（午前11時20分）	78
○再 開（午前11時35分）	78
4. 14番 小森英明議員質問	79
(1) 国勢調査について	79
林総務部長答弁	79
小森英明議員質問	81
○休 憩（午前11時46分）	81
○再 開（午前11時47分）	81

林総務部長答弁	81
小森英明議員質問	82
林総務部長答弁	82
○休 憩（午前11時52分）	83
○再 開（午後 1 時00分）	83
5. 9 番 武藤孝成議員質問	83
（1）下水道の接続率向上対策は	83
松影市民環境部長答弁	83
武藤孝成議員質問	85
松影市民環境部長答弁	86
武藤孝成議員発言	87
6. 3 番 杉山正樹議員質問	87
（1）山県市の財政状況について	87
林総務部長答弁	88
杉山正樹議員質問	90
林総務部長答弁	90
杉山正樹議員質問	92
林総務部長答弁	92
7. 4 番 尾関律子議員質問	93
（1）ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）対策について	93
笠原保健福祉部長答弁	94
（2）うつ病対策について	95
笠原保健福祉部長答弁	96
尾関律子議員質問	97
笠原保健福祉部長答弁	97
尾関律子議員発言	98
○休 憩（午後 2 時04分）	98
○再 開（午後 2 時25分）	98
8. 1 番 上野欣也議員質問	98
（1）ハリヨ公園のハリヨの生息状況等について	98
船戸産業建設部長答弁	99
（2）市民サービスと職員等のことば遣いについて	100

林総務部長答弁	103
(3) 子どものインターネットや携帯電話の悪用について	104
森田教育長答弁	106
上野欣也議員質問	107
森田教育長答弁	107
上野欣也議員発言	107
9. 12番 寺町知正議員質問	108
(1) 人口増加、若者定住のために転入市民税、新築住宅減税、子育て支援を	108
嶋井副市長答弁	111
寺町知正議員質問	115
林総務部長答弁	116
○休憩 (午後 3 時31分)	116
○再開 (午後 3 時32分)	116
○休憩 (午後 3 時32分)	117
○再開 (午後 3 時34分)	117
林総務部長答弁	117
(2) 合併後政策の見直し＝美山・伊自良支所の「部」昇格と財源の配分を	117
嶋井副市長答弁	118
(3) 格差社会対策として低所得者の支援と国保制度の是正を	119
嶋井副市長答弁	121
10. 15番 村瀬伊織議員質問	123
(1) 平野市政の二期を振り返って	123
平野市長答弁	124
村瀬伊織議員質問	125
平野市長答弁	126
○散会 (午後 4 時06分)	126
12月17日 (金曜日) 第4号	
○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	128
○出席議員	129
○欠席議員	129

○説明のため出席した者の職氏名	129
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	130
○開　　議（午前10時00分）	131
○日程第1　常任委員会委員長報告	131
○日程第2　委員長報告に対する質疑	133
○日程第3　討　　論（議第72号から議第78号まで）	133
12番　寺町知正議員反対討論	133
○日程第4　採　　決（議第72号から議第78号まで）	135
○閉　　会（午前10時20分）	138
○会議録署名者	138

平成22年11月30日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 11月30日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成22年11月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第5 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第7 議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第8 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第9 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第10 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第11 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第12 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第13 議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 質 疑
- 承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

- 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第18 討 論

- 承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第19 採 決

- 承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 承第6号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第5 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第61号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第7 議第62号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第8 議第63号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第9 議第64号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第10 議第65号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第11 議第66号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第12 議第67号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 日程第13 議第68号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第69号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第70号 山口市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第71号 山口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 質 疑
- 承第6号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第61号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第62号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第63号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第64号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第65号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第66号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第67号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
- 議第68号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例について

議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第18 討 論

承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第19 採 決

承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について

議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
議第66号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
議第67号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について
議第68号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第20	議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第22	議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
日程第24	議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第25	議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
日程第26	議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利環君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 尾関律子君、12番 寺町知正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月17日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月17日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（久保田 均君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局にて保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 承第6号から日程第16 議第71号まで

○議長（久保田 均君） 日程第4、承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、日程第5、議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第6、議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第7、議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第8、議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第9、議第64号

山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第10、議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第11、議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第12、議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、日程第13、議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年山県市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、師走も迫り大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

国におきましては、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するため、平成22年度第1次補正予算が去る26日に成立したところでございます。一方、来春卒業予定の大学生の就職内定率は、10月1日時点で57.6%と過去最低水準となり、また、円高に伴い中小企業の経営状況が一段と厳しくなっていることなどから、政府には、自立的な景気回復の道筋を確固たるものにするため、速効性のある雇用経済対策を講じていただくよう期待するものでございます。

また、国が用途を定めているいわゆるひもつき補助金を地方自治体の裁量で使えるようにする一括交付金化については、初年度となる平成23年度は都道府県向け補助金のみを対象とする方向で検討しているようでございますが、12月中には平成23年度の国の予算案が示される予定でございますので、その結果を見守ってまいりたいと考えております。

さて、昨年流行いたしました新型インフルエンザにつきましては、その後沈静化しておりますが、これからインフルエンザの流行のシーズンを迎えますので、引き続き手洗い、うがい等の徹底を図り、感染予防のため市民の皆様のお協力をお願いするものでございます。また、本年度も10月1日からインフルエンザの予防接種が始まっております。ことしのワクチンは、昨年流行した新型インフルエンザ、季節性インフルエンザA香港型及びB型の3つの株が混合された3価ワクチンとなっております。市におきましては、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対しましてワクチン接種費用の助成を実施し、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

また、11月21日には、文化の里花咲きホールにおきまして、平成22年度山県市青少年育成推進大会並びに山県市PTA連合会研修会が開催されました。議員の皆様を初め、青少年健全育成会議及びPTA関係者の多数の方々に参加をいただきました。この中で、山県市出身の原宿カウンセリングセンター所長であります信田さよ子氏をお招きしまして、長年のカウンセリングの御経験から、「親と子の絆を考える」と題しまして、講演をいただきました。

ひきこもりや児童虐待には、夫婦の協力やその関係がうまくいっているかが大きく影響すること、また、民生委員などの第三者の声かけが重要であることのお話があり、参加者も多くの上諭を受けられたものと考えております。市といたしましても、青少年の健全育成のため、引き続き各種事業を推進してまいりますので、議員各位を初め、関係機関並びに市民の皆様のご理解、御協力を切にお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、専決処分案件1件、人事案件8件、条例案件5件、補正予算案件2件、その他の案件4件の計20案件でございます。

それでは、ただいま上程されました13案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー3、承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に560万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を122億7,240万1,000円とするものでございます。

本年9月15日から16日にかけて、山県市内でも大変な豪雨となり、葛原の百瀬地内では、道路が延長15メートルにわたり崩壊する災害が発生いたしました。10月28日に災害査定が行われ、災害復旧事業として採択されましたので、早急に工事を実施するため、地方自治法179条第1項の規定により、10月29日付で災害復旧費を増額補正する山県市一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしました。このため、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー1、議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、現在、山県市の人権擁護委員は8名でございますが、来年3月31日をもって任期満了たる1名の方につきまして、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。

臼井敏雄氏は、山県市谷合にお住まいで、平成11年1月1日より委員として活動されておまして、今回5期目として再任をお願いしようとするものでございます。臼井氏は人権擁護の重要性をよく認識され、適任と思慮されますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議第61号から議第67号までの山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意につきましては、このたび7名の委員の任期が満了し、引き続き委員として委嘱することについて、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

初めに、議第61号の端元博保氏は、岐阜市水海道にお住まいで、市の発足当時から顧問弁護士として御指導いただいております。岐阜県の顧問弁護士もなされており、地方行政に精通しておりますので、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、議第62号から議第67号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見者の方々でございます。

議第62号の鷺見博信氏は、山県市高富にお住まいで、現在、司法書士、行政書士として御活躍中で、地方行政にも精通しております。

議第63号の林 真澄氏は、山県市東深瀬にお住まいで、現在、岐阜地方裁判所、岐阜簡易裁判所の調停委員として御活躍中で、地方行政にも精通しております。

議第64号の西村純子氏は、山県市大桑にお住まいで、元小学校の校長として御活躍された方でございます。

議第65号の上野政幸氏は、山県市藤倉にお住まいで、かつて旧伊自良村の助役を経験された方であり、地方行政にも精通しております。

議第66号の室戸弘全氏は、山県市富永にお住まいで、かつて本市の職員として在職中は保健福祉部長や教育次長等を歴任され、地方行政にも精通しております。

議第67号の山田真理子氏は、山県市岩佐にお住まいで、現在、本市の生涯学習リーダーの会の推進委員として御活躍されております。

以上、7名の方はいずれも責任感があり、公平、誠実な方ばかりでありますので、社会的信望も厚く、適任と思慮されますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の期末手当について、本年8月の人事院の給与改定に関する勧告を踏まえ、本市一般職員の改定に準じて0.2カ月分引き下げのため、改正をしようとするものでございます。

次に、議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長及び副市長の給与月額について、人事院勧告を踏まえ、国の特別職と同様に0.2%を引き下げするものでございます。また、期末手当につきましても、本市一般職員の改定と同様に、人事院勧告の例により0.2カ月分引き下げのため、改正する

ものでございます。

次に、議第70号 山口市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育長の給与月額について、国の特別職と同様に0.2%引き下げのため、改正するものでございます。

次に、議第71号 山口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、国に準じた処置を講ずるため改正するものでございます。内容といたしましては、期末勤勉手当を0.2カ月分引き下げるとともに、中高年齢層の給与月額の平均で0.1%引き下げ、55歳以上の管理職の給与月額、管理職手当、期末手当、勤勉手当の1.5%を引き下げることなどでございます。

以上、ただいま上程されました13案件について御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 市長、御苦労さまでした。

日程第17 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第17、これより承第6号及び議第60号から議第71号までの13議案に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、議第71号、職員の給与の改定関係をお尋ねします。

いつも議案のときには、例えば入札では細かい資料とか、こういうときは一覧表的に計算したものを欲しいということは申し上げているんですが、なかなかわかりやすく資料が出てこない。この条例を見ても、率しか書いていないので、金額が見えてこないんですね。先ほどの市長の提案説明でも、パーセントの説明のほか、何カ月分というのはあったけど、金額的には示されない。これは、ここにいる議会関係者、あるいは執行部の皆さんは別の資料で知っているんでしょうけれども、議事録という形でしか知ることができない一般市民にとっては、非常にまずい状態だと思います。

それで、今、市長も十分に御審議をとということだったので、まず確認しますけれども、71号の職員関係ですが、これは給料と管理職手当、期末手当及び勤勉手当などというふうに理解しますけれども、それぞれの年間の減額の理由、先ほど軽く0.2とかおっしゃられたけど、もうちょっとそれぞれごとにその理由、それから、その対象人数とか、それぞれの額がありますね、人数ごとの。最終的に、じゃ、市の職員全体で合計で幾らと

いう明細をきちっと出してみてください。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、71号の市職員の給与条例の改正案でございますが、減額の理由につきましては、先ほど市長が提案説明をいたしましたように、人事院勧告に準じて行うということでございます。

そして、それぞれの給料、あるいは管理職手当、期末勤勉手当等につきましては、それぞれ人数で申しますと、給料につきましては対象者は341人で、金額では568万3,000円でございます。管理職手当は61人で、24万9,000円でございます。

〔「済みません、ちょっとゆっくりと、人数だけもう一度お願いします」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） 給料は341人、568万3,000円の減額でございます。管理職手当では、対象者は61人で、減額金額は24万9,000円でございます。期末勤勉手当の対象者は、給料と同じく341人で、減額金額は2,431万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） そういったものを本当は一覧表的に出していただけると、議事録にもそれが残るという意味では説明責任を果たせると思うんですが、こうやって聞かないと出てこないということは非常に問題だということを、改めて今回思いました。

再質問いたしますけれども、今回、人事院の引き下げの勧告があるという前提で行うということで、いろんな情報を見ればちょうどきょう、全国の議会、臨時議会か定例会の中でやっているところが多いということは聞いていますし、その原因が12月1日の起算日ということが共通しているということですね。

それで、人事院は、国家公務員に対してという原則があるわけですがけれども、それが、じゃ、自治体にどういうふうな効果があるのかということを確認したいんですけれども、人事院がこれだけ下げますよという、下げてくださいという勧告をしたときに、それに従わなかった地方自治体の場合、県とか市町村の場合ですね、国はそれに対して何か措置をとるのかどうか。あるいは、措置がもとられた場合、その額はどの程度、どういったところでどの程度なのか、あるいは全く影響はないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問の、人事院勧告に従いまして今回引き下げを行うわけでございますが、今の御質問の勧告に従わずに引き下げなかった場合の措置

ということですが、まず、期末勤勉手当の月数を引き下げなかった場合につきましては、国の考え方といたしましては、山県市の財政に余裕があると判断されるということですが、また、そういうことから、そう判断されますと、特別交付税にて、いわゆる勧告以上に支給をしたということで、その超過分、その勧告以上に引き下げなかったその超過分の期末勤勉手当の額が国において特別交付税で減額されるということ、そういった認識をいたしております。その額と申しますのは、先ほど申し上げました期末勤勉手当の341人分の2,431万9,000円が減額される金額と想定されます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、今、引き下げなかった場合ということですね。勧告が引き下げなさいということで、それに対して引き下げなかった場合、いわば豊かだから交付税は要らないですよと国が判断をするという趣旨だと受けとめました。しかも、その額は本来引き下げているはずの額との差額そのものということですね。

そこで、改めて質問しますが、じゃ、引き下げ勧告が出ている今回のような場合に、その勧告以上に引き下げた場合、これは、じゃ、国はどうするのかということですね。当然、各自治体の条例の判断だから、自治体単位ではいいわけですけど、国はそのことに対して何か後で、先ほどの下げるべきとき、下げなかったときの減額、それに類するようなものは何か対応があり得るのかということ。

それから、じゃ、逆に、人事院が引き上げるという勧告をした場合に、数年前まではそういったことが時々ありましたけど、そのときに引き上げなかった場合どうなのかということも当然考えられますし、あるいは、勧告以上に引き上げるということもあり得ると思うんですが、そういったところの考え方、国の対応は、どのように受けとめたらよろしいでしょうか。当然、そのときに額もどうなるかという予測を教えてください。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問の、人事院が今回の場合、引き下げの勧告をしているわけですが、それ以上に引き下げた場合ということの御質問ですが、勧告以上に引き下げた場合につきましては、国の措置はないものと認識をいたしております。

それに対しまして、先ほどの反対に、従来のような人事院の引き上げ勧告があったにもかかわらず引き上げなかった場合、その場合につきましても、国の措置はないという認識をいたしております。

また、反対に、勧告以上に期末勤勉手当の月数を引き上げた場合は、引き下げなかつ

た場合と同様に、先ほど説明をいたしましたような、財政的な余裕があるとの判断から、交付税措置での減額が想定をされます。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、今、71号の職員についてということで説明をいただきました。

次に、70号の教育長の関係ですけれども、教育長についても、数字は出てくるわけですが、金額的なところは示されないですね、議場においては。ということで、教育長は人数としてはお一人ですから、そのときの額、あるいは幾つかあるならその合計額、そこを示していただきたい。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの議第70号の教育長の給与についてでございますが、教育長は1人でございますので、給与につきましては1万9,000円、期末勤勉手当につきましては1人で13万9,000円でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、先ほどの人事院勧告の場合、議長もそう広げないでという趣旨でしたけれども、基本線として、私は一般の職員と特別職の常勤である市長や副市長、それから教育長、議員というのは国の交付税の考え方が違う余地があるという懸念を持ってこの議案を見ているんですが、そのあたりについて、一番専門の部長から見ると、職の違い、一般の職員、それから教育長、こういったところで人事院勧告との整合性がない場合、どうなっていくのか、そのあたりの見解をお知らせいただきたい。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 職員給与についての御質問と同じように、同様に考えておりますが、人事院の引き下げ勧告に対する引き下げをしなかった場合、あるいはそれ以上に引き下げ、引き上げ勧告に対する引き上げなかった場合、あるいは勧告以上に引き上げた場合などの、国などのそれぞれの措置はないと認識をいたしております。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） ないということは、教育長はそうであろうとして、私もそれで

いいと思うんですが、では、次に行きますけれども、69号の市長とか副市長ですね。常勤の特別職の場合。まず、最初には、一応これはお二人かと思えますけれども、先ほどと同じで額とか合計額、このあたりの明細を説明してください。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの69号の常勤の特別職の給料、期末手当の人数と額でございますが、給料については2人分で4万8,000円、期末手当につきましては2人で30万1,000円でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それで、勧告との整合性の関係で、交付税など国がどういうふうにするかというところについてですけれども、常勤の特別職についても、例えば今回は引き下げだから、引き下げなかった場合どうなるのかとか、そういった特異的なケース、いかがでしょう。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 先ほどの教育長の質問と同様に、人事院の引き下げ勧告、あるいは引き上げ勧告と異なる場合、基本的に国の措置はないという認識をいたしております。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） ないというのは、先ほど職員の場合に幾つかのケース、順次説明をいただいたわけですね。その形と同じなのか、職員と教育長、あるいは今の市長、副市長は違うんですよ、何もないんですよという意味なのか、どちらなんですか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 職員と特別職は立場が異なりますので、職員は、一番最初の御質問でありましたように、人事院勧告に従わなければその超過分について交付税で措置がされるということでございますが、減額措置でございますが、特別職につきましては、そういった措置の制度はないということで認識をいたしております。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今のことでちょっと私は問題あると思うんだ。教育長は特別職じゃないと私は理解しているんですけど、特別職だからと切られると、条例は確かに職員と違うけれども、教育長は一般職と同じ扱いが通常原則ですよ。だから、国の交付税対応が変わるとするなら、職員と同じではないかと。だけど、確かに特別職、常勤であっても市長と副市長は違うよというのは、今の説明はわかるんですけど、そこをちょっと改めて確認します。先ほどの答弁も違ってきますよね。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 暫時休憩。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 議長、済みません、次長から説明させていただきます。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 今回は、人事院勧告につきましては、当然一般職の職員につきましては先ほど御説明しましたような格好がございまして、それに市のほうも合わせるということがございます。それで、国のほうの特別職、大臣とかそういったことがございますが、そこにつきましても、人事院勧告の中の一般職員の中のいわゆる管理職、指定管理職、指定職が引き下げられますので、率が同様なんですけど、それに準じて国の特別職の職員、そういった大臣等なんですけど、引き下げられるということで、それに準じて本市のほうも市長、副市長の特別職と、それから教育長ということで、準じて同じように期末手当を同様に引き下げるといような措置を講じる予定でございます。

〔「議長、それは答えになっていないんじゃないですか。教育長を一般職のほうと見るのか、特別職と見るのかというのが今、まさに正しいかどうかの答弁なんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） わかりました。じゃ、今のところは言ってください。教育長はどうする、どちらにするのか。

○総務部次長（岡田知也君） 法令上、特別職はどうかとかという、現実はそのいう意味じゃなくて、教育長も国の特別職に準じた取り扱いをするといようなことで、条例改正を考えているということでございます。

○議長（久保田 均君） ということです。寺町君、質疑を変えなさい。

〔「だって、間違った答弁を議場で許せないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 今、答弁したじゃないですか。

〔「間違ったのを許していいんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） いいえ、間違っているかはあなたが決めるんじゃないで、次長が答えたことが間違っているかどうか、わからんじゃないの。それ以上の答えを私は聞いたと思っていますので。

〔「そんなことを許していいの、議長が」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） そうじゃないの。一生懸命答えていたじゃない。

〔「じゃ、だって交付税の対応が違うということはね……」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育長については、市長、副市長と同じという考え方でいいですねということです。

質疑を変えなさい。

寺町知正君。

○1 2番（寺町知正君） では、68号の議員の関係ですけれども、この議員の関係についても、それぞれの人数とかその理由、額、合計額などを説明してください。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 期末勤勉手当につきましては16人で、減額額は104万4,000円でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○1 2番（寺町知正君） これは、最終的に確認しておきますけど、先ほどの議員の場合は、交付税的にはどういうふうに位置づけられる職だと考えておられるんでしょう。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 常勤の特別職と同じ考えでございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○1 2番（寺町知正君） 過去の例で、人事院勧告があつて、一般職、あるいは首長が準ずるけれども議会は別という例は、この議会でもあつたと思うし、他の自治体でもそういう例はあるんですが、今の準じてだと整合性がないと思うんですけど、どう考えますか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 議員の関係につきましては、人事院勧告につきましても、いわゆる国会議員等に対する勧告というようなことではございません。それは、国会議員等につきましては、あくまで別で国会のほうで議員の歳費を下げるとか、上げるとかという、そういういわゆる国会議員サイドのほうでの論議というふうだと思われま

す。それで、本市におきましては、そういった一般職員が期末勤勉手当を人事院勧告に準じて下げるということで、期末手当につきましては、そのために一般職員に準じて議員のほうも2カ月分下げたらどうかということ

です。

それから、いわゆる……。

〔「0.2カ月」と呼ぶ者あり〕

○総務部次長（岡田知也君） 0.2カ月ですね。済みません、訂正します。

それで、報酬のほうにつきましては、当然人事院勧告にもございませんし、そういった国のほうも国会議員の歳費を下げるとか、そういったことは、措置は今のところございません。その部分につきましては、あくまで議会サイドといえますか、議員サイドのほうの御判断ということになってくるかと思

います。今回につきましては、いわゆる期末手当の分について、一般職員と同様に0.2カ月分下げてはどうかといった、そういう御提案でございます。

○議長（久保田 均君） よろしいですか。

〔「もう一つやっていますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 議員、今の件は終わりですよ。いいですか。

〔「はい。他の質問はありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○2番（石神 真君） 許可をいただきましたので、今の寺町さんのあれじゃないですけど、引き続き今の議第68号、議員の報酬についてですけれども、いろいろ話も聞いておりますが、今の次長の話だと、議員も一緒にしてほしいというだけで、別に議員のやつは議員で決めるんならいいんじゃないかというのなら、提案するのはおかしいと私は個人的には思うんですけども、その点、次長はどうですか。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 今の期末手当の減額分につきましては、先般の議会運営委員会のほうでお諮りして、本日そういう内容で御提案させていただいているというものでございます。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） 臨時の議運があったということは聞いております。その中でこれに出てきたということは、議運のほうが多数決にしる賛成したからここへ出てきたんだと思いますが、全体的にはまだきちっとしたお話を聞いていなくて、このように、今まででいうと、出てきた以上は認めてほしいというのが、じゃないかなと。そう何も逆手をとって提案を反対する気もありませんけれども、やはりこれに関してははいまいち、ちょっと納得いかない点がありますので、議員のことにしましては議運の方々の全体に話をしたときにこうやって出していただければありがたいかなと思って、聞いただけで置きます。

○議長（久保田 均君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第6号及び議第60号から議第71号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第6号及び議第60号から議第71号までは、会議規則第37条の第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、承第6号及び議第60号から議第71号までは委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

日程第18 討論

○議長（久保田 均君） 日程第18、これより承第6号及び議第60号から議第71号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

石神 真君。

○2番（石神 真君） 先ほども質疑のほうでちょっと話をしましたが、議第68号、議員の期末手当に関する条例の一部改正条例については、私、個人的には納得いきませんので、反対といたします。

○議長（久保田 均君） 次に、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はなしと認めます。これをもちまして、承第6号及び議第60号から議第71号までの討論を終結いたします。

日程第19 採決

○議長（久保田 均君） 日程第19、ただいまから採決を行います。

承第6号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱の同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第68号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第69号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第70号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第71号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議第72号から日程第26 議第78号まで

○議長（久保田 均君） 日程第20、議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）、日程第22、議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について、日程第24、議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第25、議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について、日程第26、議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について、以上7議案を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） ただいまは、専決処分案件、条例案件につきまして議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました条例案件1件、補正予算案件2件、その他の案件4件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市老人福祉センターの業務について、指定管理者の山県市社会福祉協議会が運営しており、現在の休館日は月曜日及び日曜日と祝日、年末年始となっておりますが、利用実績等、利用実態等に合わせまして、月曜日を土曜日に改めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に379万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を122億7,620万円とするものでございます。まず、先ほどの条例の改正に

関連し、職員給与費等につきまして、議員及び特別職を含んだ一般会計全体で合計3,001万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、費目ごとに概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、賦課徴収費で、確定申告が国税連帯となっていることや、来年度から実施しますコンビニ収納のバーコードのテストが必要となりましたので、プリンターや複写機等のレンタル料15万2,000円、住民税申告受付支援システムの開発導入経費51万2,000円を追加補正するものでございます。

民生費につきましては、児童福祉総務費で保健福祉ふれあいセンターに安心こども基金文庫を設置するための本棚、絵本等の購入費20万円、保育園で砂場の日よけ等の備品購入費33万8,000円、生活保護費で過年度の生活保護費等国庫負担金及びセーフティネット支援対策等事業費補助金の額が確定いたしましたので、国への返還金682万8,000円を追加補正しております。財源といたしましては、児童福祉総務費及び保育園費では、県の地域子育て創生事業費補助金より合わせて41万5,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、予防費で、国の予防接種実施規則の一部改正に伴いまして、接種の種類等、接種の積極的勧奨及び対象年齢の拡大によりまして、日本脳炎予防接種対象者が大幅に増加したため、予防接種委託料923万5,000円を増額補正しております。

農林水産業費につきましては、農業振興費で、桜尾作農機械化営農組合の大豆コンバイン購入事業がぎふクリーン農業生産支援事業費補助金の対象となり、県補助金が148万2,000円交付されることになりましたので、その全額を事業実施団体に交付するため、補助金148万2,000円を追加補正しております。

教育費につきましては、教育振興費で、平成23年度の小学校の教材が変更されることに伴いまして、指導用教材の購入費1,491万1,000円を追加補正し、学校給食費では、臨時調理員3名が中学校から小学校に異動したことによりまして、423万6,000円を小学校費と中学校費間の組み替えを行っております。

学校管理費では、高富、伊自良、美山中学校に設置したAEDのバッテリーの耐用年数が経過いたしましたので、バッテリーの交換費用15万8,000円を追加補正するものでございます。

その他の歳入につきましては、前年度繰越金190万2,000円を計上いたしております。

次に、議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算総額に42万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175万1,000円とするものでございます。老人保健制度そのものにつきましては、平成19年度をもって終了しておりますが、平成22年度までの3年間は、医療機関からのレセプトの再

審査や返戻、過誤などの清算処理が行われております。

今回、過年度の医療費の清算に伴って国民健康保険連合会に支払う医療給付費が増加しましたので、42万3,000円を追加補正するものでございます。歳入といたしましては、社会保険診療報酬支払基金から交付金21万1,000円、国庫負担金14万1,000円、県負担金3万5,000円、繰越金3万6,000円を追加補正しております。

続きまして、資料ナンバー1、議第75号 山口市体育施設の指定管理者の指定につきましては、平成20年4月1日から特定非営利活動法人たかのみスポーツクラブを指定管理者に指定し、山口市総合運動場を初めとする4つの体育施設において管理を行ってまいりましたが、平成22年度末で指定期間が終了いたします。引き続き指定管理者になり管理を継続するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、伊自良地域と美山地域の体育施設9施設を追加した市内の13の体育施設を指定管理の対象施設とし、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、同クラブを指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第76号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から社会福祉法人山口市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、伊自良老人福祉センター及び美山老人福祉センターの2施設において管理を行ってまいりましたが、平成22年度末で指定期間が終了いたします。引き続き指定管理者による管理を継続するため、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、同協議会を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第77号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から岐阜中央森林組合を指定管理者に指定し、美山山村開発センターの管理を行ってまいりましたが、平成22年度末で指定管理が終了いたします。引き続き指定管理者による管理を継続するため、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、同組合を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議第78号 山口市香り会館の指定管理者の指定につきましては、平成20年8月1日からドルフィン株式会社を指定管理者と指定し、香り会館の管理を行ってまいりましたが、平成22年度末で指定期間が終了いたします。引き続き指定管理者による管理を継続するため、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、同社を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

これらの4案件につきましては、指定管理の候補者につきましては、今年度より外部の方を中心に構成された指定管理者候補者選定委員会において審査を行っていただいております。いずれも当該団体の適宜、その管理運営方針、計画について適正との判断をいただいております。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 市長、御苦労さまでした。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす12月1日より8日までの8日間、休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、あす12月1日より8日までの8日間、休会とすることに決定をいたしました。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時00分散会

平成22年12月9日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 12月9日(木曜日)

○議事日程 第2号 平成22年12月9日

日程第1 質 疑

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について

議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）

議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について

議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について

議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利瑗君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 梅 田 敏 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

- 議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

- 議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、11月30日に議題となりました議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定についてまでの7議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を求めます。

第1番の宮田軍作君につきましては、本人から取り下げの申し出がありましたので、第2位、小森英明君から始めます。

小森英明君。

- 14番（小森英明君） 発言通告書に従いまして質問をいたします。

資料1のページ25、議第75号についてです。

山県市体育施設の指定管理者の指定について、恩田教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

指定管理者として9カ所増加されますが、趣旨及び管理費用はどのようになっているのか、教育委員会の管理からたかのみスポーツクラブに移管することにより、変更される部分は何か、質問をいたします。

- 議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（恩田 健君） 山県市の体育施設の指定管理者の指定について、御質問にお答えします。

指定管理者制度により、体育施設の指定管理については平成20年度より22年度までの3年間、高富地域の体育施設4施設について、NPO法人たかのみスポーツクラブに管理運営を委託しております。今年度をもって期間満了に伴い、平成23年度からも引き続き伊自良、美山地域の体育施設を含め指定管理者制度により管理運営を行い、施設の有効利用と利用者への利便性を図っていきたいと考えております。

指定管理施設増加の趣旨につきましては、現在、市内に体育施設は17施設あり、そのうち高富地域の4施設については平成20年度より指定管理者制度により施設管理を行っており、伊自良、美山地域の施設については市教育委員会にて管理を行っております。現在、市総合体育館と教育委員会の2カ所の窓口により施設の貸し出し並びに管理を行

っていることにより、利用に当たってわかりづらく、市民から見れば同じ体育施設であり、管理の一元化を求める声もある状況です。今まで伊自良、美山地域の体育施設の受付窓口は教育委員会生涯学習課が窓口で、土曜日、日曜日、祭日及び夜間はできませんでしたが、今後は指定管理によりできるようになります。

平成23年度より市内全域の体育施設を指定管理者制度により一括管理を行うことにより、窓口の一本化と施設の有効利用に役立ち、利用者の皆様へわかりやすく、よりよいサービスができるものと考えております。また、23年4月より市内の体育施設並びに学校開放施設についてスポーツ施設予約管理システムを導入し、インターネットを利用し、自宅のパソコンや携帯電話から施設の空き状況の確認や予約ができるよう準備を進めております。

次に、管理運営に係る費用額については、現在、高富地域の指定管理料が年額2,925万9,000円で、これまでの実績を踏まえた管理料の見直しと、伊自良、美山地域の施設の追加に伴う費用の増加分について、現在、より一層の精査を行っているところでございます。基本的には、各施設とも過去2年間の施設管理費等をもとに必要性並びに適正化をよく検討し、利用者の皆様が気持ちよく使いやすい施設を維持するために必要な経費を計上していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 申し込み方法につきましては、一元化するというところで、これはいいことだと思いますが、管理費のことについても今検討するというような話がありましたが、それで、利用者が気持ちよく利用できるというようなことになると、利用者の使用料の増減があるのかどうかということと、気持ちよく利用できるということは上がらないことだと思っておりますが、その点どうかということをお尋ねいたします。

それと、このふえた部分について、美山ジョイフル倶楽部というのは前の北武芸小学校の部分全体をいうわけですけど、この中で、体育施設ということで、体育館だけなのか、それともゲートボールなどを行っておられるその部分も含むのかどうかということ、以上の点について再度お尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

使用料の増加ということでございますが、平成20年度より高富地域の指定管理の状況、実績から見ますと、利用者及び利用料についても年々、現在、増加している状況でございます。指定管理者のノウハウやきめ細かなサービスにより、今後もふえていくものと

期待をしております。

20年から指定管理を行っているわけですが、その実績では、平成19年度は市の直営でございましたけれども、平成19年度と21年度を比較した場合に、利用者数で年間108%増の1万3,346人増加しております。利用料についても、平成20年度に料金改定を行いました、平成19年度と21年度を比較した場合、158%増ということになっております。

それから、2点目のジョイフル倶楽部につきましては、美山ジョイフル倶楽部は、今、議員御指摘のとおり、体育館とゲートボール場と市の図書館の分館の3施設から成っております。そのうち、体育間及びゲートボール場の2施設につきましては、市の体育施設に位置づけられておりますので、この2施設について指定管理の中に今回含めたということでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 局長、最初の管理費については。

恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 失礼しました。管理費につきましては、先ほどお答えしたように、現在は高富4施設で年額2,925万9,000円でございますが、伊自良地域、美山地域の施設を追加するというので、現在、より一層の精査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 利用者にとっては、以前、美山のほうでいえば、小中学校の体育館とか運動場は無料で昼でも夜でもできたわけです。そういう中でいろいろと利用料が必要になってきたわけですが、できるだけそういう利用料が少なくなるように、指定管理者になったからといって、市のほうでお任せしておくことがないようにしていただきたいと思うんですが、その点どうですか、再度お聞きいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

使用料につきましては、市の使用料条例により決定されておりますので、その料金によって今後やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保田 均君） 以上で小森英明君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それでは、発言通告書に基づきまして、1問質問させていただきます。

議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）、資料4の16ページ、款6の農林水産業費の3、農業振興費について。

この間の説明で、桜尾機械化営農組合の大豆コンバインの補助金についてですが、私、これ、インターネットで調べたら、どうも登録がなされていないように思ったものですからこの質問をさせてもらうんですけども、ぎふクリーン農業生産支援事業補助金となっていますけれども、この補助金の対象はあくまでもクリーン農業登録者でなくてはならないと思うんですが、その辺はどんなものでしょうか。

また、クリーン農業の個人登録者が結構あると思うんですが、山県市にも2カ所ぐらいあったんですかね、そういう人たちが機器を買う場合は、この支援事業は使えるのかどうか。あるいはまた、この機械が他の組織に有償で貸し出しができるかどうか。それは生産組合との話だと思うんですけども、そのことと、今の生産支援組合の営農組合の組織、登録組合というのは、現在、山県市に幾つあるのかお尋ねします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） それでは、まず1点目の、この補助金の対象はクリーン農業の登録者かということをございまして、当然この事業の補助要件をございまして、まずクリーン農業の登録者ということをございますし、また、3年以内に生産登録をしていただいても可能でございます。なお、今回補助を行います桜尾の機械化営農組合につきましては、登録団体でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目のクリーン農業の関係の、個人のございしますが、現在、市内におきましても個人でクリーン農業の登録をされておりますが、今回のこの補助事業、ぎふクリーン農業生産支援事業の補助につきましては、団体に限られておりますので、農協とか今回の桜尾機械化営農組合ということになっております。

3番目の機械の有償貸し出しにつきましては、今回補助団体がクリーン農業で使用するというので補助をいただきますので、有償での貸し出し等は、有償でも無償でもですけど、貸し出しは認められておりません。

4番目の市内の営農組合の組織でございますが、現在、市内には2組織ございます。以上でございます。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） わかりました。

お尋ねをもう一件したいのは、要するに、岐阜県でも農業の平均年齢が69.何歳という

ことで高齢化しているわけですが、こういった、特に山口市も同じだと思わすけれども、個々でこれから農業をやっていくということがとても、すごく大変な時代になったと思わすけれども、こういう支援事業があるということの啓蒙、そういったことは、できるだけ皆さんにわかりやすく、どんな形を通じてでもいいと思わすけれども、その辺のことは今後どんなような方向で考えてみえますか。ちょっとその辺、お願いします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 現在、市単独事業としまして高能率機械等の補助事業もございまして、こちらにつきましては、本市に担い手農業育成事業団体というのが登録されておりまして、団体と大規模農家等々の組織でございまして、そちらに対しましては補助を行っておりますが、それ以外の個人でやられる方につきましては、今のところ補助制度はございませんが、県もいろいろ補助制度はございまして、また広報等を通じてPRを図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思わす。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

通告順位4番、上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 4点通告しましたけれども、最後の指定管理者は重なりまして、上の3つを質問いたします。

まず第1点は、議第73号の一般会計補正予算、資料4のページ14、生活保護費682万8,000円、これは、説明では21年度分の精算による国への返還金ということでございまして、実質的にはこれは見込み額が少なかったからこういうことになったのかということをお尋ねしたいということと、それから、2点目は、21年度歳入歳出決算書の87ページの区分でいうと、どの内容になるのかお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 1点目の生活保護費の返還金の682万8,000円につきましては、保護費が235万円、それから生活保護適正実施推進事業14万2,000円と、それから、住宅手当の緊急特別措置事業433万6,000円であり、議員のおっしゃるとおり、見込み額より支出が少なかったということです。主な理由といたしましては、医療扶助が思ったほど伸びなかったということと、もう一つ、離職者の住宅手当の緊急特別措置事業が、就労能力や意欲のある方で住宅を喪失、住宅をなくしてしまった方とか、喪失するおそれのある方に対して6カ月間住宅扶助をしている部分なんですけれども、それがお一人しかなかったということが主な理由になります。

それから、2点目の決算書の区分に関しましては、委託料の不用額の4万7,000円と、備品購入費の不用額9万5,000円の計14万2,000円が生活保護適正実施事業で、あとは扶助費の不用額の764万円のうち、保護費が235万円と、住宅手当の緊急特別措置事業が433万6,000円の返還金。合計で返還金の合計が682万8,000円となります。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） よくわかりました。

続いて、第2点、同じく資料4のページ15。ちょっと初歩的な質問で恐縮でございますが、お願いをします。

予防接種の923万5,000円、これは、説明では日本脳炎予防接種の年齢の拡大ということで、対象者が増加したという説明でございましたけれども、対象年齢及び対象者数をちょっとお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 主な理由は今の上野議員がおっしゃったとおりなんですけど、背景といたしまして3つございます。

1つは、過去に日本脳炎の予防接種は副作用があつて、一時勧奨を抑えていた時期があります。ことしに入りまして、4月1日、厚労省の通達によりまして、1期、3歳から7歳6カ月未満のお子さんに対して積極的に進めようというようなお話がありまして、後期に入りまして接種者が大幅に伸びたということで、これは1期の方、3歳から7歳6カ月未満の方の対象者なんですけれども、接種対象者は1,685人ありますが、当初予算をつくる段階では予定者337人と見込んでおりましたが、実際は1,011人ぐらい見込まれるということで、足りない分として不足分674人分を追加させていただいているのと、もう一つ、8月27日で予防接種の規則が一部改正になったことによりまして、今までできなかったお子さんを今、対象者を拡大する、それは1期の接種を3回終えていないお子さんも受けられるようになったということで、9歳から13歳未満のお子さんに不足する回数を接種できるような特例措置が設けられたことによるもので、年齢的には9歳から13歳のお子さんということで、対象者数は、608人のうち、接種予定者を432名と見込んでおります。

3点目に、第2期という言い方をしますが、要するに追加ですね。抗体が下がってくることによって、追加で接種する時期なんですけれども、この子供さんたちに今の新しいワクチンで接種できるようになったということで、その対象となる方が897人ありまして、接種対象者を485と見込ませていただいております。それらの合計が今回の補正予算になります。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） よくわかりました。

続いて、第3点、資料4のページ19、教育振興費1,491万1,000円。教材用は指導用教材小学校分、通常言っている、俗称では指導書かと思えますけれども、この学級数と購入冊数、それから、これは交付税の措置はあるのかなのかについてお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

小学校では、9年ぶりに改訂された学習指導要領が平成23年度から完全実施となります。実施に伴い、学習指導要領に沿った教師用の新しい教科書及び指導書が必要となります。今回、補正予算で計上しました教科書及び指導書は、基本的には次回の学習指導要領の改訂がなされるまでの約10年間使用するもので、学級数分必要となります。市内の小学校の平成23年度の学級数は、通常学級、特別支援学級、通級指導教室を含め、79学級になります。

使用する教科書は9教科で、国語の書写と社会の地図を含め11種目使用します。

また、教科によって学年で使用する冊数が異なり、通常学級では6学年で合わせて55冊の教科書を使用しますし、特別支援学級や通級指導教室では、在籍児童の発達段階や障がいの程度により使用する教科書必要冊数が異なってきます。これらの条件を踏まえ、本市の必要教科書総数は1,105冊となります。

次に、教師用指導書につきましては、今回の改訂により、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数が6年間で約1割増加したことや、教科書のページ数も全教科平均で約1.4倍増加したことから、さらに教科指導の充実を図るための参考資料として必要であり、必要総数は教師用指導書が1,175冊となります。

これらの教師用教科書及び指導書等につきましては、交付税措置の対象となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） これで上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 通告しておりますようにお願いします。ですけれども、2つとも前に質問されておりますので、1点のみ御質問したいと思います。

最初の指定管理の件についてですけれども、美山ジョイフル倶楽部を入れていらっしゃるんですが、このジョイフル倶楽部という施設そのものが、名称が体育施設のみではない、文化施設もあるというふうに、読み聞かせがあったりする施設が入っているんで

すけれど、ここの名称を統一されているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

美山ジョイフル倶楽部につきましては、先ほど申し上げましたが、体育館とゲートボール場と旧北武芸小学校に設置してあります市の図書館の分室ということで、それだけをまとめて美山ジョイフル倶楽部というふうにしております。

それで、山県市の体育施設の設置条例の中には、ジョイフル倶楽部の体育館及びゲートボール場については社会体育施設として位置づけられておりますので、今回、その2施設についてのみ指定管理のほうへ入れさせていただきました。図書館の分室については、そのまま残るということでございます。

以上です。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 市の広報なんかの情報のところを読み聞かせと、こういうふうに書いてあるんですけど、ここにはジョイフル倶楽部と書いてあるんですね。こういう表記というのは非常に紛らわしいなというふうを感じるんですが、その点は名称変更なり続きに名称をつけるなりなんなりする必要があるのではないかというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

私自身も若干紛らわしいとは思っておりますので、その点、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） よろしくお願ひします。

もう一つ、次の点について、小学校の教育振興費、先ほども質問があったんですけども、1点のみお聞きしたいと思います。

こうした教科書が新しくなるということですが、この点についてですが、学校独自のいろんな特色のあるような、教科の特色を出すような方向性というのはこういうところに入っているのかどうかお尋ねします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 学校の特色化ということでございますけれども、今、ここに、きょうお話ししておる指導書は、文部省が言います学習指導要領に基づく指導内容でござ

ございますので、これは全国共通せねばならないという内容でございますので。ただ、この教え方と、それから学校でどこかに重点をかけるかとかというようなことにつきましてはその上に来ますので、時間数の確保等も含めて、その辺から特徴は出ると思いますが、きょうお示ししているのは基準、基本というところでの内容でございます。

以上です。

○議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 6 番、寺町知正君。

○1 2 番（寺町知正君） それでは、通告の順にお尋ねします。

まず最初に、資料 1 の議第 75 号で、25 ページ、体育施設の指定管理ということです。

今回、私は指定管理に関する部分の質疑を 4 件お願いしていますが、これは個別担当部、担当課の事業の中身じゃなくて、指定管理制度そのものの市の姿勢ということではお聞きしますので、多分総務部長ないしその関係の方かなと思っています。

まず、体育施設、25 ページですね。ここで、以前から指定管理の場合は、私はいつも疑問を投げかけていたんですけども、それは随契、いわば特定のところと初めからありきで行くということが目につく。そういう自治体が幾つかありまして、山口市もその特徴をずっと持ち続けていると指摘してきました。今回、幾つか出てきましたけれども、基本的には全くそれが従来の方針どおりということで、意外に受け取ったので幾つかお尋ねするわけですけども、指定管理という制度が始まって、それから法律でどちらか、直営か指定管理で必ず行きなさいと、明確に方針を決めなさいと決められたのが 18 年の末ということで、総務省がそれまでの全国の状況を見て、いろんな調査をして、実態把握もした上で出した通知というのがあります。それが総務省の自治行政局長の指定管理者制度の運用についてという通知で、これが平成 19 年 1 月 31 日付という形で出ています。この通知が都道府県を通じて各市町村にも行っているわけですけども、そのような通知について山口市はどのように受けとめているのかということ。じゃ、その通知の内容が山口市政の指定管理者に関して反映されているのかということですね。そこについてお尋ねします。

それから、市長の提案説明で、業者、個々の議案ごとに業者が出ていますけれども、選定委員会というようなものをつくって、そこで審査をしてもらった、適正であったという趣旨の説明がありました。それについてですけども、通常、選定委員会というようなものをつくれれば当然設置要綱はつくられるということで、総務課で一応もらったんですけども、その要綱には制定年月日が出ていない、施行月日ですね。ということで、施行月日を明らかにしていただきたい。

それから、その各条文を見ますと、委員とか役割も出てきますけれども、具体的にこの議案の説明の中ではどういった人が委員になったとか説明がなかったので、その委員の方々の職、氏名、それからこういう理由でこの人を任命しました。指名しましたという、委嘱しましたという理由があるはずですので、その説明をお願いしたい。

それから、正副の委員長ですね。これも要綱に定まっています。

その要綱の3条2項の3号というところで副市長という、市の固有の職が唯一出てくるのが副市長なんですけれども、そこが初めから規定されていて、原則副市長で、多分特別な理由があれば市長は他の担当部課長を入れるということも含まれているのかと思いますが、とりあえず副市長は3号で明確にされている。その理由を明らかにしていただきたい。

それから、体育施設に関しては公募せず、随契ということで出てきていますけれども、いつ随契にするという方針を決めたのかということですね。それから、だれがそれを決めたのかということ。先ほどの総務省の通知、このようにしなさいよという通知に私は反すると読むわけですけれども、それをどのように決めたのか、どうして決めたのかということですね。あるいは反すると考えないのかということですね。

それから、4点目ですけれども、先ほどの選定委員会を通しましたという提案説明ですので、じゃ、その選定委員会をいつ開いて、提案、あるいは諮問なのかもしれないけど、そういったふうに示したのかということ。

それから、会議をいつ行って、何回行った、あるいは実際に会議で、例えばこの75号、体育施設についてどれほどの時間議論してもらったのか、その中身を明らかにしていただきたい。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの議第75号の体育施設の指定管理者につきましてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、御質問の総務省通知につきましては、通知の内容でございますが、引き続き公の施設の管理のあり方について検証及び見直しを行い、より効率的な運営に努めることということと、そして、もう一つ、指定管理者の募集は原則として公募により行うとともに、選定基準及び手続等について適時に情報開示に努めることと、この2つの趣旨での通知であったかと考えております。

本市といたしましても、その通知の趣旨の重要性は十分認識しておりまして、当該通知を踏まえまして、平成22年の3月に策定をいたしました第3次の山県市行政改革大綱におきましても、改革を進める基本項目の1つに民間委託等の推進を掲げまして、この

公の施設の管理運営について検証することとしておりますし、また、指定管理者の募集に当たっては、施設の性格ですとか規模、機能等を十分考慮いたしまして、特に公募しないことが有利であるなど、合理的な理由が認められる場合を除き、原則公募することといたしております。

そこで、2点目でございますが、指定管理者候補者選定委員会は、平成22年7月14日に施行されました山県市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき設置をいたしておるものでございます。

この委員会の委員の皆様は、この要綱の第1号の会計または財務等に関し見識を有する者とはございますけれども、この方は市内にお住まいの税理士の池戸和人氏でございます。要綱の第2の市民の代表といたしましては、市の自治会連合会長の丹羽英之氏、また、商工会関係者の三井怜子氏、そして、元教員で個人情報保護審議会や情報公開審議会等の委員を務めていただいております上野美千代氏、そして、要綱の第3号の副市長の計5名で構成をいたしております。委員長には丹羽氏、副委員長には池戸氏に務めていただいております。

また、この委員会は、指定管理者候補者の選定をより適正かつ公正に行うことを目的に設置したものでございますので、市職員以外の方を中心に構成することを基本的な方針としながらも、施設の管理者であります行政側の意見が全く反映できないことも問題であると考え、行政の代表として副市長のみを委員として加えることとしたものでございます。

次に、3点目でございますが、最初に、少し長くなりますけれども、この流れを説明させていただきますと、指定管理者の候補者の選定の流れについて御説明申し上げますと、まず、それぞれの設置の施設の所管課が募集方法ですとか選定基準、採点表等を定めた後に、副市長を委員長といたしまして、これは市職員のみで構成いたしております指定管理者制度検討委員会、「制度」が違うわけですが、指定管理者制度委員会において募集の方法、選定方法及び制定基準、採点表等を審議いたして決定をいたします。

次に、公募の場合は、その決定に基づきまして指定管理者の募集を行います。そこで申請書が提出されましたら、指定管理者、先ほど来の指定管理者候補者選定委員会におきまして適正な指定管理者候補者を選定していただき、市長はその選定結果の報告を踏まえまして、最終的な指定管理者候補者を決定いたします。

また、非公募の場合でございますが、これは例外的な手続でありまして、より慎重に選定する必要があるため、指定管理者候補者選定委員会2回を経まして、この決定をするという流れになっております。

まず、具体的には、指定管理者制度検討委員会、これは先ほど御説明申し上げました内部の市の職員で行っております制度の検討委員会の次に、まず第1段階といたしまして、外部委員で構成をしております先ほど来の指定管理者候補者選定委員会で特定の団体に申請書を提出させることが適正かをまず審議、決定をしていただきます。そして、市はその決定に基づき、相手方に申請書の提出を依頼します。その後、申請書が提出されましたら、第2段階といたしまして、外部委員で構成しております指定管理者候補者選定委員会におきまして、公募の場合と同様に、その提案内容ですとか申請団体の面接の内容から指定管理者候補者として適正かどうかを審議、決定をし、市長はその選定結果の報告を踏まえ、最終的な指定管理者候補者を決定いたします。

御質問の体育施設につきましては、設置する所管課、具体的には生涯学習課でございますが、の方針に基づきまして、平成22年8月30日に内部委員の指定管理者制度検討委員会で非公募とすることを決定いたしまして、その後の9月16日に外部委員である指定管理者候補者選定委員会におきまして、特定団体としてたかのみスポーツクラブのみからの申請書を提出させることが適正と判断されましたので、その決定に基づきまして、市は申請書の提出を依頼をいたしまして、10月20日に再度指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、提出された申請書の提案内容と申請団体面接の内容等から指定管理者候補者として適正であるか審議をいただき、そこで適正と判断されたわけでございます。この選定結果の報告に基づきまして、市長が最終的にたかのみスポーツクラブを指定管理者候補者として決定したものでございます。

また、この体育施設につきましては、団体の性質、あるいは管理の実績、また、経営のノウハウに加えまして、市のスポーツ振興への貢献度等を、そういったものを総合的に勘案いたしまして、公募しないこととしたものでございます。

次に、4点目でございますが、体育施設の指定管理者候補者選定に係る指定管理者候補者選定委員会の開催日等につきましては、先ほど述べましたとおり、2回の選定委員会でございますし、この委員会におけます会議の合計の審議時間は、おおむね116分でございます。また、この会議の資料等につきましては、それぞれの提案等がございまして非常に膨大なものとなっておりますので、資料等につきましては、事前に配付をさせていただいての会議でございます。

以上でございます。

〔「設置要綱の施行年月日は」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） 施行は、先ほど説明申し上げました、2点目の中で御説明申し上げました22年7月14日に施行がされております。

○議長（久保田 均君） 寺町君、やみ取引をしないようにしてください。

〔「でも、お願いしたのに、答えがなかったから」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 答えておるよ。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 済みません、ちょっとメモを忘れました。

じゃ、再度お尋ねしますけれども、今、選定委員会で、そのものに先立って職員の内部的な制度委員会ですか、そういったものがあるということでしたけれども、例えば市長の報酬などの、これも審議会を通るんですが、ほとんど全国の自治体、山口市もそうですけど、市長から諮問されたものに対して異なる答申が出ることはない。他の審議会などでもそうなんです。そういったことを考えれば、先ほどの説明のあった職員の制度委員会という、ちょっと僕はメモをし切れていないので、何しろ内部的なもので基本的に方向を決める。例えば、この体育施設であれば公募はしない、非公募でいくという方針を決めたということですね。それを受け取った外部の委員会は、それに対しては多分、通常の委員会どおり、議論が116分というようなこともありましたけれども、結論として、多分反するというのは経験的にないわけですよ。そういったことを考えると、やはり職員の委員会で決めたことが一番重要であろうと。

それが適正なのかということですけど、先ほどの総務省の通知、部長は原則公募だと通知が言っているというような趣旨を答えられましたけど、文言でいいますと、通知の2項ですね。透明性の高い手続が求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては複数の申請者に事業計画書を提出させることとしということで、別に原則なんて書いていない。こととしというふうになっているわけですよ。さらに、情報開示に努めるというような努力は示していますが、基本的には複数の申請者にとということをはっきりうたってきているわけですよ。もちろん法律じゃない、通知ですから、これに違反したから罰則があるとか、そうではないけれども、やはり全国の方向性がちょっとまずいということを経験結果として持ったからこそ、こういう通知を全国に出したわけですよ。ですから、原則から外れる場合、非常に重要だ。その辺の答弁はありましたけれども、答弁、合理的な理由がある場合という趣旨だったと思うんですけど、そこを決定するのは職員の、内部の委員会であるということなんです。果たしてそれが適正と言えるのかどうか、私は非常に疑問を持っている。いわば外部ということを経験説明でおっしゃられたけど、今ずっと聞いていくと、職員の段階で実質の随契ですよ。単独の相手と初めから非公募で行きますということを決めているということですね。そのことの問題点を考えないのかということをお聞きしたい。

私は非常に総務省の通知とは反しているということとともに、一般的な外部に委託するときの原則、入札、あるいはプロポーザル、複数で争うというのが原則の時代になっているのに、職員段階で1つで行きましょうと、実質随契で行きましょうと決めていることの問題点を何も感じないのかということ非常に疑問を持っているんですが、そのあたり、どういうふうに答えられるのでしょうか。

さらに伺いますが、先ほどの答弁では、市のスポーツ振興などに貢献したところも考慮したということがありましたけど、じゃ、それを言ったら初めから市内の団体、限定を言っているようなものですよ。というふうに私は受け取ります。初めから決めるときの条件として、市のスポーツ振興に貢献したとなれば、市内の団体にしかなれないんですよ。だから、ならない理由をつけたのではないかと。実質随契、1つということを行うところの理由づけとして考えただけではいけないのでしょうか。市のスポーツに貢献、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） まず、再質問の総務省の通知に反しているか、反していないかということですが、総務省が出しております通知等を踏まえまして、中身の精査を行いまして、総務省に確認をしたわけですが、まず、総務省が21年4月1日現在での全国の指定管理者の施設の導入につきまして調査を行ってございまして、21年4月1日現在でございますが、施設数は全体で5万6,883団体ございました。その中で、公募により募集したのが2万0,478団体、割合でいきますと36%でございます。それと、公募によることなく従来の管理受託者ですとか、こういった山口市のような形で公募したという団体が3万1,535団体でございまして、率でいきますと55.5%。その他4,800ございまして8.5%と、こういった数字が出てございまして、その数字を踏まえまして、8日の日に総務省の行政課に確認を行いました。この通知の内容ですね。

まず私どもが問いました内容につきましては、通知によると、総務省としては指定管理者の募集についてはすべて公募で行うべきであるという考えであり、現状で先ほど言いました多くの地方公共団体で非公募により募集を行っていることは、総務省は不適切であると考えているかということです。そして、または当該通知は原則公募とするという趣旨のもので、市の判断で特殊な事情等があれば非公募によることも問題はないものという見解かという、この質問に対しまして、総務省は必ずしもすべて公募しなければならないというような考えはなく、御質問のとおり、市の判断により、特殊な事情がある場合は公募によらない場合もあり得るもので、問題はないと考えているという回答でございました。そういったことから、この通知に反しているという見解は持っておりま

せん。

また、内部委員会での決定がすべて先ほど御説明しました外部委員さんが中心の団体のイコール決定になるという趣旨の内容の御質問でございますが、あくまでも制度上は、制度上といたしますか、実質的にそれぞれ委員さんがそれぞれの判断で、結果的にはそうになりましたけれども、判断で結論を下していただいたものでありますので、制度の検討委員会が事前に同じような回答を得るための趣旨での外部委員へ委託したわけでもございませんし、それは正規の手続を経まして適正に、膨大な資料も配付いたしまして、そして時間も、先ほど説明させていただきました2時間という時間をかけまして審議いただいておりますので、適正な判断であったということをおっしゃいます。

それから、3点目のスポーツへの貢献が理由づけということでございますが、それは、先ほど申しましたように、それぞれの地域の事情で、実質的にはその施設の管理者と施設を利用される方が同一である場合は、非常に利便性ですとか、また、利用される方が必要とされる詳細な管理運営への要求ですとか、そういった改善などへの非常に相乗効果も大きく見られることから、適切な判断であるということをおっしゃいます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 再々質問ですけど、総務省に聞いたらということでしたけど、結論的に言えば、国は特殊な場合は公募じゃなくてもいいんじゃないですかという趣旨だったということですが、じゃ、何が特殊かということですよ。全国の例、数字はおっしゃられたけど、体育施設の指定管理は随分たくさんあります。そのときの傾向として、1つは従来から地域の自治体内の団体に任せるということが1つのパターン、もう一つ、最近徐々にふえていって、だんだん広がってきているのは、全国的にそういう経験を積んだところが、法人組織が参入してくると。実際そういうところが請け負っているところもふえてきているわけですね。そういうことがなじむ分野と、確かになじまない分野とある。国は多分そこを言いたいわけだと、私もそう思いますよ、特殊な場合。

じゃ、体育施設が特殊なのかということね。山口市の体育施設というのは確かに固有で、それぞれ全国に1つしかない。今回のものは1つしかない。1つずつしかない。でも、体育施設の管理というのは、全国同じようなパターンでできるし、ノウハウが積み重ねれば合理的にできる、新しいことができるということで広がってきているわけですね。そういう観点から見ると、今回のこの体育施設、果たしてここしかないという合理的な理由が見出せるのかということ。確かに地元の団体だからということでしたけど、今の答弁で、確認をもう一度したいですよ、これは質問ですよ。

管理者と利用する者が同一であるという、果たしてこれが適正であるのかということですよ。だれかがつくった個人の施設を、だれかが個人たちが使う、それは全く民間のことですからいいですけど、公の施設なんですよね。管理者と利用者が同一だから合理的である、そんな理由が役所の中で通っていいのか私は非常に疑問ですが、そこは山県市は自信を持って管理者と利用者が同一であるからよりいいんだと、特殊な場合の非公募の理由の1つに挙げていい理由なんですか。そこは明確にしていきたい。

それから、先ほど最初にお聞きした体育施設の管理というのが、1つずつ、日本に1つしかない、そんなことは当然なんですけど、管理システム自体は全国共通で随分経験値が深まり、ノウハウも上がってきているわけですけど、それをここに地元の団体だからということで入れるのが本当に効率的かつ合理的なのか、そして、結局は利用者に戻ることですけど。

先ほど、教育委員会、別の方の答弁に、利用者がふえているということでしたが、利用者がふえているのは指定管理者にしたからふえているのでしょうか。施設が整ったからとか、社会的なスポーツに対する関心が広まったからという理由ではないかと私は思うんですが、そのあたりの利用者がふえたというデータの分析ですよ。そこについても、もし市全体として、教育委員会はともかく、全体の立場で答弁ができるなら答えていきたい。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 内容につきましては担当部の教育委員会から答えさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

先ほど、質疑の中で利用者、利用料金もふえているという答弁をさせていただきました。これは、利用料につきましては、料金改定等もございました。それと、利用者の増につきましては、指定管理を行う1つの条件の中に、市の総合体育館につきましては、休館日ということで、19年度までは月曜日が休館日でもございましたけれども、休館日も指定管理者のほうで開館をするという、そういう要因もありまして利用者はふえておりますし、スタッフの中に特にスポーツに対する知識がある、資格のある知識のある指導者が指定管理者の中にはございますので、そういうきめ細かな指導によっても利用者はふえてきていると思います。

以上です。

○議長（久保田 均君） 寺町君、それでは自席に戻ってください。

〔「でも、まだ答弁」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） もう終わったでしょう。

〔「いや、部長の答弁、全体的なことがあるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 体育施設の固有化ということもございますが、先ほど御説明させていただきましたように、この体育施設の指定管理者のその後につきましては、団体の性質ですとか管理の実績、経営のノウハウ、また、市へのスポーツ振興の貢献度等を総合的に勘案しますと、当然、合理的な理由のもとにこの実態として運営されておりますし、また、過去3年間、利用されている方からも非常に好評をいただいておりますし、体育館そのものの雰囲気が変わったというような意見もお聞きしておりますので、合理的な運営の形態であるということを考えております。

それから、もう一点ございましたかね。

〔「管理者と利用者が同一ということ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） その管理者と利用者が同一ということから、この3年間のこうした状況、数字は上がりましたし、金額的にもふえておりますし、利用者もふえて、皆さんから好評をいただいたということは、結果として同一であったからよかったということではないかと考えております。

○議長（久保田 均君） それでは、暫時休憩をいたします。11時20分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時20分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） では、通告の2番目ですけれども、先ほどと同じ資料1、議案書の27ページの議第77号、美山の山村開発センターの指定管理ということですね。

これも提案説明などからうかがえるのは、先ほどと同じ非公募という、私はある種、随契と一緒にというふうに考えますけれども、これについて、いつ、どのような形で、だれが決めたのかということ。先ほどと同じですが、総務省の通知と考え方が違うのではないかとこの観点で質問いたします。

それから、もう一点ですけど、一応、委員会で説明をし、適正であるというふうにもなったという趣旨だと思いますので、委員会への諮問などの日、会議日、回数、時間ということ。

それから、先ほどの体育施設は3年でしたけど、これは5年ということで、果たしてそのように長期にわたる、例えば議会は4年で解散ですから、改選の議員、全然知らないというような、5年というのはそういうスパンになるわけですがけれども、果たしてこれが適正なのか、競争性があるのか、不透明ではないのかと。先ほどの総務省の通知もそういったことの指摘がありましたけど、そういったことの疑問は通常に出てくるわけですが、そのあたり、どのように答弁されるのでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 議第77号の山村開発センターの指定管理者についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、これは先ほど来御説明を申し上げておりますように、岐阜中央森林組合の決定の経緯につきましては、先ほどの体育施設と同様でございます。また、この山村開発センターにつきましては、管理の実績に加えまして、地域や利用者との連携、あの美山地域という地域や利用者との連携、また、経費の節減効果等、ここも大きいわけでございますが、こうした節減効果等を総合的に勘案いたしまして、公募しないこととしたものでございます。

次に、2点目でございますが、指定管理者の候補者の選定に係る指定管理者候補者選定委員会の開催日等につきましては、これも先ほど述べたとおりでございます。回数は2回の、選定委員会における合計の審議時間はおおむね80分でございます。

次に、3点目……。

〔「日にちはどうなんですか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） 同じ日にちでございます。

〔「全部同じ日にやったの」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） はい。すべて同じ日に行っております。

〔「独立して80分ということ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） そうです。

次に、3点目でございますが、指定管理の期間につきましては、事業の安定性、あるいは継続性、計画的な施設の活性化、施設管理の効率化といった観点から、ある程度長期間であることに指定管理者制度導入の意義があると考えておまして、3年ないし5年の期間での施設の目的や特性を考慮した上で決定をしているものでございますので、適正な、今回は5年ということでございますが、適正な期間であるということと考えております。

また、競争性につきましては、この施設につきましては、施設の性質ですとか、特定

の団体の特殊事情等を総合的に勘案し、公募しないことが合理的であると判断し、指定管理者候補者を決定いたしているものでございます。指定期間の長短にかかわらず、競争になじまない施設であるとも考えております。指定管理者候補者として決定するに当たりましては、指定管理者候補者の選定委員会におきまして、外部の委員の方の意見を聞きながら決定をさせていただいているわけでありまして、透明性が損なわれているとは感じてはおりません。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 先ほどと、個別の施設は違うけれど、システム場の問題、手続上の問題は同じなので、深くはこれ以上聞きませんが、最後におっしゃられた、この施設の特徴として競争性の問題、そういう意味で競争になじまないのではないかと。その点は私も同じように感じます。裏返し、先ほどの体育施設は競争性、十分あるんじゃないですか。競争になじむんじゃないですかということが余計際立つ答弁ではなかったかと、私はそのように認識します。手続的にやはり問題は感じますが、同じになりますので、次に行きます。

次が、同じく議案書の28ページ、香り会館ですね。議第78号ということで、これについてですけれども、これについては、公募をしたが、ここで指定する団体、ドルフィンが応募してきたということで、それ以外の説明はなかったんですが、その公募の告示、方法、期間、あるいは資格要件ですね。実際にどこが応募してきたのかというところ、ドルフィンしかなかったのか、幾つかあったのか、幾つかあってどのようにしてここになったのかというところですね。

それから、2番目として、先ほどからの選定委員会、そこで適正と判断されたという提案説明がありましたので、その委員会の会議の日にち、回数、時間ですね。

それから、これもやはり5年ということですよ。これについて、競争性とか透明さということで疑問を感じないんでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 香り会館の指定管理についてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、香り会館の指定管理者の公募につきましては、広報やまがたの8月号及び市のホームページにて公募を行いました。募集の期間は、22年8月2日から8月31日までの約1カ月間といたしました。指定管理者の応募資格につきましては、基本的には岐阜県内に事業所、事務所を有する法人、その他の団体であることを条

件といたしまして、このほか一般競争入札の参加が制限されているですとか、これまで指定管理者の指定を取り消されたことがあるということですか、税の滞納があるなど、指定管理者として不適切と思われる事項に該当する団体は除外をいたしております。

次に、2点目でございますが、香り会館については公募により指定管理者を募集いたしましたので、この施設の所管課、産業振興課でございますが、この方針に基づきまして、22年7月16日に指定管理者制度検討委員会、これは内部の委員でございますが、で公募すること及び選定基準等を決定いたしまして、その決定に基づいて募集を行ったところ、結果的には、申請が出てきましたのは現在の指定管理者でありますドルフィン株式会社の1団体のみでございました。

そして、9月16日に指定管理者候補者選定委員会、外部の委員でございますが、指定管理者候補者選定委員会におきまして提出されました申請書の提案内容と申請団体の面接の内容、それから当該団体が指定管理者候補者として適正であるかどうかを審議し、適正と判断をされました。この結果、公告に基づきまして、市長が最終的にドルフィン株式会社を指定管理者候補者として決定したものでございます。この指定管理者候補者選定委員会におきます審議時間は、おおむね130分でございます。

3点目でございますが、指定期間につきましては、先ほども述べさせていただきましたとおり、ある程度長期であることが望ましいと考えておりまして、適正な期間である5年であると考えております。

また、競争性ですとか不透明性といった点につきましても、香り会館は公募を行っておりますし、指定管理者候補者の選定委員会で外部の方の意見を聞きながら決定をいたしておりますので、競争性、透明性が損なわれているものとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 再質問いたします。

ホームページとか広報で公募を周知したということ、夏に約1カ月ということでした。その結果、応募がドルフィン1社だけだったということでした。市のいろんな入札とか業務などのときもそうですけど、応募が1つしかないというのは非常にまれなんですけど、そういった事実があったとき、自治体側は普通に判断するのは、談合があったのではないかというのをまず考えますよね。あるいは、行政がなめられているのではないかとというところえ方をする自治体もあります。公にオープンに募集したのに1社しか応募がない場合に、そういったことは考えなかったんでしょうか。業界で調整があつて、1社しか来なかったと。

〔「応募がないんだから、仕方ないだろう」と呼ぶ者あり〕

○12番（寺町知正君）　そういう場合、入札でもいろんなことを考えますのに、あなたはそうなんだろうけど、自治体は普通はそういうふうには考えないんですよ。山口市はそれでいいと思ったんですか、今の議場のやじみたい。普通はそこから改めるための努力をしていくのが自治体ですよ。1社しかなかったことについて、そんなにすんなりといいと思っていいのか、非常に疑問がある。そこは再度、談合とか調整があったのではないかということを考えなかったのでしょうか、お聞きします。

それから、選定委員会という経過の中で話がありましたけれども、応募がないという前提ですけど、実はここは3年前に契約をして、ことしを含めて3年間出しています。この議場でも答弁されていて、その当時は5社応募があったんですよ。ドルフィンが最終的に落としていますけど、職員たちの評価点数もこの議場で答えられました。その議事録をとってきましてけれども、ドルフィンの点数が職員の評価で403点、次点が382点の会社が2つあります。そう答弁されています。その次が354点、そして5位が351点、非常に狭い範囲に固まっているんですよ、香り会館の管理については。ですから、それがなかった、1社しかなかったということは、やはりおかしいんじゃないという、普通に考えるんじゃないですか。

当時でもそういうデータを山口市は持っていたんですね。東京の会社も、県内の会社も応募してきたんですよ。そして、400点前後で最終的に一番高かった、わずかの差で高かったドルフィンに決めたということなんですね。それが議場で答えられています。そうであるのに、本当に調整がなかったと考えていいのかどうかということをお聞きしました。

もう一点、裏返しとして、本当に、じゃ、ここがより山口市にいいやり方を考えて提案してくれていけると、自信を持って任せられるのかということの疑問ですね。前回のときに、各社の特徴も答えられています。この社はこんな特徴的な提案をしていますと。そういったことを考えたときに、今後、より有効な使い方を施行するのが行政の側のはずですが、そういったことが十分期待できるのかということ。例えば、再度の公募だってできるわけですよ。その辺、前回の5社、それぞれの点数、特徴も考えつつ、今回1社しか応募がなかったからいいとしたことの間違いを私は感じるんですが、再度募集するなりができたはずなのに、そういったことについて、まず1つは、前回のことに経験があるのに疑問を感じなかったのかということ、それから、再度なぜ募集しなかったのかということ、お聞きします。

そして、もう一点ですけど、5年が長くないとおっしゃった。でも、今回3年で今来

ているでしょう。それを5年にする、その理由はなんですか。3年を5年に延ばす理由、そこを説明してください。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） まず、御質問の1問目の談合ですとか調整がなかったかというところでございますが、そういった行為はなされなかったと思っておりますし、前回も何社か応募していただきましたので、同じような会社であれば、そういった向こうの会社に意思があれば、当然応募されてくるものと思っております。

次に、2問目の選定委員会におきまして、3年前に5社でやって、ドルフィンと他社が非常に拮抗していたということでございますが、これも結果論でございまして、そういった中で、1問目と同じような中で、それぞれの対象とする会社の判断での行為であったということを考えております。

それから、3問目のドルフィン株式会社の提案に自信があるかということでございますが、有効に使用が見込めるか、利用の形態が見込めるかということでございますが、これも3年間の実績等、あの状況等を見ておりますと、従来、あの管理費といえますのは管理費的な経費のみでございましたので、この3年間の中でもドルフィン株式会社、3年間でございますけれども、会社が投資しておるといふ、施設的な面で花を植えたりとか、いろんな形での投資もしておりますし、そういったことから、その会社の運営形態、利用形態、すべてにつきまして、今後につきましても適切な香り会館の運営がしていただけるものと思っております。

そして、5年へ延ばす理由でございますが、これは、3年間を経過いたしまして、ある程度の長い期間で行ったほうが経営的にもいいのではないかと考えておりますし、また、もう一点でございますが、5年に……。

済みません、暫時休憩をお願いします。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 全国的にこの指定管理で年数の比較をしたものがございます。

これも総務省が出しております公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査ということで、21年4月1日に調査を行っております。全国で年数の比較をいたしております

が、1年と2年と3年と4年と5年、それから6、7、8、9と飛びまして10年以上ということで、先ほどの5万6,813件のこういった形態の中で、その中で一番多いのが5年の2万8,285件でございまして、率にしますと49.8%、2番目に多いのが3年の1万8,042件で31.8%、3番目が4年の4,311件で7.6%、10年以上もございまして、10年以上は3,783件の6.7%、1年、2年、777とか2年が968ということで、全体を見ましても、この5年の形態が、全体的な、全国的な形態といたしましては5年が非常に多く、こうした年月で運用がされておりますので、特段山県市の5年が長いものとは考えておりません。

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問の4点目の、1社であった場合、再度の募集をしたらどうかということでございますが、募集を正規の手続でかけまして、1社の内容が適正であって、そこで1社であることのみによってまた再度募集をし直すというような制度は考えておりませんし、従来からもそういった制度での運用は行っておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今の1社だけについては考え方が違いますので、改めて別のことの議論としたいと思っておりますけど、先ほどの答弁で、既に現在の指定管理者の業者が投資もしているという答えでした。でも、そういうふうを考えていくと、請け負ったいわば委託先がいろんなことを独自にどんどん投資したりしていった場合、そこと切れなくなってしまう。ある意味、預けた側が牛耳る、行政の側の判断を牛耳ることになるのではないかという意味にもとれるわけですよ。投資をした、そのことをむげにいけないという趣旨ですよ。それは勝手にやったことでしょう。当然依託外のことはできないわけですから、それは勝手にやっただけでしょう。そのことの経済的なこと、あるいは道徳的なこと、それは向こうが勝手にやったことですから、そのことを判断材料にすることは間違っている。これは他の案件でも順番にそうですよ。ふえていけば、そういうことは実際あり得るわけですよ。それをもってそこが適正だとする理由としたら、行政は指定先に牛耳られるばかりですよ。私はそう考えますが、山県市はそう考えないんでし

ようか、答弁を求めます。

そんなふうにして、非常に問題が大きいということを改めて感じているわけですが、先ほどの長期になっていくということの関連、それから投資もそうですけど、例えばドルフィンという会社は県内のあちこちでもう既に請け負っている経験がありますよね。だから、山口市との仕事が切れたからといって困るとするのは、それほど大きな会社の事情ではないわけですよ。業務の特徴からいっても、ここしかできない業務という、香り会館という特殊性があるわけじゃない。そうやって考えると、やはり初めから行政の側が求めるものがまずなかったのではないかというふうに私は考えるんです。すなわち応募要件ですね。こんなふうにしてほしいよという基本的な香り会館の運営のことに対する期待値ですよ、期待目標。

従前としてあったら、当然ドルフィンが他社より先行していますよ。経験もあるし、そこで実際仕事をしているわけだからね。山口市が何でもいいからやってくれと言ったら、業界から見ても同じようになっていきますよ。でも、山口市がああ香り会館一帯にもっと違うものも付加してほしいよというふうに言ったときに、新しい会社の余地も広がってくる、そしてより有効性も高まるわけでしょう。そういったことを考えて、今回、そもそもの応募を発したのかどうか。それとも、単に従来どおりの、いわばドルフィンだったら今までどおりやっていけばいいですよという趣旨、その方向だったのか、ずっと答弁を聞いていますと、そこが問われてくる。そういう意味で、山口市は香り会館一帯の維持管理について、新しい何かを加えて公募したのか、それとも基本的に従来どおりだったのか、その点、明らかにしていただきたい。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） まず、1点目の判断材料でございますが、これはあくまでも公募でございますして、私が先ほど申しました投資したことが行政を牛耳るということは全くございません。任期はあくまでも3年でございましたし、そうした先ほどの説明の中では、これからの運営についてドルフィンという株式会社が信用できるかどうかということでございますので、その中で投資関係と、それから契約をするということとは全く関係のないことでございますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

それから、新しく応募の内容についての期待目標ということの内容につきましては、担当部のほうから答えさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） ドルフィンさんにおけるこの3年間の間の実績につきましては、特にブルーベリー園を使ったブルーベリーのジュース等の販売実績、また、新

たに山口市の特産品として認定しておりますニンニクを使ったハンバーガー等の元気玉バーガーでございますが、これの販売等、また、開発等、手がけた実績がございます。そういうことから、利用者も過去の実績に比べましてふえておりますし、人数もふえているということでございますので、そういうことからドルフィンとまたお願いするわけでございます。よろしくお願いたします。

○議長（久保田 均君） 寺町君、質疑を変えなさい。

○12番（寺町知正君） では、最後ですけど、28ページと書きましたが、26ページですね。議第76号の老人福祉センターです。これは一応所属委員会ですけど、先ほどから答弁は総務部ですので、総務部は委員会に出てこないということもありますので、総論的なところだけお尋ねしますけれども、ちょっと通告書に書き間違えましたが、済みません、公募と書きましたけど、ここは公募ではなくて、初めから非公募ですね。ちょっと書き方を間違えて済みません。

それで、先ほどの体育施設、あるいは山村開発センターと一緒に、いつ、だれがどのようにして決めていったのかということですね。そういったことをお尋ねしたい。文でいえば、いつ、だれがということ。そういったところをお答えいただきたい。

それから、先ほどの多分、委員会、職員の委員会、それから外部の委員会ということなんでしょうけれども、その委員会の経過ですし、それから日にち、それから会議の回数とか正味の議論の時間ですね。それと、これも5年ということですけど、そのことに関しての競争性がないのではないかと、あるいは不透明ではないかと、そういったことに対する説明を求めます。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） まず1点目でございますが、先ほどの、ここに公募とございましたけれども、今御発言のように、公募によることなく、社会福祉法人の山口市社会福祉協議会を特定団体として指定管理者に選定をいたしました。また、老人福祉センターにつきましては、団体の性質や管理の実績に加えまして、他の福祉事業や周辺施設と関連した合理的かつ友好的な運営が期待できることなどを総合的に勘案して決定したものでございます。公募しないことと決定したものでございます。

次に、2点目の、老人福祉センターの指定管理者候補者の選定に係る指定管理者候補者選定委員会の開催日時につきましては、先ほどの体育施設、あるいは美山の山村開発センターと同様に2回の選定委員会を行っておりまして、合計の審議時間はおおむね60分でございます。

3点目につきましては、先ほど美山山村開発センターで述べましたとおり、指定管理

の期間についてはある程度長期の期間であることに意義があると考えておりました、適正な期間であると、先ほどの考え方と同じ考え方でございます。

また、この老人福祉センターにつきましても、同様に競争になじまない施設で、指定管理者候補者の選定委員会で外部の方の意見を聞きながら候補者の決定をしておりますので、透明性が損なわれているとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 再質問ですけれども、まず、非随契でいくとか、長期にわたっていくということの問題ですけど、これは指定管理全般にそうすけれども、うちがずっと使ってもらえるだろうと民間のほうに思っている限り、そこに他社との競争をしなければならぬとか、サービスを、質を上げなければいけないとか、そういう努力する気持ちとか、経費は安くしなければならぬとか、そういう努力を怠る、それは自然なことですよね。その反省が、1つは職員の直営から外部にということ、発想の転換とか、それもあっても、より効率的なということもあつたわけでしょう。そうであるなら、やはり、もう安定的にここはこれですという、相手がそういうふうと考えてしまう、そういう状況づくりはよくない。そういう意味で、スパンを長くするのは私はおかしいと思います。

先ほど、全国の統計でこれが一番多いということでしたけど、そのあたり、非公募、しかも長期化というのは、相手がうちの好きにできますねと思っても当然だと、私はそういう懸念を持つんですが、山口市はそういうふうには考えないのでしょうか。努力する気持ちを怠らせるのではないかということです。

もう一点、ここでは社協ということですけど、社協はいろんな仕事をしていますが、こうやって指定管理も受けていくと、社協というところの仕事がどんどん固定化して、あるいは大きくなっていく、そういう懸念は持つわけですね。そうすると、いずれ行政とも切っても切れない関係がどんどんでき上がっていく流れになってしまつて、山口市にとつてもそれは結果的に拘束される相手になってしまう。そういう懸念を持つわけですね。

そうすると、もっと違う考え方もある。例えば、物としての管理、施設としての管理じゃない、違う方法もあり得ると思うんですが、社協というのをどんどん肥大化させていくということは、山口市という行政にとって将来を考えたときに本当によりよいことなのか、そのあたりの懸念は全く持たないのでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） まず1点目の御質問でございますが、長期になっていくことで、相手方が5年間ということで努力を怠るということでございますが、特に相手方は山県市社会福祉協議会でございますので、社会福祉協議会の運営実態等を見ておりましたも、むしろこの老人福祉センターを利用して、私どもが建物の管理以上の運営をしていただいておりますということもございますので、そういったことから、今後におきましてそういった努力を怠るというようなことは考えられません。

それから、2点目でございますが、社協の仕事がふえたり、それから市のほうの関係とのつながりが大きくなって拘束されるということでございますが、これはあくまでも契約上の行為でございますので、不適切な事案があったり、そういったことで好ましくないということであれば、途中で契約を解除するというのも可能でございますので、またそういったことで市が特段、相手方の事情により市が拘束されるというようなことはないと考えております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の質疑を終了いたします。

通告書による質疑は終わりましたが、ほかに質疑はございませんか。

石神 真君。

○2番（石神 真君） 通告書には出してありませんでしたが、1点だけ、議第75号の体育施設のことでございますが、先般、広報で乾小学校のいろんな募集、使用に関する募集がありました。そのために、今回、この体育施設の指定管理に乾小学校の体育館、グラウンドが載っていないのですが、もし、その公募が成立した場合はそのままがいいと思うんですが、募集までの間、もし公募が成立しなかった場合、その後またこのように同じようにスポーツクラブのほうに追加されるのかどうか、1点お伺いします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

旧乾小学校の施設につきましては、現在、議員のおっしゃるとおり、公募施設に、利用について公募しておりますが、もし公募がなかった場合ということでございますが、その件につきましては、担当課のほうと協議をしますけれども、再公募するのか、それとも、いずれにしても、もしなかった場合は指定管理に追加ということになります。再公募とか、そういうことについては今後検討していくことになると思います。

以上です。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑なしと認めます。

ただいま、質疑を全部行いましたので、議第72号から議第78号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第72号から議第78号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第72号から議第78号までは、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

10日は総務文教委員会、13日は産業建設委員会、14日は厚生委員会、それぞれ第2委員会室にて午前10時より開催をいたします。

15日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時55分散会

平成22年12月15日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成22年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月15日(水曜日)

○議事日程 第3号 平成22年12月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利環君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 梅 田 敏 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

○副議長（谷村松男君） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○副議長（谷村松男君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、附属機関の見直しについて平野市長にお伺いをいたします。

現在、山口市には、地方自治法第138条4第3項に規定する附属機関と、規則または要綱等に基づく機関及びその他の機関で審議会、審査会、調査会、委員会、懇話会、協議会、準備会と称する機関が60機関設置されております。

地方自治法第138条4第3項によれば、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、出向機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停審査、諮問、または調査のための機関を置くことができるとされております。この附属機関については、行政を取り巻く環境が大きく変化して、市民の価値観の多様化としている中では、市政運営に対して市民の意見を反映及び学識経験者などからの専門知識を取り入れた市政の公平性の確保の観点から、存在意義があるものと思っております。

しかしながら、一方でいろんな問題もないわけではないと感じております。例えば、附属機関万能主義や附属機関依存症が執行者の意識として定着してはいないか。そのことで市政執行の責任があいまいにならないか。そして、類似した附属機関がないか。また、地方分権が進む中、地方自治体の企画立案能力の向上が求められている状況を考えれば、職員が責任を持って政策立案を行い、議会で議論を重ねて政策決定を行う本来のあり方が損なわれてはいないか。また、文献によりますと、附属機関の多くは市長が諮問した事項について委員が審議、審査し、答申を出すのが役割で、執行権を有するものではなく、執行について適法性の保障を得られていないと解しております。

そこで、山口市が審議会等の附属機関を60機関と多く設置した市政運営が妥当かどうか少し疑問を持ちますが、今後、大局的見地から、附属機関のスリム化等に向けた見直しを行われるお考えがあるのか、市長の御所見をお伺いしたいと存じます。

○副議長（谷村松男君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

議員の御質問のとおり、地方自治法の138条の4第3項におきまして、普通地方公共団体は、執行機関の附属機関を置くことができると規定されております。本市におきましても、執行機関である市長部局と教育委員会部局にそれぞれ附属機関を設置しております。また、他の自治体におきましても、円滑な市政執行に当たり、それぞれ同様に附属機関を設置しているところでもございます。

この附属機関の設置につきましては、まず法律等で設置を義務づけられている機関、また、次には、第三者の意見を聞くため設置が望ましいとされている機関、また、3つ目には、市が広く市民の意見をお聞きし、進めていく必要があると判断した場合に設置する機関がございます。こうした附属機関の意義につきましては、議員も市政の客観的な観点から、存在意義があると御理解いただいているものと思います。

一方で、問題点があるのではないかとの御指摘もございましたが、附属機関万能主義や、過度に依存し責任があいまいにならないかとの御心配でございますが、附属機関からの御意見を受けて、真に市民のために実施すべき施策であるのか、その内容を関係部局において十分検証を行い、最終的には市長の判断によりまして、その責任において執行していると御理解いただきたいと思いますと考えております。

また、地方分権の進む中、自治体の企画立案能力の向上は必要不可欠なものでございます。本市におきましても、職員がその責任において担当事務の政策を立案し、市民の御意見をお聞きすべきものは市民の代表者で構成された審議会などに提案を行い、意見をお聞きした上でさらに職員間で議論を重ね、よりよい政策をつくり上げまして、各種事業を実施していると理解しております。

審議会等の附属機関の設置につきましては、より多くの市民の意見を聞く場を設けるという上で必要であると考えますが、その状況については常に目配りを行っていく必要があると考えております。また、最終的には、ほとんどが議会の皆様方にすべてお諮りをしながら、市の事務事業の推進を図っているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 市長から附属機関の意義と必要性についてお答えをいただきました。

そこで、総務部長に附属機関の内容の細部についてお伺いをしたいと思います。

この一般質問をすることについて、事前に附属機関の調査依頼をお願いしました。5

部14課にわたりまして、60機関の調査資料をいただきました。それぞれの担当者の方にお礼をこの場で申し上げたいと思います。ありがとうございました。

その調査の内容についてですが、対象は地方自治法第138条4の第3項に規定する附属機関、その他規則または要綱等に基づき設置する委員会、協議会、審議会、調査会などについて、調査項目、内容として、名称、設置年月日、開催日数、定数、委員構成、報酬、費用弁償額、任期、設置根拠、設置目的などの内容について調査資料をいただきました。その内容を見させていただきますと、60機関のうち34機関が合併当初に設置されて、以後毎年1つから5つぐらいの機関が設置されている状況でありました。

その内訳ですが、総務部が17機関、市民環境部が5機関、保健福祉部が22機関、教育委員会が13機関、産業建設部が3機関となっております。開催日数については、これは昨年度の21年度実績であります。年間ゼロ回が21機関、1回が13機関、2回が12機関、3回が6機関、5から42回が8機関という内容です。また、定数については、3名から38名と大分ばらつきがあります。委員構成については、弁護士、大学教授、医師、学識経験者、各種団体の代表等で、男性が479名、女性が224名の構成割合でありました。報酬額は、弁護士2万円、大学教授1万円から1万5,000円、2万円、委員は5,500円、6,000円、1万3,600円となっております。費用弁償額は、弁護士が700円、大学教授が888円と1,887円、3,100円、3,200円と4種類ありました。任期については、1年、2年、3年、5年と、これもばらつきがありました。

以上の内容を踏まえまして、次のことについてお伺いをいたします。

今、述べました調査の内容についての解釈に間違いはございませんでしょうか。

2点目に、報酬額について、大学教授と委員のそれぞれにばらつきがあります。それぞれを統一すべきだと私は考えますが、そのお考えはどうでしょうか。費用弁償額で弁護士と大学教授に差があります。また、その中に大学教授ではばらつきがあつて、これも統一してはどうかということを思いますが、いかがでしょうか。

開催日数のゼロ機関が21機関ありましたが、不必要な機関がないでしょうか、お伺いをいたします。

機関の中で、類似なもので、統一できる機関があるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、すべての機関の委員が、きょう現在、委嘱または任命してあるのか。

それから、委員の中には同じ方があちこちの機関の委員を兼任されておると思いますが、最大幾つの機関の委員で、その報酬額は年額幾らになるのか。また、山県市の附属機関の年間の報酬額と費用弁償額のそれぞれの総額は幾らか。

それから、青少年育成推進員は年間6回の開催ということですが、この機関だけが年額2万4,000円という年額報酬額となっておりますが、1回当たりに6で割りますと4,000円となりますが、ほかの機関と比べますとかなり安いと思いますが、これだけ年額にする理由はなぜか。

それから、山県市介護認定審査会は、定員12名で年間42回開催され、報酬も1万3,600円と高額であります。相当な額になると思いますが、年間の報酬総額は幾らか。また、1回の会議の平均時間はどのぐらいなのか。こんなに回数開催しなければならない理由はなぜか、お伺いいたします。

また、山県市障害者自立支援認定審査会は、定員4名で年間7回開催され、報酬も1万3,600円です。年間の報酬総額は幾らか、また、1回の会議の平均時間はどのぐらいか。

以上について、総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの横山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、これまでの機関の解釈、内容について間違いはないかとの御質問についてでございますが、これには間違いはございません。

次に、2番目の報酬額の大学教授と委員にばらつきがあり、統一すべきではにつきましては、それぞれの機関によりその審議内容や審議時間が異なることから、報酬額に違いが生じているものと御理解をいただきたいと思っております。

次に、3番目の費用弁償にばらつきがあり、統一すべきではとのことでございますが、この費用弁償といいますのは、職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の額に相当する額と規定されておまして費用弁償を支給することから、それぞれの実情によりまして額が決定されるものでありまして、統一はできないものと考えております。

次に、4番目の開催日数がゼロ回、開催しないという機関がございますが、不必要なものがあると思われるかとの御質問でございますが、機関によりまして、その性質が異なります。公務災害の補償等の審査会ですとか情報公開審査会等のように、諮問や審査の案件がない場合は開催されない機関があります。しかしながら、必要があれば開催しなければならないものであり、不必要なものとは考えてはおりません。

次に、5番目の、機関の中で類似なもので統一すべき機関があるかと考えるのがいかかとのことでございますが、統一できるものは統一するなど、見直しを行うことも必要があると考えております。

次に、6番目の、すべての機関の委員が現在、委嘱、任命してあるかの御質問につき

ましては、先ほどの4番目の御質問と関連をいたしますが、機関のすべてが定期的に関催される委員会ではないことから、常時委嘱、任命をしていない機関もございます。

次に、7番目の機関の委員を兼任している場合、最大幾つの機関で、その報酬額は幾らかということにつきましては、特定の職業と申しますか、役職から委員に就任している方もございまして、最大で22機関の委員を兼務され、平成21年度の報酬額は合計で12万8,000円ほどとなっております。

続いて、8番目の、附属機関の年間報酬額と費用弁償の総額は幾らかのことにつきましては、平成21年度の報酬支払い総額は33機関で917万4,000円、費用弁償額は4機関で7万1,000円でございます。

次に、9番目の青少年育成推進員の報酬についてでございますが、この青少年育成推進員は、ボランティア的要素が強いことと、県の推進員の報酬との関連なども考慮をいたしまして報酬額を決定しているところでございまして、また、会議に出席するだけでなく、それぞれの地域での活動につきましても御活躍をいただいておりますことから年額の報酬となっております、これは、県内他市におきましてもこうした年額の報酬とされているところが多くなっております。

次に、10番目の介護認定審査会の年間の報酬総額、平均会議時間等につきましては、まず、年間報酬総額は、平成21年度実績で12人の委員が6人ずつ、2つのグループにて、年間42回開催しております。金額は355万3,000円でございます。会議の平均時間は約1時間となっております。この時間のほかにも、各委員には申請内容の事前審査を行っていただいております。また、平成21年度の介護認定申請の件数でございますが、年間で1,075件と膨大で、これらの認定を適正かつ迅速に行うためには、年間42回、週1回の開催としております。

最後の11番目の障害者自立支援認定審査会につきましては、年間報酬総額は21年度で36万8,000円、1回の平均会議時間は約1時間となっております。なお、この会議時間につきましても、介護認定審査会同様、事前審査の時間は含まれておりません。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 再々質問をさせていただきます。

平成21年度の附属機関の報酬額は、33機関において917万4,000円と、報酬総額でありました。山県市も厳しい財政状況の中、決して少なくありません。今後は、附属機関の設置状況について常に目配りを行っていくという答弁でありました。さらなる御努力をお願いしたいというふう存じます。また、委員の兼任の答弁では、1人の委員で最大

22機関を兼任されているということでありました。この委員は、正規の役職以外にこれだけ多くの委員を兼務するということでもあります。大変な負担がかかっているというか、お願いしてあるものと思います。今後は少し考え直さないと、委員のなり手が難しいんじゃないかというふうに私たちは心配をいたします。この辺のお考えを総務部長にお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

市の附属機関等につきましては、各部局において事業を実施する上で、広く市民の声ですとか、また、学識経験者である大学教授の先生などから専門的な意見をお聞きするために設置をしている機関であることは先ほども御説明させていただきましたが、審議会の必要性など、今後も常に検討してまいりたいと考えております。

また、委員の兼任につきましては、御指摘のように、1人の方が多くの委員を兼任することは、会議日数ですとか時間など、非常に多くの負担をおかけしているということも現実の状況でございます。現在、幸いにも市の行政に対する深い御理解と申しますか、そういったことから多数の委員会の委員の兼任をしていただいておりますが、今後におきましては、そのような観点からも検討等、また十分な配慮を行いながらしていかなければならないということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 石神 真君。

○2番（石神 真君） それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

特に行政経営の推進についてであります。第1次山県市総合計画の平成21年度実施計画推進状況が本年9月に配付されました。これでは、21年度の実績と22年度から24年度までの予定が記載されておりました。進捗状況では、結果一覧表で7段階に分けてあり、進捗度内訳としては、予定どおり進んでいるとの3という結果が多く出ておりました。

この計画書の中が、第1章から第6章の第3節までの中、特に目を引くところで、効率的で質の高い行政経営の推進がありました。行政運営の充実では、1つ、市民サービスの向上、2、行政組織の機能強化、3つ目に、職員の資質向上と人事管理の充実とありました。

事業内容では、支所、出張所の充実、窓口サービスの向上、市民に親しみやすい市役

所づくりと行政評価の導入の検討、職員の派遣研修などとなりましたが、具体的にどのように進めていきたいのか、総務部長にお尋ねいたします。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員も御承知のように、第1次の山県市総合計画の後期基本計画を平成21年度に策定し、本年9月には第1次の山県市総合計画にかかわる平成21年度の実施計画の進捗状況とともに、平成22年度から24年度までの3年間の計画をあらわしました実施計画を策定したところでございます。

この実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的な事業で示したもので、計画期間は3年間としております。それぞれの実施年度、事業量などを明らかにするもので、年度ごとのローリングにより実効性の確保に努めるものでございます。

平成21年度までの前期基本計画の中での事業は338件で、検討の結果実施しないが2件ございまして、率で申し上げますと0.6%、予定よりおこなっているが4件で、率で申し上げますと1.2%、予定どおり進んでいるが267件で79%、予定よりも早く進んでいるが9件で2.7%、他の事業等へ移行も含めまして事業の完了が13件で3.8%、追加事業といたしまして、22年度以降の実施のそういった追加事業でございますが、43件で12.7%、単独での完了の追加事業はゼロ件でございまして0%となっております。

その中で議員が注視されました第6章第3節、効率的で質の高い行政経営の推進では17事業が上げられておりまして、予定よりおこなっているが3件で17.6%、予定より進んでいるが14件で82.4%となっております。

この第3節、効率的で質の高い行政経営の推進では、行政運営の充実、健全な財政運営の推進、広域行政の推進という3つの施策を基本としておりまして、施策を展開することといたしております。

最初の施策の1、行政運営の充実の中の市民サービスの向上につきましては、支所、出張所機能の充実、窓口サービスの向上や市民に親しみやすい市役所づくりなどを事業として挙げております。具体的には、支所、出張所機能の充実では、市民ニーズや地域の特性を考慮して、支所や出張所の機能を随時見直していくこととし、伊自良支所であれば畜産環境に関する機能を持たせ、美山支所であれば北部地域活性化関連の機能を持たせており、また、本年度より伊自良、美山支所、両支所に新たな地域イベントに関する事務分掌を追加したところでもございます。

こうしたことから、伊自良、美山地域でのイベントの実行委員会の方より、身近なところでの行政支援ということで、非常に頼りになるというお礼のお言葉もいただいております。

ります。今後におきましても、地域に密着しました支所の機能の充実を目指してまいりたいと考えております。

窓口サービスの向上のため、研修会などに参加し、職員一人一人の能力を向上させ、総合的な相談対応能力を強化していくことといたしております。また、庁舎1階に市民サービス向けの課をまとめ、市民の皆様が利用しやすいような配慮にも心がけをいたしております。さらに、市民の皆様の利便性、サービスの向上を目指しまして、平成23年の10月、来年の10月よりパスポートの発行窓口の開設に向けまして、現在検討を行っているところでもございます。

市民に親しみやすい市役所づくりでは、接遇向上のための研修や総合案内の充実等により、細やかな市民サービスの提供、親しみやすい市役所を目指しております。

なお、本年度におきまして、市町村研修センターが開催します接遇指導者養成研修への職員派遣を予定しており、今後、市において実施いたします接遇研修の指導者を育成していきたいと考えております。

また、有線テレビ局におきましては、IP電話の接続方法がわからないなどの場合、御自宅まで伺いまして接続及び説明を行っているところでもございます。

次に、行政組織の機能強化につきましては、組織機構の見直しや行政評価の導入などの事業を挙げております。組織機構の見直しでは、行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織機構の見直しをすることとしております。平成21年度には、部の統合を行い、事務効率の向上を図り、また、生活環境課に市民生活係を配置し、市民相談機能を充実したところでもございます。

行政評価の導入では、事務事業などの成果の明確化及び透明性の確保のための行政評価の導入を検討することとしております。これにつきましては、平成21年度の進捗度を見ていただきますとおわかりのように、2でありまして、予定よりおこなわれているという状況でございます。この行政評価は、行政が実施する施策や事務事業につきまして、目的を明確にしながらか行政みずからが住民の視点に立ち、市民にとっての効果は何か、当初期待したとおりに成果は上がっているのかという観点から事業等の成果を数値化し、客観的に評価と検証を行うもので、その結果を継続的に行政活動に反映させる仕組みであります。本市におきましては、他市などの行政評価の方法等の調査に取りかかったところであり、進捗度が2という状況となっております。

職員の資質向上と人事管理の充実につきましては、職員研修事業や職員健康管理事業などを挙げております。職員研修事業では、市町村研修センターの各種研修を初め、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めることとし、平成21

年度には、派遣研修や単独研修など、合計で289人の研修を実施し、職員の能力開発や資質向上に資することができたものと考えております。なお、職員研修の状況につきましては、広報やまがた12月号にて公表しております。

職員の健康管理事業では、職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止などを図るため、毎年全職員に対して健康診断を実施し、その結果により必要に応じて個別に産業医の健康管理指導を実施しているところでございます。

次に、施策2、健全な財政運営の推進の中の、計画的で効率的な財政運営につきましては、総合計画と連動した予算編成などを挙げており、具体的には、予算の立案をする際に、それぞれ各部局に対してその施策、事業が総合計画のどこに位置づけされているのかを明記させ、総合計画との整合性に務めているところでございます。

次に、経費の節減と受益者負担の適正化では、指定管理者制度の促進などを挙げております。指定管理者制度の導入では、効率的な維持管理体制の確立、また、サービスの向上を目指し、香り会館、老人福祉センター、社会体育施設などを指定管理にして運営しており、今後におきましても、指定管理が好ましい施設の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、自主財源の確保では収納率の向上対策を挙げており、具体的には徴収対策室の設置、毎月25日の夜間窓口における納税相談、また、平成23年度からは24時間市税の納付が可能となりますコンビニ収納を開始いたしたいと考えております。

最後の施策の3、広域行政の推進につきましては、広域行政体制の確立を施策の展開とし、岐阜地域広域市町村圏協議会への参加を挙げております。これまで法定組織であります岐阜地域市町村圏協議会に参加しておりましたが、平成22年3月末をもちましてこの協議会が廃止となり、本年4月より新たに岐阜地域広域圏協議会を岐阜地域の市町で設立、発足させたところでございます。現在、地域内の情報交換などを行い、連携を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、行政の多様化などに対応した行政組織機構の見直しや、職員研修の充実、質の高い行政運営を目指した行政評価の導入、厳しい財政状況の中、有利な財源の活用や指定管理などの財政の効率化、こうしたことにより、効率的で質の高い行政経営が推進できますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） それでは、ただいまの答弁に対し再質問を行いますが、本市では、行政評価が2という状況との答弁でした。この点で、予定よりおくられている理由はどう

か、1点と、それと、職員の研修機会を充実し、施策形成や専門的能力の向上に努めることとし、平成21年度には派遣研修や単独研修などで合計289人の研修を実施したと。職員の能力開発に資するとともに、資質の向上が図ることができたとの御答弁でした。

そこで、専門的な研修を受けた職員が各部署へ適正に配置されているかどうか。限られた人数ではあると思いますが、全員とまでは申しませんが、どのように配置されているのか。また、研修に費やした費用はどのぐらいかけているのか、この点について総務部長に再質問いたします。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをします。

行政評価の導入が予定よりおこなわれている理由とのことですが、先ほども申し上げましたように、他市などの状況ですとか行政評価の方法等の調査に取りかかったところからございまして、進捗度が2となっております。この行政評価は、基本計画に示された施策によって市民生活にどのような効果がもたらされたか、市内の状況がどのように変化したかを指標を用いて結果を把握し、評価し、それによりまして施策の位置づけや施策に基づく事業内容の点検、改善を行います施策評価と、各事務事業について公共性ですとか必要性、妥当性などを踏まえ、指標を用いて事業の進捗状況や成果を評価することにより、よく言われておりますプラン・ドゥー・チェック・アウトということで、計画をし、実行し、点検をして行動すると。この循環する行政サイクルの中で各事務事業の現状を認識し、課題や解決策を検討するなど、効果的で効率的な行財政運営を目指す事務事業であり、これらを合わせた行政評価システムを構築する必要がございます。

総合計画の体系に基づき評価を行う基本的な枠組みや、評価に用いる指標の作成も必要となってまいります。さらには、評価の過程において事務事業の専門性と客観性を失わないための手段をとる必要もございます。本年の9月に配付いたしました21年度の実施計画の進捗状況の進捗度は、おおむね担当課において判断された進捗度合いではありますが、こうした評価を担当者による評価から担当課長による評価、そして行政改革チームによる評価ですとか、また、こうしたチームで評価することにより、客観性を重視することができるとも考えております。最終的には、部長クラスで組織をいたします委員会的なところで評価を行うといった段階的な評価が必要になってくるものと考えており、そうした組織づくりとともに、職員の研修等も必要になってまいります。しかしながら、まだそういった段階には至っていないことから、進捗は2となっております。

次に、職員研修についてでございますが、研修の種類は課長、係長といった階層ごとに受講する階層別研修で参加者は36人、地方公営企業会計入門講座や徴収実務講座とい

った課題別研修で参加者は91人、自治大学校や県との人事交流などの長期の派遣研修で参加者は6人、そして、市単独での研修で参加者は156人となっております。課題別研修の中には、社会福祉主事資格認定研修といった資格取得のための研修もございます。資格取得のための研修を受けた職員は、配属された部署での必要性から研修受講をしているものでございまして、当然、適切に配置をされているものでございます。また、人事交流で派遣された職員は、市へ復帰の際には、そこで養った能力を発揮できる場所へ配置するようにも努めております。その他の研修を受講した職員につきましても、役職ですとかそれぞれの部署での必要性から受講しているものでございます。

そして、最後に、研修の費用につきましては、研修負担金等総額で156万9,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） 今の行政サイクルの中で、プラン・ドゥー・チェック・アクションと僕は思いましたが、部長はアウトと言われたように見えたので、ちょっと発音が悪かったのかどうか、アクションだと思うのですが、訂正していただきたいと思いました。

それでは、再々質問に移りたいと思いますが、今の答弁の中で行政評価がおこなわれている理由は説明いただきまして大体わかりましたが、合併前の少し古いデータにはなりますが、平成14年の7月末で行政評価を実施している市町村は672団体ありました。また、検討中も含めると、おおよそ2,000程度の市町村が行政評価に前向きであったとデータのにはありますが、山口市は今後、行政評価導入をどのように進めていくのかをお尋ねします。

また、市の定員適正化計画で職員の削減がこれまでも行われてきました。しかし、市の仕事は国や県の権限移譲や新しい施策により複雑化、多様化し、市の職員の実務能力を高める必要があります。そのためにも職員研修は非常に大事なことであると思いますので、身になる研修、そして職員の適材適所への配置を、来年度、23年度からでも実施できるよう要望しながら最後の答弁を求め、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

まず最初に、行政評価を実施するためには、先ほど申し上げましたような行政評価システムを構築する必要があります。行政評価の指標、あるいはポイントを示した行政

評価シートの検討、職員に対する行政評価の研修会などを行いまして、まず第一歩といたしましては、事務事業評価のモデル的な重点事業を抽出いたしましてモデル評価を行い、検証し、正式な行政評価へと進めてまいりたいと考えております。

次に、研修と職員の配置でございますが、研修につきましては、これまで同様、適宜職員に受講させ、職員配置につきましても、職員の意向調査や適応性などを総合的に判断しながらの適材適所となるような人事配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 発言許可をいただきましたので、オフセット・クレジット、J－VER制度についてお尋ねをいたします。

地球温暖化という世界的な課題を解決するには、社会全体で長期的に温室効果ガス、CO₂の排出削減に努め、低炭素社会を構築することが必要であります。そのためには、私たちの日常生活を初め、行政や企業など社会を構築するものすべてがみずから自主的にCO₂削減に努めていかなければならないと考えます。

こうした中で、環境省は、2年前、平成20年の11月に、CO₂の排出者によるカーボンオフセットの資金をCO₂の削減や吸収プロジェクトを行う事業者へ環流をし、地球温暖化対策や雇用、そして経済対策を一体的に行うオフセット・クレジット、J－VERを創設しました。このオフセット・クレジット、J－VER制度とは、木質バイオマスの利活用や間伐などの森林管理などで実現をされたCO₂の排出量や吸収量を、カーボンオフセット、要するに、CO₂相殺に用いるクレジットとして認証する制度であります。

高知県は、県土の84%が森林であり、面積比率では全国一の森林県とのことであります。しかしながら、円高による輸入木材の価格低下や林業従業者の減少で、林業の維持が困難になっており、J－VER制度によって森林による吸収量を販売することで得た資金を重要な森林整備に充てるとのことです。

また、2カ月ぐらい前でしたか、新聞で知ったわけですが、全国市町村では三重県多気郡大台町がいち早くこの新制度を導入し、町が所有する森林1,597ヘクタールのうち平成10年度以降に間伐を行った人工林、この森林管理などによる吸収量をオフセット・クレジット制度の申請を行い、平成20年、21年度分として2,389トンのCO₂吸収量の認定を受けておるとのことです。このクレジットの販売収益は、自然環境や生活環境、保全整備のほかに、地域振興のための資金として活用されているということ

でありました。

本市は、総面積が2万2,200ヘクタール、そのうち森林が1万8,670ヘクタールと聞いております。国有林656ヘクタールを引いても84%となっております。このような広大な森林を、今や資源と位置づけ、積極的な林業再生に本腰を入れる時代に来ていると考えます。そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

本市の林業産業施設の基本計画、2点目、森林再生の現状と課題は、3点目としてオフセット・クレジット制度に取り組む考えについて、産業建設部長にお尋ねをいたします。

○副議長（谷村松男君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

本市の森林面積は、国有林と民有林を合わせて1万8,913ヘクタール、市の面積に対する森林面積の割合、いわゆる森林率は85%を占めています。また、民有林のうち、林業生産活動を行うために人工的に植栽した杉やヒノキの人工林面積は1万276ヘクタール、民有林全体に占める人工林の割合は56%となっております。

1番目の、本市の森林整備の基本計画につきましては、森林法に基づき、また、県が平成18年度に策定した岐阜県森づくり基本計画を参考に、平成18年度から平成27年度を計画期間とする山縣市森林整備計画を策定しております。この計画は、山口市における森林整備のマスタープランであり、5年ごとに10年を1期とする計画を立て、この計画に従って県や林業関係者と一体となって森林、林業の関連施策を進めるものでございます。

今年度はこの計画の見直しの年であり、市内の民間有識者、林業関係者、県、試験研究機関、市を構成員とする山口市森づくり会議において計画内容を協議し、植えて育てる従来の計画から、切って利用する新しい計画へ、有識者の意見を聞きながら林業再生に向けた計画の内容の見直しを行っているところでございます。

次に、2番目の森林再生の現状と課題につきましては、森林、林業再生の取り組みとして、県が岐阜県森づくり基本計画に定め積極的に推進する健全で豊かな森づくりプロジェクトを、森林組合と林業会社が共同企業体を組んで、椿と円原の2カ所の森林で実施しております。

健全で豊かな森づくりプロジェクトは、約500ヘクタールの森林団地を設定し、環境保全と木材生産を両立しながら、環境的にも経済的にも持続可能な森林づくりを目指すもので、森林所有者の同意を取得、施業地の集約化、林業用道路の開設、高性能林業機械を駆使した低コストの木材生産を行い、森林所有者に利益の還元を図るものでござい

す。旧美山町の森林では、ほかにも財産区有林の整備のほか、森林組合や林業会社が木材生産を行っています。旧伊自良村の森林では、昨年度に伊自良長滝地域森林再生モデル団地を設定し、今年度から林業用道路の開設や木材生産に取り組もうとしております。

続いて、課題についてですが、木材価格の低迷により森林所有者の林業意欲が減退し、山離れや施業放棄、また、市外に転出された森林所有者も多く存在することから、森林所有者の同意を得ることが困難になっています。施業放棄された人工林は、林の中は真っ暗で、下草も生えず、二酸化炭素の吸収源としての森林の役割を初め、山地災害の防止など、森林の持つ公益的機能を発揮できない状況にあります。こういった未整備森林の間伐を進め、公益的機能の向上を図るため、市としても間伐に補助金を支出し、森林組合や林業会社の取り組みを支援しているところでございます。

また、特に旧美山町の人工林は、木材として利用できる大きさに成長しており、国産材の自給率の向上が求められる中で、さらなる県産材の生産促進と利用拡大が課題となっており、本市としましても、県や林業関係者と一体となって林業再生の取り組みを進めていく必要があります。

次に、3番目の、オフセット・クレジット制度、J-V E R制度ともいいます、の取り組みについては、日常生活や企業活動などで生じた二酸化炭素の排出削減が困難な分を森林育成への資金提供などで相殺することをカーボンオフセットというもので、森林所有者は環境省の認証運営委員会に申請して認証を受けると、その分の二酸化炭素吸収量を企業などと取引できるシステムでございます。対象機関は平成20年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。

手続といたしましては、計画段階で実施事業者等が環境省の認証運営委員会へプロジェクトを申請し、同運営委員会は審査、登録を行います。実施段階では、モニタリングを実施し、報告書を作成後、検証機関へ提出し、検証機関は報告書を検証の上、認証運営委員会で審議、認証を受けて、クレジットを発行することとなります。なお、申請から発行まで6カ月から18カ月と、長い期間が必要と思われれます。このように、オフセット・クレジット制度の手続は複雑でわかりにくいという意見もあります。このため、市といたしましては、国や県と連携し、申請等の作成支援や各種情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 今の答弁では、この制度は25年3月31日までということでありましたが、決してそんな短期で終わる事業でも何でもないと思いますね。といいますのは、

引き続いていく事業だということを思っています。例えば、オフセット・クレジット制度を環境省では、京都議定書目標達成に貢献し、国の地球温暖化対策に整合的であり、温室効果ガス排出削減以外の副次的効果が存在するなど、プロジェクトの推進は推奨されるものであり、国内のみならず、世界で通用すると評価をしております。

日本は、昨年から一昨年のCO₂排出量は、1990年に比べて5から7%ほどふえていると言われております。すなわち、2010年ごろに6%を一応約束した以上、合わせると13%ぐらいの削減が必要であるということを言われております。恐らく、お金や、あるいは排出権の取引、他の国にCO₂削減の技術提供や、今、話に出ております森林吸収分で無理やりつじつまを合わせてしまうと専門家は予想もしております。

新政権が20年までに25%削減するというような、とんでもない数字も挙げていることも考慮すれば、本市においても衰退している現在の林業を、木材価格の低下により切り出しコストを差し引くと、手元にほとんど利益が残らないと林業関係者は嘆いておられるわけであります。このような森林の衰退は、森林に対して悪影響をもたらすだけではなくて、その活性化は、先ほどにも話がありました地球環境保全、あるいは災害防止、それから水源の涵養などの多面的な機能を持つ森林を健全に維持していく上でも、これは避けて通れない課題だと思っております。

元来、林業は、育林期といいますか、50年から100年は無収入に等しいというふうに言われております。代々次世代につなげる従来の林業に、地球温暖化を防止する上で重要な役割を果たす対価として年収が見込まれるこの制度、こういう画期的な制度を見過ごすことはできないと思います。こうした取り組みは、すべて森林という地域の財産の付加価値を高める努力とも言えます。

それで、次の3点についてお尋ねをいたします。

オフセット・クレジット制度の手続は、複雑でわかりにくくて大変だというお話でございしますが、具体的に、いつ、どのように推進をされていくのか。2つ目として、森林の吸収量は、私は県で調査をしましたが、樹齢によって、あるいは管理状況によって吸収量は差があるそうでありますが、1ヘクタール、大体10トンぐらいが見込まれると。取引価格は、これも買う側の企業にどれだけイメージアップが図れるかというところで差があるようでございますが、1万円ぐらいだという話でありました。単純に山県市の人工林、これは人工林にしか該当しませんが、1万ヘクタールを単純計算しますと、10億ほどの税収が見込まれるのではないかと。そのことについてどう考えられるかということ。

それから、3点目ですが、ここにありますけれども、第1次山県市総合計画、これは

17年から26年までですが、10年計画の中の前半が終わって、ことしからまた5年間の後期計画というのが出されたわけですが、総数190ページほどありますけれども、林業推進というところは2ページ足らずなんです。これは余りにも少ないと思います。財政が厳しい中で作業道などの整備をしておられる、その努力は理解できるわけですが、こういう新しい制度の民間資金を大いに活用する、そういうことについてどう考えておられるのか、以上3点を再質問いたします。

○副議長（谷村松男君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えします。

まず、J－V E R発行の対象期間でございますが、先ほど申し上げましたように、20年4月1日から25年3月31日ということになっております。これは、京都議定書の第1次約束期間に合わせた期間設定となっていることが手引に書いてありますので御承知おきいただきたいと思いますが、これはまた期間が来れば、時限立法的なものでまた延長されるのではないかと思われます。

それでは、1番目のオフセット・クレジット制度の支援につきましては、森林所有者、林業会社等がこの制度を活用するもので、市としましては、山縣市森づくり会議等において情報提供を行い、制度活用者がありましたら、申請書作成の支援を行ってまいりたいと考えております。

2番目の、収入増となることについての市の考えにつきましては、二酸化炭素の吸収量及び取引価格は、情報の出どころによってさまざまだと思います。また、森林の条件により吸収量及び価格も異なると聞いております。私どもが得た情報では、森林整備に対する二酸化炭素の吸収量は、平均的には1ヘクタール当たり6.4トン。取引価格につきましても、新潟県のトキの森などでは、企業のP R効果もあり、1トン当たり2万円というところもあるようですので一概には言えませんが、普通の山林では1トン当たり2,000円から4,000円程度で取引されるのではないかと聞いております。また、議員が試算されました毎年10億円の収入は、数値を単純に当てはめた場合とのことですが、まず、1年間に森林整備ができる面積は600ヘクタールから700ヘクタールで、本市の人工林1万276ヘクタールを行うとすると、約15年間かかるかと思えます。また、取引が成立しないと収入が見込めません。さらに、二酸化炭素の吸収量及び取引価格は、先ほども述べましたが、森林の条件によりますが、毎年10億円の収入は見込めないと考えております。

3番目の、民間資金を有効に利用する計画については、オフセット・クレジット制度に係る収入は森林所有者または森林整備事業者の収入となり、市の収入にはなりません。また、民間資金とは寄附金が想定されますが、それ以外で民間資金を利用する制度はご

ざいません。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 気の長いという話もされておりますが、私の持論として、行政の1年のおくれは、末端で5年おくれる。まさにこれは同じことが言えると思うんですね。15年かかったら、余計早く始めないと、ますますおくれしてしまうと私は思います。

そこで、再々質問を市長にお尋ねいたします。

福島県の矢祭町、私たちも研修に行きましたが、これは高速道路インターから、あるいは新幹線の駅から1時間ぐらいかかるという、決して交通に恵まれたところでもありませんが、全国的に有名であります。それは、何がその村に魅力があるのかといいますと、きれいな空気と人間性、それを強力にアピールをして企業誘致、大企業、優良企業の誘致に成功をしております。それで合併しなくて単独でやっておられる。当時、財政力指数というのはコンマ2ぐらいだったそうですが、少なくともコンマ7に高められるというふうに現在言われております。

それから、長野県の下條村、これもよく出てくるわけですが、人口は4,166人、若者に焦点を合わせたといいますか、定住促進住宅の建設や保育料を軽減するなどですね。その結果が、若い世代が住み着いてくれる施策が好評で、全国で1位の出生率となっているということも報道されております。

そして、今の三重県の大台町。これも環境省の新制度、これを森林の資源をCO₂の吸収源として売り出して財源につなげ、収益が見込まれている。もう既に取引が始まっているということも聞いております。

最近、世界各地で気候変動によって大きな自然災害が発生をしております。本市でもことしは大変な猛暑、それに水不足かと思えば、9月8日でございましたね、葛原地域に土砂災害、避難勧告が初めて出されたわけですが、こういう異常気象は地球温暖化が要因と言われております。自然災害はなくすことはできませんが、予防することによって被害を最小限に抑えることができるとも言われております。そういうことから考えますと、たくさんの面積を有する森林、この整備というのも決しておろそかにできないことだと思っております。

オフセット・クレジット制度というのは、一種の企業誘致ではないかと考えます。多面的な役割を果たす重要な森林保全整備、本市については重要な部署だと考えます。新しい制度に乗りおくれられないためにも、担当職員を増員してでも、この立地条件を最大限活用できる施策を構築することで、これから始まる世界的に環境改善が本格的に向かう

社会ニーズにいつでも対応できる積極的な推進の取り組みをいち早く実施していただくことが肝要と考えます。

最後に、市長の前向きで実効性のある御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

○副議長（谷村松男君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 再々質問にお答えします。

ただいま議員から地域活性化先進地の事例等もお聞きいたしましたし、そういう話も私も若干勉強したところでもございますが、本市も東海環状自動車道山県インターチェンジ、仮称でございますが、この開通を見込み、企業誘致とか少子化対策に取り組んでいるところでもございます。

今、議員おっしゃいましたオフセット・クレジット制度の活用でございますが、森林整備とのことでございますが、本市の森林整備は、先ほど担当部長からも御答弁申し上げましたように、平成17年度に策定いたしました山縣市森林整備計画に基づき森林整備を図って進めているところでもございます。平成19年度から、椿、笹賀地区で椿森づくりプロジェクトを推進しております。また、平成21年度からは、北山地区の円原の森づくりプロジェクトを進めております。また、さらに21年度からは、伊自良地区で伊自良長滝地域森林再生モデル団地として積極的に森林整備を図っているところでもございます。その他におきましても、毎年、育林推進事業につきまして、320ヘクタールほどのそういった推進事業を行っております。

現在、山縣市森林整備計画、後期基本計画を策定中でございますが、今後の森林整備を図っていくためにも、十分検討してまいっていきたいと思っておりますし、議員御指摘のように、地球温暖化対策の対応としまして、ある程度長期的になる面もありますが、そういった面について積極的に推進していきたいと思っております。幸い、岐阜県におきましても、古田知事の提唱等もございまして、県の森林整備計画が積極的に進められておるといことでございますので、そういった面も勘案しながら、山縣市におきましても、そういったこととタイアップしながら積極的な森林整備を図り、地球温暖化対策の対応として進めていきたいということを思います。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（谷村松男君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時35分より再開をいたします。

午前11時20分休憩

午前11時35分再開

○副議長（谷村松男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位 4 番 小森英明君。

○1 4 番（小森英明君） 通告に従いまして、国勢調査について林総務部長にお尋ねいたします。

国勢調査は、平成22年10月 1 日現在で、日本に住むすべての人、世帯を対象に行われる統計調査で、日本に住んでいる外国人も国籍に関係なく調査の対象となり、5年ごとに行われます。調査では、世帯ごとに家族の名前や学歴、勤務先など18項目を記入。山口市では、131名の調査員が調査票を配り、封筒で郵送するか、調査員が回収しました。

10月 7 日に 1 回目の回収期限を迎え、10月 24 日まで未提出者に提出を呼びかけました。山口市では、19名の指導員は全員職員でした。そこで、国政調査について次のことをお聞きします。

1 番目に、山口市の調査員は131人で、指導員は19人ですが、どのようにして選ばれましたか。

2 番目に、調査員、指導員の報酬は国から支給されますが、金額はどれぐらいになりますか。

3 番目に、調査事項では、個人について14項目、世帯について 4 項目、合計18項目でしたが、こんなに多くの調査があつて、正確に答えられていましたか。また、不備な点はどのように対応したか。

4 番目、調査票は何通出して、何通回収されましたか。その中で、調査員の回収と郵送の回収はどのような比率でしたか。

5 番目に、山口市には587人の外国人が居住されていますが、どのように調査をされましたか。

6 番目に、調査票の結果公表はいつになりますか。

以上をお尋ねいたします。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、国政調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計でございまして、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため実施されるものでございます。

基本的な目的といたしましては、地域別の人口や産業別就業者数などの統計を作成いたします。これらの統計は、客観的データに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の区割りや地方交付税額の算定、過疎地域の要件など多くの法令に利用が規定さ

れています。

国勢調査から得られるさまざまな情報は、国や地方公共団体が社会の実態を知るためや、企業、各種団体が商品、サービスの需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うために活用されます。また、大学ですとか研究所などの学術研究機関におきましては、経済学、社会学、人口学など社会経済の実態や動向に関する研究に幅広く利用されています。

また、今回から国勢調査は大きく変更となりまして、調査項目では就業時間や家計の収入などの項目が削除され、回収方法も個人情報保護意識への配慮から、調査員に提出する場合は必ず封入する。また、郵送での提出も可能となりました。

こうしたことによりまして、指導員の調査票チェック作業が大変膨大なものとなりましたが、本市におきましては期間内に完了し、県のチェックも無事終えることができました。

さて、御質問の1点目の山県市の調査員、指導員の選出方法についてでございますが、調査員については、5月の広報の折り込みチラシにて募集を実施し、97名の申し込みがございました。残り34名につきましては、市職員に依頼をしたところでございます。指導員につきましては、調査事務の円滑化、迅速化に資するため、すべて市の職員に依頼をいたしました。

次、2点目の調査員、指導員の報酬の金額についてでございますが、山県市におきましては、206の調査区を131名の調査員にて実施いたしました。1調査区担当の場合は3万9,100円、2調査区担当の場合ですと7万4,260円を調査区の世帯数の実情により支払いを行いました。指導員については、一律5万5,490円を支払いました。

次に、3点目の調査項目に対する答え方の正確性につきましては、一部不備なものもございましたが、県から指示された調査票審査の流れに沿いまして、不備なところは適正に補記をいたしております。

次に、4点目の調査票の回収についてでございますが、現在、県にて集計中でございますが、ほぼ100%回収をいたしました。調査員の回収と郵送の回収の比率についてでございますが、およそ9対1で、調査員が9で、郵送が1割の比率でございます。

次に、5点目の外国人の調査についてでございますが、調査員が受け持ちの調査区内のすべての世帯等を訪問して調査を実施いたしました。その中で、外国人の方への対応といたしましては、外国語連絡票や調査票対訳集を持参し、調査をいたしました。この調査票対訳集と申しますのは、それぞれ外国語での調査票でございまして、27カ国語での調査票となっております。また、外国人研修生を受け入れている市内企業に対して、

国勢調査への協力依頼も行ってまいりました。

次に、6点目の調査票の結果の公表についてでございますが、岐阜県が総務省統計局に都道府県集計表を提出する日の翌日であります平成22年12月28日となる予定でございます。

最後になりましたが、この国勢調査に御協力をいただきました市民の皆様、調査員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷村松男君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 今、2点目の部分で、調査員の報酬についても指導員とありましたが、報酬額を合計すると幾らぐらいになりますか、お答えください。それと、1人で2調査区を担当すると1調査区の2倍の金額にならないのは何か理由があるのかということ、それと、調査員と指導員が重複することがありましたかどうかお尋ねします。

それと、市職員が担当する作業は時間外だと聞いていますが、そうなのか、それとも時間中にでもあったのかどうかとか。そして、1人当たり国勢調査に要した時間数はどれくらいありましたかということ、2点目の調査員と指導員のことについてお聞きします。

それと、3点目の、新聞記事によりますと、他市の担当者はまともに書いてある人のほうが少ないと言われていたというような記事が書いてありましたし、また、職員が一から書き直すこともあったと伝えていましたが、山口市では数的にそのような記入の仕方というのはどれほどありましたか、まずその点をお聞きします。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

〔「済みません、少しだけ休憩を」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷村松男君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○副議長（谷村松男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務部長（林 宏優君） 失礼しました。

それでは、再質問にお答えします。

1点目の合計金額は、830万円でございます。

次、2点目の1調査区と2調査区での金額でございますが、これは国から示されました基準によるもので、均等割金額がございまして、均等割が3,940円で、調査区割りが3

万5,160円となっております、1調査区の場合ですと3万9,100円となります。2調査区の場合ですと7万4,260円となります。

次に、3点目でございますが、調査員と指導員の重複はございません。

次に、4点目の市職員の指導員の1人当たりの時間数ということでございますが、おむね40時間程度でございました。

次に、5点目の書き直しの関係でございますが、ボールペンで記入されたものですとか調査票が汚れたものなどで書き直しをした件数は、250件ほどあったと聞いております。

次に、市独自の利用方法につきましては、市の総合計画ですとか過疎計画などの今後の計画書の策定に利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（谷村松男君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 利用方法については、基本的な利用についてはお聞きいたしましたが、今後、山口市独自で何かに利用しようというようなことはありますか。また、項目も非常に多かったわけですが、そのために山口市が活気づくような方法にも利用していただきたいと思っているわけですが、その点はどうですか。また、山口市の人口は12月1日現在で2万9,684人ということになっていますが、国勢調査と毎月1日に公表されている人口と異なるようなことはありますかどうかということをお尋ねいたします。

以上で、私の一般質問については終わります。

○副議長（谷村松男君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、市独自の利用方法につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、総合計画ですとか過疎計画などの計画書の作成に利用していきたいと考えておりますし、特に、御提案にありましたように、市独自の内容ということで、今後、この内容等も踏まえながら、よくアンケート調査等を実施するわけでございますけれども、そういったことへの利用が可能であれば検討させていただきたいということを思っておりますし、そして、国勢調査が市の事業として活気づけるような方法がということでございますけれども、またそれぞれ担当部署で検討させていただきたいと思っております。

もう一点、御質問にありました住民基本台帳との相違でございますが、この調査は制度的な住民の登録ですとか、そういったものとは全く関係ございませんので、そこに実質的に住んでみえる方であればすべての方が対象となってまいりますので、数値といたしましては、基本台帳等と異なってくる数値として発表されるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（谷村松男君） 以上で小森英明君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。それでは、議場の時計で午後 1 時から再開をいたしたいと思
います。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

一般質問を行います。

通告順位 5 番 武藤孝成君。

○9 番（武藤孝成君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、下水道接続向
上対策について質問いたします。

高富、富岡地区の公共下水事業は、平成20年度に浄化センターも完成し、第 1 期整備
地区が供用開始となり、第 2 期整備地区も管渠工事を当初の計画どおり進めていること
と思います。生活排水などの水をきれいにし、生活環境の改善を図るという下水道事業
の目的は、加入者の皆さんが宅内工事を完成し、施設を利用していただくことによって
初めて達成されることと認識をしております。

そこで、次の 3 点について、市民部長にお伺いをいたします。

1 点目に、供用開始となった第 1 期整備地区、平成21年度までに工事完了した第 2 期
整備地区の加入者、接続率はどれほどか。

2 点目に、今年 5 月にアンケート調査を実施されましたが、対象者、調査期間、アン
ケートの配布数、回収数、回収率は。

3 点目に、アンケートの調査結果はどうであったか。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

下水道は、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を図る上で大切な生活
基盤施設であり、将来にわたって文化的で快適な生活環境を営むためにも、重要かつ必
要な事業であると考えております。

平成15年度に公共下水道に着手し、平成20年 4 月に第 1 期整備区域の供用開始、平成
21年 4 月に第 2 期整備区域の一部地域が供用開始となり、段階的に供用区域の拡大を目
指しているところでございます。

なお、下水道法による供用開始後は、原則として、くみ取り便所の場合には 3 年以内

に水洗便所へ改修し、遅滞なく下水道に接続することが義務づけられており、また、山
口市下水道条例第4条の規定により、供用開始の日から3年以内に排水設備を接続しな
ければならないと定めています。下水道整備時に利用する意思表示が、各戸から排水を
受ける公共ますが設置済みの方で、いまだ接続されていない方におかれましては、早急
につなが込みをしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

1点目の加入者接続率についてでございますが、第1期整備地区における公共ますの
設置及び接続状況につきましては、平成22年11月末現在で、平成16年度が公共ます設置
件数198件に対して接続件数44件で接続率が22.2%、平成17年度は公共ます設置件数562
件に対して接続件数150件で接続率26.7%、平成18年度が公共ます設置件数436件に対
して接続件数76件で接続率17.4%、平成19年度が公共ます設置件数132件に対して接続件
数56件で接続率42.4%でございます。合計では、公共ます設置件数1,328件に対して接続件
数326件で、接続率24.5%でございます。

また、第2期整備地区における公共ますの設置及び接続状況につきましては、平成20
年度が公共ます設置件数379件に対して接続件数110件で接続率29%、21年度が公共ます
設置件数620件に対して接続件数82件で接続率13.2%でございます。合計では、公共ます
設置件数999件に対して接続件数192件で接続率19.2%でございます。

2点目のアンケート調査につきましては、今後の下水道整備及び利用促進のためにア
ンケート調査を実施しました。調査地域は、平成20年4月に下水道を供用開始した区域
にお住まいの公共ますの設置者を対象とし、調査期間は5月22日から6月15日まで実施
しました。アンケートの配布数は1,246通、回収数は519通で、回収率は41.7%でした。

3点目のアンケート調査の結果につきましては、調査項目として、下水道の役割の認
知度、下水道の接続状況、下水道利用者の利用の満足度、非接続家屋における排水、雑
排水の処理状況、接続の障害となっている具体的な事項、下水道普及推進のための取り
組みに関する市民の意見、今後の下水道に対しての市民の期待などについてアンケート
調査を行いました。

調査結果の概要としましては、次の5点が挙げられます。

1点目として、下水道未整備になっている具体的な理由では、排水工事費が高い、下
水道使用料が高い、今後の生活を考え出費を抑えたい、高齢で年金生活であるなどの御
意見をいただき、経済的な理由が全体の約6割を占めていました。

2点目として、下水道未整備家屋における排水、雑排水の処理方法では、約9割の家
庭で浄化槽利用となっており、生活排水が直接側溝や河川に流れ込んでいる状況がわか
りました。

3点目として、下水道への接続義務の認知度、融資あつせん、利子補給制度の認知度では、聞いたことはあるが詳しくはわからない、知らなかった方が約7割を占めていました。

4点目として、下水道利用者の満足度では、8割の利用者から大変満足している、満足している、普通であるとの回答をいただきました。一方、2割の方が何らかの不満を持っておられ、分離ますの清掃、下水道料金についての御意見をいただきました。

5点目として、市の今後の取り組みについては、下水道の役割、必要性をもっとPRする、下水道への接続義務を周知徹底する、融資あつせん、利子補給制度を周知徹底するなど、下水道事業の必要性、接続義務に関する内容が約7割を占めており、市民の方への情報提供が不足していることが判明しました。

今後におきましても、今回のアンケート調査の結果をもとに、接続率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） 大変普及率というか、接続率が悪いということと、また、今の市民に理解が得られていないというような状況ということで再質問いたしますが、ただいまの質問の中で、本年度11月現在の接続率の回答をいただきましたが、第1期整備地区で24.5%、第2期整備地域で19.2%とのことでした。第1期、2期を合計した接続率の回答がなかったが、合計すると設置件数が2,327件、接続件数518件、接続率22.3%になります。平成20年4月に下水道処理場の供用開始が始まって3年を迎えるわけですが、今の時点で接続率100%にはほど遠いと思います。これは、アンケート調査の結果にもありましたように、トイレの改修工事の必要な家庭、高齢で年金生活の家庭、リストラを伴い収入減の家庭等、いろいろな原因はあると思われませんが、接続率が低いと、下水道事業会計に及ぼす影響は大きいと思います。

なお、アンケート調査の結果では、利用者の8割の方が下水道に接続し、おおむね満足していると回答があったことは大変喜ばしいと思います。

下水道事業では、生産活動から排出される汚水を処理することにより、快適で衛生的な生活環境づくりを目的としており、失われた自然環境を取り戻すものであります。そこで、次の点について再度質問をいたします。

下水道使用料が高いとの声がありますが、1戸建てで4人家族の場合の合併浄化槽との比較金額を示してください。

2点目に、アンケート調査の2割の方が不満を訴えてみえますが、その不満を解消す

る対策法は考えられているのか。

3点目に、現在の接続推進をどのように進められたか。

4点目に、今後、接続可能世帯が増加するが、接続率を向上させる対策はどのように考えているのか。先般、議会のほうの研修で行きましたところ、この下水道関係では、職員が事前に家庭訪問されながら接続を依頼していくという方法もやっておられる自治体もありました。その4点についてお答えを願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の下水道料金につきましては、1戸建て4人家族としての御質問ですが、一般住宅での浄化槽は7人槽が多いため、7人槽としてお答えさせていただきます。

最初に、合併浄化槽では、年3回の保守点検、年1回の法定点検、年1回の清掃費などが発生します。これらを試算しますと、年間5万1,372円ほど料金がかかり、月額にしますと4,281円となります。また、浄化槽は1年中ブローの電気代が必要となり、こちらを試算しますと、月額1,226円となります。合計しますと、合併浄化槽の場合は、月額5,507円となります。

次に、下水道料金では、水道使用料を基準とする重量料金制により料金をいただいております。水道使用料は、平均1人年間7.5立方メートル、4人家族ですと30立方メートルとなります。これで金額を試算すると、月額5,250円となります。このため、公共下水道に接続されたほうが月額257円安くなります。

2点目の不満を解消する対策につきましては、分離ますの清掃や下水道料金についての御意見をいただきました。このため、浄化槽料金と下水道料金のわかりやすい比較表や分離ますの清掃方法に関するチラシを作成し、各戸に配布し、努めてまいります。

3点目の現在までの接続推進につきましては、前年度に工事が完了し、供用を開始した自治会を対象に、排水設備工事、これは宅内工事といいますが、を行うために、工事依頼者から供用開始までの手順、下水道使用料、受益者負担金、水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給制度などについて説明会を行っております。また、自治会へ公共下水道の早期接続のお願いの回覧や、広報に掲載し、啓発活動を行っています。

4点目の接続向上に向けての今後の対策につきましては、先ほどお答えしましたように、下水道に関する情報が不足していることがアンケート調査により判明しましたので、次の6点について取り組んでまいります。

1点目として、排水工事と水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関するPRを行います。

2点目として、分離ますの清掃方法に関するチラシを作成し、各戸に配布します。

3点目として、下水道に接続するとこれだけ水質が変化するというような環境保全に関するチラシを作成し、各戸に配布します。

4点目として、下水道の仕組みを理解していただくために、浄化センターの見学会を実施します。

5点目として、各学校に働きかけ、下水道に関する出前講座を実施します。

6点目として、市指定排水工事店の方への情報提供を実施します。

今後、自治会や下水道推進協議会と連携協力し、接続向上に向けて取り組んでまいります。また、議員御発言の職員による家庭訪問につきましては、今後検討していかねければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） いろいろ御回答いただきました。また、現在進められているということも聞きましたが、接続率が現在の数値では、当初の計画を大幅に下回っていると思われまます。執行部、また、推進員の代表の方により、いろんな面で努力はされておると思いますが、市民に理解をいただき、接続率向上のためにより一層の執行部、また、推進員さんの御意見を絞りながら進めていただくようよろしくお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位6番 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして、御質問をさせていただきます。

今回、山県市の財政状況について総務部長にお尋ねをいたします。

さて、景気の低迷や人口の減少による税収の落ち込み、さらに、高齢化社会で民生費の増加など歳出の増加が見込まれ、財政状況の大変厳しい中、この時期、各部署とも来年度の予算編成で大変御苦勞をされていることとございますが、今後の財政予測等、全般にわたり質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ところで、山県市合併以来8年で、新市まちづくり計画に基づき、平野市政のもと、重点事業の大部分が完了をいたしました。これから公債費の返済、また、維持管理費の増加など、引き続き厳しい財政運営を強いられるわけとございますが、そこでまず第1点目、歳入面で今後変化する具体的な要因と、変動する金額予測はどのように変化していくとお考えになっておられますでしょうか。

2点目でございますが、予測で結構ではございますが、22年度末の基金の総残高はどれ

ほどになると予測をされておられますか。

3点目でございますが、市債、すなわち借金の関係ですが、5カ年くらいで今後の事業計画を織り込み、どのように償還計画が推移していくものと予測をしておられるのか。これはもちろん一般会計と特別会計を含めたもので示していただきたい。

4点目でございますが、また、この市債の残高が5カ年から10年くらいでどのように推移をしていくということになるのか、その計画を示していただきたいと思います。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、歳入面で今後変化する具体的な要因と、変動する金額予測についての御質問でございますが、平成22年の9月に中期財政計画を一部修正した計画では、平成23年度から27年度までの5年間では125億円程度の予算となると見込んでおります。歳入は、平成21年度決算では、地方交付税、市債、国庫支出金、市税で約144億円、歳入の総額の84%となっております。このうち市債、国庫支出金、市税につきましては、事業量ですとか景気の動向等によりまして増減をいたしますので、平成23年度以降は同額、または若干の増額にて見込んでおります。

次に、制度等により大きく変動するのは普通地方交付税でございますが、平成25年度をもって合併算定がえの期間が終了するため、合併算定がえによる地方普通交付税の増額分が平成26年度から5年間で段階的に縮減されます。平成22年度の、本年度でございますが、合併算定がえによる地方普通交付税の増額分は約8億6,000万円、臨時財政対策債の増額分は約2億8,000万円で、合計いたしますと、約11億4,000万円の増額となっております。平成26年度は、増額分の26年度からスタートいたしますので、26年度は増額分の10%が減額され、27年度は増額分の30%、28年度は増額分の50%、29年度は増額分の70%、平成30年度は増額分の90%が減額され、平成31年度にはこの増額分が全額縮減されることとなります。地方普通交付税の額は毎年積算をいたしますので、単純にこの約11億4,000万円が減額となるわけではございませんが、平成26年度からは毎年2億円程度の減額が予想されるところでございます。

次に、2点目の平成22年度末の基金の総残高予測の御質問についてでございますが、平成21年度末の一般会計の基金の残高が71億2,005万円でございます。平成22年度末の一般会計基金残高は、本年度の当初予算で約2億円の積み立てと約8億8,000万円の基金の取り崩し額によりまして約64億4,000万円の予定でございましたが、地方交付税の大幅な増額ですとか人件費の大幅な削減、入札差金など不執行額の増加等によりまして、現時点では、前年度末と同額の71億円程度になると見込んでおります。

なお、特別会計の基金残高につきましては4億6,000万円ほどの残高がございますが、利子積み立て等で560万円が見込まれる一方、取り崩しで約4,700万円を予定しておりますので、22年度末の残高は4億2,000万円となり、一般会計と特別会計を合わせました基金の残高は約75億2,000万円と見込んでおります。

次に、3点目の市債の推移の御質問についてでございますが、大変厳しい財政状況に変わりはなく、市債の借り入れにつきましても極力行わないよう努めておりますが、必要な場合は、充当率が高く、交付税の算入率の高い起債を活用しております。

現在の本市の交付税算入の状況を平成21年度の決算の状況で積算してみますと、一般会計及び特別会計、並びに水道事業会計の市債元金の残高は約368億円でございますが、このうち57.6%に当たります約212億円は普通地方交付税で算入されることとなっております。この363億円から交付税の算入されます212億円を引きました156億円が実質的な借金に当たると思います。

平成22年度、本年度の一般会計にこれを置きかえますと、市債元金の償還額は20億1,183万円でございますが、このうちの57.6%に当たります約11億5,881万円は、地方普通交付税で措置をされます。実質的には、一財での持ち出しは8億5,302万円でございます。

今後の借り入れにつきましても、平成25年度までは合併特例債、これは充当率が95%で、算入率は70%でございます。この合併特例債を予定しております。また、そのほか、辺地対策事業債ですとか過疎対策事業債、こういった有利な起債にて借り入れを行うよう計画をいたしております。

一般会計と特別会計を合わせた市債の借り入れ予定額は、平成23年度は約8億6,000万円、24年度は約7億4,000万円、25年度は約11億8,000万円、平成26年度は約7億9,000万円、平成27年度は約7億3,000万円の借り入れを予定いたしております。しかしながら、これらの借り入れにつきましても、一般会計では臨時財政対策債が大部分を占めております。この臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めといたしましてそれぞれの地方公共団体が地方債を発行する制度で、償還に要する費用は後年度の地方交付税で全額措置されるものでございますが、臨時財政対策債の借入額は国がその年度ごとに決定をするため、大きく変わることもございます。

次に、4点目の市債の償還計画の推移の御質問についてでございますが、一般会計と特別会計を合わせた市債の償還予定額は、元金と利息を合わせて平成25年度がピークとなり約32億3,000万円で、平成26年度以降は減少し、平成31年度には24億6,000万円の償還を予定いたしております。

また、市債の残高の推移についてでございますが、一般会計と特別会計を合わせた残高が、本年度の平成22年度は332億8,000万円でございます。23年度になりますと317億円、平成24年度では298億8,000万円、平成25年度では280億1,000万円、平成26年度では261億9,000万円と、残高は順次減少し、平成31年度では168億4,000万円と、本年度332億8,000万円と比較いたしますと164億4,000万円の減額でございます、おおむね半減となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） まず、4点目の市債の残高の推移につきましては、説明の計画どおりに行けば、一般会計、特別会計の合計額が10年で約半額の168億4,000万円の見込みをお聞きし、安堵いたしておりますが、ぜひこの計画どおりにしっかりと実施をしていただきますことをお願いしておきます。

そこで、ただいまの説明の中で、1点目の歳入面で変動する金額予測の中で、制度上大きく変動すると説明のありました普通地方交付税の合併算定がえの話がございましたが、ここで言う合併算定がえとは一体どういう制度なのか、説明を願いたいと思います。

また、その中で、5年間で約11億4,000万円が減額をされるとの説明でしたが、非常に大きな減額金額と認識をいたしますが、市はどのように考えておられるのか。

3点目でございますが、そして、この減額金額に対する具体的な政策的対策はどのように考えておられるのか、以上、3点を御質問いたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

地方普通交付税の合併算定がえとはどうした制度なのかとの御質問につきましては、地方普通交付税は、各地方団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を計算いたしまして、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額、すなわち財源不足額に応じて配分されております。町村合併が行われた場合、スケールメリットによりまして、さまざまな経費の節約が可能になりますので、一般的には基準財政需要額が減少し、ひいては交付税額も減少することとなります。しかしながら、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりとは限らないことから、合併前のそれぞれ別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないようにし、合併により交付税上、不利益をこうむることのないよう配慮されておるものでございます。この制度を合併算定がえと呼んでおります。

平成11年7月には、市町村の合併の特例に関する法律の一部改正におきまして、この

合併算定がえについて適用期間を延長され、15年度間、4月1日合併の場合は16年の間ということをございまして、本市の場合はこの4月1日に合併をいたしておりますので、5年で削減するところが6年の間で削減ということ、有利な適用を受けているわけがございます。

そこで、本市の場合は、高富町、伊自良村、美山町それぞれの町村で積算した額の合計と、山口市単独で地方普通交付税を積算した場合と比較をし、その差額が交付されることとなっております。なお、合併算定がえは合併前の算定額を保障するものではなく、合併後の地方普通交付税の算定を行う、それぞれ当該年度ごとに、その年度の地方普通交付税の算定式に従って、合併関係市町村がなお存続するものとして計算した額の下回らない額を保障するものでございます。将来の交付税の額を確定的に計算することはできないものとなっております。

参考までに、平成22年度の合併算定がえでの地方普通交付税の増額分は約8億6,000万円、臨時財政対策債の増額分は約2億8,000万円で、合計の11億4,000万円でございますが、平成21年度、昨年でございますが、この合併算定がえでの地方普通交付税の増額分は約8億1,000万円、臨時財政対策債の増額分は約2億3,000万円で、合計で10億4,000万円、平成20年度の合併算定がえでの地方普通交付税の増額分は約8億6,000万円で、臨時財政対策債の増額分は約1億4,000万円で、合計約10億円、平成19年度の合併算定がえでの地方普通交付税の増額分は約8億円、臨時財政対策債の増額分は約1億6,000万円で、合計で9億6,000万円となっております。

将来の地方普通交付税の額を確定的に計算することはできないものの、合併算定がえの終了する平成31年度には、平成22年度と比較し、約11億円が減額されることが想定されます。

次に、この減額金額に対する具体的な政策的な対策はとの御質問でございますが、平成22年度の、本年度の当初予算総額、122億円程度でありますので、約9%もの歳入が減額となることとなり、大変に厳しい状況が見込まれます。しかしながら、本市の場合、起債償還額が本年度、22年度は約26億1,000万円でございますが、これが平成31年度には約18億4,000万円となることから約7億7,000万円の経費が削減でき、地方普通交付税の起債の交付税算入分が本年度の22年度は約15億5,000万円、平成31年度には約17億円となり、約1億5,000万円の増額になると見込んでおります。それでもなお1億8,000万円ほどの不足が見込まれます。この不足分を解消するために、現在に至るまで平成17年度から経常経費につきましては毎年5%から15%、臨時経費につきましては毎年10%から20%までの削減を実施してまいりました。あわせて、平成19年度には事務事業の総点検を行

いまして、事業の廃止ですとか、手段見直し、縮小、検討、現状維持の方向づけを行い、予算に反映いたしております。

また、退職者の不補充等によりまして、職員数も大幅に削減をしてきております。今後におきましても、平成26年度からの地方普通交付税の減額に対応するため、さらなる行財政改革を実施いたしまして、財源の確保と徹底した経費の削減に努めることはもとより、定員の適正化計画に沿いました職員数の削減を実施することによりまして、将来にわたり健全財政を堅持していくよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） ただいまの説明は、なかなか一度聞きましてすべてを理解するわけにはまいりませんが、また後ほど総務部長のほうへお尋ねをし、いろいろ資料をちょうだいしたいと思っております。

さて、こうした大変厳しい財政状況の中ではございますが、先般、多治見市のほうへ行ってきました。そのときに、多治見市がかつて平成8年に財政緊急事態宣言を発令されました。その期間は平成8年から平成13年でございましたのですが、そのとき、県下の14市の中で最も悪い状態で、経常収支比率は89.8%でありました。山田市は現在、その収支比率が21年度決算において91.3%であり、言うならば、多治見市の89.8%の財政緊急事態宣言時よりも悪い状態にあるわけですが、もう一度このことについて部長の見解をお伺いいたします。

また、この財務状況については、いろいろな要因がありまして、こうした状況であるわけでございますが、私は必ずしも悪いことばかりだとは思いませんが、市債そのものは最終的には市民一人一人にかかってくるものであり、もちろん市民の方々も無関心であってらっては困るわけでございますが、今後の市政運営には、市民の皆様に一層きめ細かい情報の公開と、わかりやすい市政報告に心がけていただきますことを要望いたしますと同時に、財政健全化に向け一層の御努力と御活躍を期待し、質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

経常収支比率の御質問につきましては、経常収支比率と申しますのは、経常的経費充当一般財源、いわゆる人件費ですとか扶助費、公債費、物件費等のように、毎年度常に経常的に支出される経費でございますが、この経費を経常一般財源総額、いわゆる地方税ですとか普通交付税、地方譲与税等のように、毎年度経常的に収入される経費で除し、その割合を示したものでございます。ただいまの御質問の中にございました、多治見

市が平成8年に財政緊急事態宣言を発令されましたが、そのときの経常収支比率は89.8%でございました。その年の岐阜県内の市町村の経常収支比率の平均が75.2%。合併前となりますので、参考までに申し上げますと、当時の高富町は76.5%、伊自良村は79%、美山町は76.6%となっており、多治見市の経常収支比率は非常に高い数値であったと認識をいたしております。

平成21年度、昨年度の決算で本市は91.3%ではありますが、県内の市町村の平均が昨年度では85.6%でございますし、美濃市は99.1%でございます。羽島市は97%、岐阜市は91.6%、多治見市は85.7%となっております。本市の経常収支比率は県内の平均値を上回ってはおりますが、平成8年度当時の多治見市の財政緊急事態宣言を発令するまでの状況にはなっていないものと考えております。

しかしながら、再質問の答弁でも申し上げましたように、財政状況の厳しい状況は重々承知をいたしておりますので、今後におきましてもさらなる行財政改革に取り組み、健全な財政運営となるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位7番 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております2点について質問をさせていただきます。

初めに、ヒトT細胞白血病ウイルス1型、HTLV-1対策について、保健福祉部長にお伺いをいたします。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型とは、余り耳なれないかもしれませんが、死亡率の高い成人T細胞白血病、ATLとも言いますが、それや、進行性の歩行・排尿障がいを伴う脊髄症、HAM等を引き起こす原因のウイルスのことです。ヒトT細胞白血病の感染者、キャリアと言われる人は全国に100万人以上と推定され、その数はB型、C型肝炎に匹敵します。毎年約1,000人以上が成人T細胞白血病で命を落とし、脊髄症発症者は、激痛や両足の麻痺、排尿障がいに苦しんでおられます。

脊髄症は、2008年に難病指定されていますが、成人T細胞白血病への対応は進んでいません。HTLV-1に一度感染すると、現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。現在の主な感染経路は、輸血や性行為によるもの、母乳を介した母子感染によるものが考えられます。輸血による感染は、1986年11月から行われている輸血時のHTLV-1抗体検査でほぼ100%阻止できる

ようになりました。しかし、それ以前に輸血を受けた人は、感染の可能性が残されています。性行為による感染は、女性から男性への感染率は0.4%であるのに対して、男性から女性への感染率は60%と、高い数値になっています。母子感染については、6カ月以上母乳を飲ませた人の感染率は20%、短期間の授乳で5から7%、人工ミルクのみの場合は3から5%と低い感染率となっています。

このウイルスの特徴は、感染から発症まで潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子供を産み、母乳で育て、数十年後に自分が発病し、初めて子供に感染させてしまったことを知らされる母親の苦悩は、言葉では言いあらわせません。もし妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くし、子供への感染を防ぐことができたかもしれません。

鹿児島県では、妊婦健診で陽性となった方に授乳指導を行い、感染を抑制しています。国では、HTLV-1の母子感染を防止するため、妊婦健診での抗体検査の公費負担を決定しました。現在、14回の無料妊婦健診で行われている血液検査にHTLV-1の抗体検査を加える費用は、850円程度とされています。そこで、本市の状況についてお尋ねいたします。

1つ目に、妊婦健診でのHTLV-1の抗体検査について、2つ目に、HTLV-1の情報提供や知識の普及について、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

初めに、ヒト細胞白血病ウイルス1型の主な感染経路につきましては、母乳を介して母親から子供に感染する母子感染と、性行為による感染があり、そのうち母子感染が6割以上を占めております。また、母乳の授乳期間が長くなれば、感染率が上昇することが言われております。

そこで、国においては、その感染を防止するため、妊婦健診でのヒト細胞白血病ウイルス1型の抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加するとともに、費用の公費負担についても決定されたところでございます。現在、妊婦健康診査につきましては、母胎や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健診の重要性や必要性が高まっていることから、妊婦の方に健診の必要回数14回分の受診券を発行し、対応しているところでございます。

さて、御質問の1点目でございますが、ヒト細胞白血病ウイルス1型の抗体検査につきましては、国の方針が出されたのを踏まえ、本市では平成23年度よりその抗体検査を妊婦健康診査の検査項目に追加して実施する方向で検討をしております。この検査は妊娠30週目ごろまでに実施することとなっており、先般行われました県医師会との検討会

においては、第1回目の健診項目に追加する方針が示されたところです。

御質問の2点目でございますが、ヒト細胞白血病ウイルス1型に関する情報提供や知識の普及につきましては、広報や母子健康手帳の交付時をとらえ、検査の意義や実施の方法等について妊婦さん御自身、御本人などに直接御説明することとしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） ただいまの答弁で、平成23年度より、ヒトT細胞白血病ウイルス1型の抗体検査を無料妊婦健診の第1回目に追加するというので、実施をしていただけたということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、ヒトT細胞白血病ウイルス1型の情報や知識の普及については、広報や母子手帳の発行時に説明をしていくということでした。母子手帳交付時というのは、妊婦さん本人だけのお話になると思います。こういった発病していない、まだ自分でもわからないという方が数多くいらっしゃる可能性もあるということを思いますので、迅速に広報などで周知をしていただくように要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

うつ病対策についてお伺ひいたします。

私たちは、うつなどの心の病や深刻化する児童虐待、また、不登校やひきこもり、高齢者の孤独死、貧困や不安定な雇用、社会や家庭をめぐる新たな課題に直面しています。

警察庁の調べによると、2009年の自殺者は3万2,753人と、過去5番目に多くなっており、12年連続で3万人を超えています。その原因のトップは健康問題で、47%を占めており、中でもうつ病はそのうちの20%を占めています。しかも、うつ病は年々ふえており、有病者数は250万人に上ると言われています。

本年4月に、新しいうつ病の効果的治療法として、認知行動療法が保険適用となりました。認知行動療法とは、人の気分や行動が物の見方や現実の受けとめ方と密接に関係していることから、患者の否定的な思考や認知のゆがみに対し、治療者の手助けにより認知のゆがみに気づかせて、心のストレスを軽くしていく治療法です。認知療法と行動療法を組み合わせています。うつ病になりやすい考え方の偏りを、医師との面接を通じて修正していく療法です。治療を受けた患者さんの90%が症状の改善が見られたということです。

けれども、現状は、専門医の数が足りません。今後国で対応されると思いますが、うつ病対策として、知識の周知や相談窓口の設置、早期発見、早期治療、また、リハビリや復職支援などが大切ではないでしょうか。12月の広報やまがたには、うつ病について

の情報が1ページ掲載されています。この中には、自己診断ができるチェック票があり、わかりやすく掲載されています。このような情報提供をより多くし、周知していくことは大事なことだと思います。

そこで、本市のうつ病対策として、現在の取り組みと今後どのように取り組まれるのかを保健福祉部長にお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

うつ病対策は、心と健康の問題として、市といたしましても、重要な課題として認識しております。うつ病に関連して最も懸念されるのは自殺との関連で、平成21年の全国の自殺者約3万3,000人のうち、原因が特定された中でうつ病と診断された方が約7,000人と非常に多い状況になっております。また、山県市においては、平成11年から10年間で78名の方が自殺で亡くなられており、これは交通事故死亡者の約3.4倍で、自殺対策の強化は喫緊の課題となっております。

こうした中で、本市におきましては、山県市健康増進計画、健康山県21に基づき、心の健康づくり事業として、病院に行けず悩んでいる人が早期に相談、受診できるよう、保健師が常時相談に応じているほか、医師による心の相談を実施しております。

また、うつ病の正しい知識の周知や意識啓発として、うつ病自殺対策講演会を開催するとともに、心身の健康増進を目的とした体験型講座、広報等による普及啓発活動を行っております。

また、昨年度からは、従来 of 事業に加え、県の地域自殺対策緊急強化基金を活用し、うつ病予防、自殺対策に取り組んでいます。具体的には、昨年度は市民グループ元気もり森ひろばの皆さんとともに市内の企業を訪問し、うつ病予防に関する考えや思いを伺うとともに、市が行う講演会の案内、うつ病に関するパンフレットの配布を行いました。

今年度につきましては、医師、弁護士、司法書士、警察や消防、民生委員などから構成されるうつ病・自殺対策ネットワーク会議を立ち上げ、各種の関係機関がうつ病・自殺問題に対し適切な行動や支援が行われるよう、連携体制の整備を初め、相談窓口のあり方や効果的な普及啓発方法などを検討するとともに、街頭啓発活動や心の健康づくり講演会を開催し、うつ病に関する正しい知識の普及に努めております。

来年度につきましても、相談を受けた人が自殺の兆候に気づき、問題解決につながれるよう、関係機関の連携体制を確立し、相談機関を周知するとともに、一般の市民の方に対しては、うつ病に関する正しい知識や相談窓口を知っていただくために、リーフレットを作成し、全戸に配布する予定をしております。また、相談業務の従事者のスキ

ルアップ研修を行うほか、心の健康づくり講演会を開催し、うつ病に関する正しい知識の普及に努めていく予定であります。

今後におきましても、山県市健康増進計画に基づき、うつ病、ひいては自殺対策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

これをもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 昨年度と今年度の山県市健康増進計画、健康山県21のさまざまな活動を紹介していただきました。また、来年度も計画に沿って進めていかれるということでございました。今、うつ病などで、経済効果のマイナスは、多くの損失となっていると言われております。また、医療費の増加、投薬の増加にもなっております。こうした費用を抑えることも考慮しなければならないと思います。今、心のケアの専門職として、精神対話士の活動が注目されています。精神対話士の活動は、学校、病院、老人ホーム、DV施設、企業、被災地など医療機関へ行くことが難しい人、自殺を犯しかねないような緊急性のあるケースに対しては、どこでも出かけていきます。

山県市の健康増進計画の来年度の取り組みとして、相談業務の従事者のスキルアップ研修を実施していくとありましたが、心のケアの専門職の精神対話士の資格取得や精神対話士による講座などを実施してはどうかと思いますが、この点について保健福祉部長に再質問いたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

精神対話士の養成についてでございますが、精神対話士は、会話を通してひきこもりがちな人々や心に不安を抱えている人などをサポートする仕事です。資格は、メンタルケア協会が実施しているメンタルケアのスペシャリスト養成講座を受講して修了し、認定されれば資格取得ができる状況となっております。

現在、一部の市においては、メンタルケア協会と契約して、高齢者の自宅等に精神対話士を派遣する業務などを行っているところがあると聞いております。今後、心や精神の問題が多い現代社会においては、精神対話士の活躍する場は拡大すると思われませんが、この8月に実施しましたアンケートの集計結果を分析して、また、うつ病・自殺対策ネットワーク会議の皆様方の御意見を参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、検討されるということでございました。多様化するこうした福祉政策に対応するためには、迅速な対応が必要であると思います。ぜひこういった精神対話士など専門分野への対応も強く頑張っていただけるように要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上をもちまして、尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。14時25分に再開をいたします。

午後2時04分休憩

午後2時25分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

一般質問を続けます。

通告順位8番 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） それでは、発言の許可をいただきましたので、大きく3点質問をいたします。

まず第一に、ハリヨ公園のハリヨの生息状況等について、産業建設部長にお尋ねをいたします。

ハリヨは、皆さん御案内の方は多いと思いますけど、環境省のレッドリストで絶滅危惧類ということで指定をされております。また、岐阜県の指定希少野生動物となっております。いわばがけっ縁に立たされた魚であるというふうに見ることができるかと思えます。トゲウオ科の魚類で、世界の南限にすむ魚であると言われております。岐阜県のほかには、滋賀県の一部に分布するという貴重な存在の魚であると思えます。岐阜県のみ濃ハリヨと、それから滋賀県の近江ハリヨとは、形態的にも、それから遺伝子的にも多少の違いがあるというふうには専門家はとらえております。

最近、このハリヨが同族のイトヨと交雑して、モンスター化して、そしてここ20年の統計では、純粋なハリヨの個体数というのは激減をしているというふうには言われております。その背景には、水辺の環境悪化と、それから密漁によるものと。少し前に新聞にも載りましたが、大阪の淀川でハリヨが何匹か見つかったと。よく調べてみますと、密漁によるものだったというふうには報じられております。

また、かつて三重県にも生息していたわけですが、半世紀前に絶滅したという

ことをございまして、保護すべき大事な淡水魚であると、イタセンパラと同じような状況になっているというふうに思っております。

毎年、私はハリヨ公園に三、四回出かけて、ハリヨの状況を観察しておるんですが、先般、ちょっと暖かい日でしたので、どうかわかりませんが、私の観察している限りでは、30分間に1匹ぴゅっと飛び上がってきましたので、ハリヨだなと思いました。ところが、雑魚が大変多く回遊しておりましたので、これはよくないなというふうに思っております。

そこで、ハリヨ公園のハリヨの生息状況や公園の施設の整備についてお伺いをいたします。

まず第1点は、近年ハリヨ公園の生息状況について市として調査されたことがあるかどうか。あれば、その情報を提供してほしいと思います。

2点目、喫緊に純粋なハリヨがどの程度生息しているか、専門家に依頼して調査をする必要があるのではないかと思います。その辺についてどう考えておられるか。

3点目、イトヨを初めとして、雑魚を公園内の池といいますか、そういうところに流さない対策が必要ではないかと思いますが、それについての考え方をお聞きいたします。

4点目、公園内の橋が一部危険な状況になっております。早急な修理改善が必要であるというふうに見てきましたけれども、市の考えはどうかお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

1点目のハリヨ公園内のハリヨの生息状況調査につきましては、伊自良ハリヨ保存会の会員の皆様15名で実施をさせていただいております。ハリヨ保存会では、毎年大垣市のハリヨ保存会、ハリコネットワークの会員と県内外のハリヨ保存会の皆様とともに、調査研究を公園内の池の清掃と兼ねて行っているとお聞いております。結果については、異常はなく良好に生息しているとの報告であり、代表の方が先日観察したところ、数多くのハリヨの生息が確認されたと聞いておりますし、私自身も確認しております。

2点目の専門家に調査を依頼してはどうかとの御質問につきましては、ハリヨ保存会の方が岐阜経済大学の森教授をお招きし、ハリコネットワークの皆様とともに調査研究を行った実績がございますし、現在もアドバイザーとして御協力いただいているとお聞きしております。結果は、良好に生息し、よい環境条件であるとのことでございます。

3点目の雑魚を公園内の池に流さない対策につきましては、まず、放流をしないような注意看板を設置してあります。また、ハリヨ保存会の皆様が隔年でハリヨ以外の雑魚

を捕獲し、処分されております。また、大雨の際に用水路、排水路より池に雑魚が入り込むと考えられますが、網の設置については、木の葉やごみが詰まり、池の水が酸欠を起こすおそれがあるため、困難であると考えております。なお、雑魚の生息がハリヨの生体に直接悪影響を及ぼすことはないと考えております。

4点目の公園内の橋の修繕につきましては、園内のデッキ、木造散策路などが設置後20年ほど経過しており、老朽化が進んでおります。御指摘の橋のほか、手すりにも危険な箇所がございましたので、昨日職員が修繕をいたしました。今後ともハリヨ保存会の皆様とともにハリヨの保存に努めてまいりますので、御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 施設修繕につきましては、迅速に対応していただきまして、ありがたいと思っております。

ハリヨ保存会のほうが調査等を行っているというお話でございますけれども、ハリヨの特性からいまして、かなり対策を考えていかなければならない点があると思っておりますので、ちょっと二、三例を挙げてお話をさせていただきます。

ハリヨというのは、大体水質に関係しておりまして、10度から18度以内の年間の水温じゃないと、生きていくことができないと言われております。20度になると全滅するというふうに言われております。ことしなんかは非常に暑かったので心配をしておったんですけど、何とか生き延びたということでございますけど、いわゆる水の流れ、あれは余った水を流しておるとい先輩の話でございましたので、あの辺の水の流れと水温の関係がございます。

それから、2つ目は、繁殖期がたしか3月から5月の間ということで、その繁殖が済みますと、ほとんどのハリヨは死んでいくというふうに言われております。そうしますと、大体生き延びるのは1年、長くて2年という、そういう生命体でございますので、これは1年調査したから5年後にも大丈夫ということは言えないわけでございますので、これはぜひ保存会と市との協働作業でもって、きちんと調査をする必要があるというふうに思います。

それから、さらに、ハリヨは、私もちょっと勉強をして、えっと思ったんですけど、肉食系なんです。水中のプランクトンや水中の昆虫を食べて生息しているということでございますので、その水草と流れと水深と、そしてそういうプランクトンの数との相関関係が非常に深いというふうに言われておりますので、そういったものもやっぱりどこかで調べて、きちんとしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、先ほど岐阜経済大学の森先生のお話が出ましたけれども、私もよく本で読んでおりますが、森誠一先生は京都大学の大学院の出身でございます、動物生態学、行動社会学も御専門にされておりますけれども、ハリヨにかけては第一人者ということでございます。こういった先生がお近くにいらっしゃるわけでございますので、私はこういう先生と連携を組みながらハリヨの生体について考えていく必要があると思えますし、あわせて、この先生は、ハリヨの保存、保護ということが目的ではないんですね、よく本を読んでおりますと。背景に大きなバックボーンがございます、このハリヨというものをずっと調べていくことが、あの先生のあれでいいますと、親水文化、それから水文化、環境文化というものの与える人とのかかわりがきちんと見詰められていくんだよというふうに書いていらっしゃるし、あわせて、まちづくりとハリヨの関係で、広くこれを守っていくことができますよということで、大分論述をされております。

そういった視点からも、こういう先生と協働しながら、また、保存会と協働しながら、私の周りに何とかハリヨを学びながら大事にしていこうじゃないかというメンバーがちょっと出てきましたので、こういう人たちも一緒になりながら、ハリヨを何とかうまく市政と、政策と結びつけながらまちづくりにも生かしていったら、将来の観光的な面でも生きてくるのではないかと思います。ぜひ御検討いただきまして、保存会に任せることはいいことでございますけど、あわせて市のほうもイニシアチブをとっていただきまして、よりよいものにしていくということを考えていただきたいと思えます。

私は、子供のころ、大森地内でたもを持ってよく魚をすくいに行きました。イタセンやモロコが目的でございましたけど、ぱっとたもですくいますと、遊水池のあれはハリヨのほうが多いんです。五、六匹ぱっと入ってきまして、ハリヨはぴっとあれしましたけど、その時代に伊自良できちんと生存していたという事実があるわけでございますので、ぜひこれも歴史的な事実として将来につないでいただきたいとお願いして、この質問を終わります。

次に、第2の質問としまして、市民サービスと職員等の言葉遣いにつきまして、総務部長にまとめてお尋ねをいたします。

従来、私が聞いていたのは、山州市の職員は大変丁寧になってきたよという情報が多かったわけでございますけど、どうしたことなんでしょうか、9月以降、3件私のもとに苦情の申し出がございました。苦情の内容は、職員の対応が大変悪い、どなっておるという言い方でございました。1つは、ちょっと具体的に申し上げないとよくわからないので例を挙げて申し上げますが、田んぼの土壌浄化のことにかかわって、県と市から指導を受けたと。話をしているうちに、あんたは補助金を流用されているのではないか

というようなことを言われたと。わしはそんな金を流用したなんていうことを言われて、非常に憤慨しておると。大体、一生懸命取り組んでおるのに、その話も聞かないで疑いをかけるなんてもってのほかやと。後日謝りに来たけど許せないということで、大変な口調でおっしゃいましたので、その場は、ああそうですか、よくお聞きしてまたお話をしますわということにしておきました。

2つ目は、自分の家の前の排水路が大変危険な状態で、実際にここへ自転車でおっこちた人もございます。改修を申し出ているんですけども、市はなかなか対応してくれないと。それで、先般JAの職員が来たので、その人に何とか言ってもらえんかと、市のほうへというお話をしたと。そうしたら、JAの方が、私たちは農業担当だからということで、農業担当の方にそういうお話をしにみえた。そうしたら、私ではわからないから担当課を呼びますということで、土木担当だと思いますけど、呼んで話を聞かれたそうです。余り言葉遣いが荒いので、あれが市の職員かよということで、早々に帰っていらっしやっただと。大体、役職も考えずに乱暴な言葉遣いで対応するというのは公務員の資質に欠けると、大変なけんまくでした。これはもう訴えてもいいぞというような調子でおっしゃいましたので、よく事実を確認してあれしますわということでお話をしました。

3点目は、日ごろ感情的にならない人ですけど、感情的になって私の家へ来られました。子供の担任が電話をしてきた。最初は、あんたのお子さんはカンニングをしたという内容のお話だったので、こちらは聞いておったと。しかし、だんだんだんだん話し方も非常に生意気な話し方になってきて、そして、お父さん、カンニングは万引きと同じ罪の重さがあるんですよというような言い方になってきて、こっちも何くそと思って対応して、最後は途中だったけど電話を切ったと。そうしたら、すぐに教頭が飛んできて、大変な失礼な言い方をして申しわけないと謝りに来たけれども、どうなっておるんやというような調子でおっしゃいました。

私は、従前は非常によく来たよというお話を聞いていたのでございますけど、やはりこれは地方公務員への風当たりが大変厳しいときであるからこういう話が出たのかなと思っておりますけど、やはり基本は、市民サービスの立場からいって、親切、丁寧というのがベースになればいけないと思います。あわせて、よく聞く、耳を傾けて聞くという心構えが大切だと思います。

市の皆さんはおしゃべりすることは大変得意だと思いますけど、じっくり聞いて、相手の思いを受けとめながら話していくということが、私は非常に市民対応で大事だと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

1点目は、私の聞いたことは市民の側の言い分でございますので、間違いがあるかもしれません。事実確認をお願いしたいということ。

2点目は、やはり職員の言葉遣いの指導というのは必要だと思いますが、日ごろどのようなことを指導されているのか、それについて伺いをいたします。

3点目、公務員に対しては、常日ごろから人権感覚を磨くようにと言われて私は久しいと思います。こういった内容は、とらえ方によって私は人権感覚が乏しいというふうに見ざるを得ない。しかし、この人権感覚は、他人がどれだけ言ってもなかなか浸透してくるものではなくて、自己評価というもので自分を少しずつ改善していくということが必要だと思います。そういった視点で考えて、私は自己評価を導入していく必要があるというふうに考えますけれども、市のお考えを伺いたいと思います。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問につきましては、ただいまお話のような、そのような事柄はございましたが、内容につきましては、ただいま議員が発言された内容とは若干の相違がございます。誤解をなされた部分もあり、職員より既に御説明を申し上げております。その内容については、ここでは詳細をお話しするのは差し控えさせていただきます。

ただ、市民の方がそのような不快な思いをされたということでもありますから、この点につきましては、職員へ注意をいたしたところでございます。

次に、2点目の市民サービスの視点からにつきましては、常日ごろから市民の皆様と接する場合は、山口市職員としての節度を持って、親切、丁寧に、明るい対応をするよう指導を行っているところでございます。特に、窓口業務を行う部署においては徹底するよう指導を行っております。

また、公務マインドの徹底10カ条というものが市のそれぞれの職員に示してございまして、こうした公務マインドの徹底を掲げまして、毎月の課長会議において周知をするなど、市民サービスの向上を図っているところでございます。

次に、3点目の公務員に対して人権感覚を磨くようにと言われて久しいとのことにつきましては、日本国憲法第11条において、基本的人権は侵すことのできない永久の権利とされており、公務員ということではなく、すべての人がしっかりと認識すべきものだと考えております。本市におきましても、山口市人権施策推進指針を平成19年3月に策定いたしております。この指針において、第3章、人権施策の基本理念と推進方向の中で、人権教育、啓発の推進をうたっております。

市職員への啓発といたしましては、市民の人権に配慮するとともに、全体の奉仕者と

して人権尊重の意識及び資質の向上に努めるため、人権に関する研修を実施いたしております。今年度も1月に実施する予定といたしております。今後におきましても、職員一人一人が人権とは何か、人権の尊重とは何か、人権を侵害された場合の行動とはいかにあるべきかを正しく認識いたしまして、それらの認識が確実に根づいていくよう、常に人権について考えていくことが肝要だと考えております。

このようなことを踏まえまして、人権感覚を磨く視点での御提案の自己評価制度の導入は、現在のところ考えてはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 多少、内容が違うという説明もありましたけれども、立場で若干違いが出てくることは当然と思います。私は、職員を切り捨てる意味はちっとも持っておりませんで、やはりこういう人たちがこういうものを契機にしながら自分を高めていただく場になれば一番いいというふうに思っております。JAの支店長さんに私は確かめに行きました。そうしたら、こうおっしゃいましたよ。ああいう職員が市の職員としておるんですねと。まあ、聞いちゃおれなんですよと。だから早々に帰ってきましたよと。これは、私は大変印象を悪くしたのではないかと思います。支店長さんですよ。だから、役職を考えずにと言われたことは、ある面当たっているなど思っておりますけど、やはりきちんとした基本的な軸がないといけないと思います。

ちょっと聞きますと、あいさつもしない、あるいは礼儀作法、マナーもなっておらんという声もあるよということでございますが、私は、自分の体験でお話ししますと、平成4年と平成5年に山県県事務所に勤めさせていただきました。平成5年に池田町の小川さんという方が所長になっておみえになりました。この方が3つの軸でいつもお話しされましたけれども、1つの軸が、職員をあんたたちは自分の中から見て評価しているだけだ。常に外の人の、市民の目線で評価されていると。また、町村の職員が出かけてきて、あんたたちの言動を学んだりしている。そこを忘れてはいけないよというお話をされて、いろいろおっしゃいました。私はノートに80項目以上書いてあります。メモしておりますけど、それが大変にその後の私の仕事上のことで生かさせていただきました。

二、三例を挙げますと、例えばスリッパでお客さんと対応してはだめです、こういう端的なお言葉でおっしゃいました。それから、1時5分、新聞を読んでいる人がいました。1時を5分過ぎているよ、ということで、常にお話をされました。あるとき、全員を集めて、5月の初めだったかな、きょうから、さんづけをやめます。課長さん、所長さん、大体、職名にさんをつけないよと。企業だったら、こんなことは1日でやめ

ますよ。きょうからやめにいたしますと言って、電話にしろ何にしろ、所長は今不在です。所長さん、課長さん、係長さんと言っておったのが1日でさっとやまりまして、そして、きちんと統一的に行いました。

基軸はいつも外から見たときの評価はどうなのかというのでございまして、私はこれはある面でリーダー性のあるかないかにかかわってくると、こういうことで、非常に1年間で学びましたところで、よかったなと思っております。

ぜひ、やっぱり職員を育てるのは、私は研修に行くのもそれは育つでしょうけれども、日々のこの仕事の場できちんと育てていくリーダーシップがどうしても必要だというふうにまず思います。

それから、人権感覚の自己評価は導入しないということでございますけど、今、人権感覚を育てるとか、そういう言葉で言われておりませんよ。研ぎ澄まされた人権感覚で対応するということが言われているわけですから、研ぎ澄まされた人権感覚とは何なのかといたら、自分で日ごろの人を見て、偏見や、あるいは心理的差別をしていないかどうか、それが言葉遣いの上に正しくあらわれているかどうか、日本語としてきちんと使われているかどうかというところに、私は視点があると思っています。

以前に、私は人事考課制度の導入ということでお願いをしましたが、どこまで進んでいるかよくわからないわけでございますけど、私は、こういう問題が起こっている以上は迅速に対応する必要がある。どちらかという、山口市は、何かいい言葉で言えば慎重に、しかし、時間がかかる。ぜひ、自分が自分で人権感覚はどうだということの評価できるような、そういうものを早く導入していただくように強く要望して、第3の質問に移らせていただきます。

子供のインターネットや携帯電話の悪用について、教育長に伺います。

ちょっと古い話になって恐縮でございますけど、可児市の中学校1年生の生徒が裸にされまして、そして携帯電話で撮影されまして、そして、他の生徒に送信をするという、いじめ被害に遭っていたという報道がなされました。それを詳しく調査しますと、5月から7月の間に、5回にわたって1年生の女子生徒が、2年生の女子生徒4人と男子生徒1人、5人のかかわるいじめに遭って、そして同じ学校の生徒に動画を送信されたというふうに、これは新聞報道されております。あわせて、学校側はそれについて察知できなかったというコメントを校長が出しております。

いじめというのは、皆さんも御案内のとおり、大変陰湿で、しかもしつこい。1回で終わればいいんですけど、なかなかそういうわけにいかなくて、しつこく何回もやる。そうして人の目のつかない場所でということになりますと、どうしても発見が遅くなる。

しかし、考えてみますと、このお子さんの立場でどうでしょうかね。将来ずっとこういう心の傷を負って生きていくことになります。

最近の傾向として、友達を求めてインターネット上でメッセージを交換するコミュニティーサイトというものを携帯電話で楽しむ子供がふえているという情報がされております。文部科学省がブログや交流サイトなど、コミュニティーサイト10万件を調査した結果、6,100件の不適切な書き込みがあったという報告がなされておりますので、恐らく教育委員会も御存じだろうと思います。

子供のインターネットトラブルの窓口を開設しております東京都が事例を発表しておりますけれども、中学校2年生と中学校3年生が圧倒的に多いということでございます。山県市の中学生の実態、また、学校における指導の実情についてお伺いをいたします。

まず第1点は、可児市のいじめ事件の後、教育委員会として各学校にどのような指導をなされましたか。

第2点は、携帯電話やインターネットの使用については、親子の対話というものが重要なかぎだと言われておりますが、保護者への啓発というのは十分行われておるでしょうか。

3点目は、携帯電話のフィルタリング利用者は何%ぐらいだというふうに把握しておられますか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の学校への指導ということについてお答えをいたします。

可児市の事件後、県教育委員会や岐阜県都市教育長会から出ております情報をもとに、各学校へはいじめを早期に察知することの重要性を十分にまず認識いたしまして、PTA、地域が情報を共有し、適切な対応を図るよう、改めて指導をいたしました。また、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止や早期解決に向けて、研修の充実にも努めておるところでございます。

本市では、すべての児童・生徒を対象として、年間5から6回程度、いじめに関する心のアンケート調査を行っております。事件が報道された後、本市で実施しましたこのアンケートの結果をみますと、学校がいじめと認知した件数は小学校では5件、中学校では11件でした。いずれも冷やかし、からかいの段階で、早期に対応し、深刻な事態に発展することなく解決をいたしております。

今後もささいな事例も見逃すことのないよう指導の徹底を図るとともに、学校と一体

となっていじめ問題の解決に取り組んでまいりたいと思います。

次に、2点目の保護者への啓発活動についてお答えをいたします。

各学校では、携帯電話会社の特別対策チームによる携帯電話安全教室を実施しております。安全教室では、子供が巻き込まれやすい携帯電話のトラブルや犯罪事例をもとに、家庭での親子の対話やルールづくりの大切さ、携帯電話やインターネットのフィルタリングの必要性について研修を行い、家庭の教育の重要性について啓発を行っておるところです。なお、学校での携帯電話の持ち込みは、禁止となっております。

次に、3点目の携帯電話のフィルタリングの利用についてお答えをいたします。

市内の小中学生の携帯電話保有率は、本年12月現在、小学校高学年で約10%、中学生で約33%となっております。そのうち、フィルタリング利用率は、小学生65%、中学生68%で、携帯電話会社が示している一般も含めたフィルタリング利用者が40%となっておりますので、本市の利用率は高いということも言えるわけですが、今後、フィルタリングサービスは、未成年者名義の携帯電話は原則義務化、フィルタリングは義務化というようなこともあるわけですが。これは契約となっておりますので、これを含めてフィルタリング利用者がさらに多くなるように、各学校を通じて啓発活動を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 簡単なことで再質問いたします。

この可児市の事件以後に指導された内容は、通知文で出ておりますか、そうでなくて、口頭か何かでしょうか。その点についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えします。

通知文が来ましたのは若干遅うございますので、私どもは独断といいますか、独自でまずもって先ほどの改めて指導という内容を先にやらせていただきました。その後通知ということになったと思います。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 先ほどちょっと申し上げましたけど、この携帯を使ったのは非常に後々まで、その子にとってこういった負のものを背負って生きなければならないということがございますので、やはり徹底を図っていく必要があると。本当にかわいそうですよね、こういうことが流された被害者にとっては。そういうことで、ぜひ通知文等できちんとした内容指導をお願いしたいと思います。

まして、フィルタリングの問題でございますけれども、今、ちょっとお話が出ましたように、18歳未満は義務づけがされております。法的には罰則規定はないんですね。これがなかなか徹底していかないもとでございます。きのうの昼のNHKのニュースでやっておりましたが、全国的な傾向として、小学生で62%フィルタリングを実施している。中学生で55%。今後は、警察も親に向かってこの重要さを説いていくというふうに報道をしておりました。要するに、性犯罪に巻き込まれる可能性は非常に強いわけでございます。この点が非常に大切だというふうに思っております。

したがって、本市の場合は全国平均を上回っているわけでございますけれども、大事なところは、親の名義だとできないわけでしょう、たしかそうだと思いますけれども。子供の名義は必然的にこのフィルタリングをしなければならないということになりますけど、多くのものは親の名義になっているために、そこに障害があってなかなかフィルタリングに移行できないと。したがって、親にこういった啓発をするということは非常に大事だというふうに言われております。

先般、青少年育成会議でこういうパンフレットが配られました。これを読みますと、赤でフィルタリングのところも書いてございまして、非常にいい内容だと思います。こういったものをどンドンと流していただいたり、また、先ほどちょっと出ましたように、アンケート調査をすることによって啓発活動になりますので、親に向かってそういった啓発をぜひ積み重ねていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、上野欣也君の一般質問を終わります。

続きます。通告順位9番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、通告に従って、3つの課題についてお聞きします。

まず最初に、山県市の人口増加、そして若い人たちの定住のために、転入する人の市民税の減税、それから新築の住宅の減税、そして子育て支援をというテーマで副市長にお尋ねいたします。

現在、山県市は人口が減少しています。対処は急務です。とはいえ、何をするにもお金が必要だ。その財源を捻出、つくらなければならない。そうしなければ何もできません。これからは、多様で個性のある自治体が生き残る時代だと言われております。市民に期待されるサービスの向上とともに、行政改革、財政改革も必要です。若い人がふえ、お年寄りも生き生きとし、将来に可能性を感じることのできる山県市に転換し、市民の信頼にこたえるために、人口の増加、市の産業育成に貢献する幾つかの施策を提案いたします。その基本線は、近年の山県市の住民サービスの低下の方向から180度転換し、住民サービスの向上ということです。

まず、財源の例を示します。

1つ、Aとして、政府は国家公務員の人件費2割削減という方針を示しています。例えば、名古屋市長は職員人件費10%削減の方針とも伝えられています。山県市の一般会計120億円のうち、一般職員の人件費は約28億円、予算の約4分の1を占めています。市の一般職の全職員の年間総所得は、さきの議会で答えられましたが、1人約580万円。100万円台単位の人数分布はといいますと、200万円台が4人、300万円台が44人、400万円台が86人、500万円台が47人、600万円台が75人、700万円台が77人、800万円台が9人とのことでした。いずれにしても、職員人件費10%削減すれば、2.8億円の財源が生まれるわけです。

Bとして、市の昨年度の随意契約は全部で約600件。契約の総額は6.2億円でした。市は、合い見積もり、複数の業者の見積もりですね、これをとって決めていると言いますが、そこに競争性はありません。例えば、1件1万円以上の案件については随意契約を原則廃止し入札にすれば、競争性が生じ、控え目に見ても落札率90%として、年に約0.5億円は節約できると見ることができます。特に固定的、継続的な随意契約の見直しは急務です。

Cとして、一般競争入札の導入は談合を防止すると言われていますが、談合防止に成果を上げている自治体では、平均落札率が70%ないし85%になっています。山県市での一般競争入札は、合併して7年で、実質的には4件しかありません。昨年度の指名競争入札は約230件、契約総額は28.2億円。入札制度改革の実行、一般競争入札の導入によって、現在90%から98%程度の落札率は、控え目に見ても10%は下がることは、他の事例からも容易に予測できます。よって、これも1年間に約2億円は節約できると見れます。

Dとして、明確な姿勢で事業仕分け、これをすれば、私は年間約0.5億円は節約できると見込みます。

以上の節減額を合計すれば、約5.8億円の財源が生まれると見込めます。

では、財源をどの政策、事業に使うかです。今、注目の単なる減税では、納税者の懐が少し暖まるだけの一面的で一方通行です。これに対して、相当額を助成金の意味で、しかも例えば市内買い物券、一種の地域振興券として交付すれば、だれしも買い物をするわけですから、受け取った市民はそれによって受益し、買い物をしてもらった市内の商工業者も自分のところで使ってもらえたという意味で受益者となります。どちらもが受益者になる複合的効果、恩恵が生まれます。有効にお金を回す工夫と、その決意が必要です。

合併して、山県市が新しい政策で新聞に登場することは皆無に近かった。そうではな

く、目立ち、人の気を引く政策であることも大事なことです。そこで提案いたします。

まず1つ目ですが、財源について、先ほど述べた節減額合計約5.8億円の財源、これが生まれるという予測に対する市の見解はいかがでしょうか。

2つ目ですが、転入者の増加のために、そして商業寄与のために、市民税の実質減税を提案いたします。昨年度の市の転出者、出ていく人は約790人、転入者、入ってくる人は710人でした。これでは人口が減るのは当然です。そこで、所得に関係なく、転入者の住民税100%、3年間、実質減税をすると決めてアピールをすること、これを提案いたします。昨年の転入者約710人の合計市民税は、1年間で2,100万円でした。この際に、市民税につき特定の人だけ違う率にすることは、地方税法が禁止しています。そこで、市民税に相当する額を、徴税費ではなくて総務費とか、民生費とか、商工費の中で助成金等としてお返しする政策をとれば、交付税にも影響しません。しかも、市内限定で利用できる買い物券とすれば、市内の商圈の拡大、商工業にも寄与いたします。

3つ目ですが、転入者の増加と市内経済の刺激、商工業寄与のための新築住宅の減税を提案いたします。昨年度の市内の新築住宅は、転入者が約30件、市内在住者が約70件でした。新築住宅の固定資産税は、法律で約40%、3年間減税となっています。その法律以外の残りの分、これを山口市ができるわけですが、減税3年間とします。つまり、山口市の新築住宅の固定資産税は、3年間実質100%減税、これも市内限定でできる買い物券として後に交付するということですね。

人口増加のためには、転入者を対象として誘うことは重要です。同時に、地域内の産業振興のために、市内在住者の新築もこの制度の対象とするのが望ましいのも明らかです。そこで、前提として、山口市内に本店を有する法人、または山口市内に住所を有する個人との請負契約による新築と、そういう前提をつける。そうすれば、市内の土木建築関係の振興、つまりいわゆる民需の拡大にも寄与します。若者定住促進にも寄与することは当然です。

4つ目ですけれども、安心して子育てできる環境づくりということで提案いたします。若い世代の子育ての費用の懸念を減らすとともに、山口市が子育てに強い意識を持って臨んでいることを内外に強くアピールして、少子化の歯どめ、若者、子育て世代の定住や転入促進を図るという観点で、次のことを提案します。

子育て支援として、子ども医療費助成を18歳までとすること。県のデータでは、山県市民が岐阜県内に転出する場合、その6割が岐阜市だとされています。岐阜市は、ことし10月から子ども医療費助成を中学3年、15歳までに引き上げました。山口市は現在、入院費は中学3年までですが、通院費は小学校3年までです。まさにどちらに住むか、

選択の格好の材料となっています。

助成の引き上げに必要な費用というのは、岐阜市と同じ中学3年までにするのに新たに0.32億円、さらに、全国一である高校3年、18歳までにするには0.17億円を上乗せすれば実行できます。これらの合計で0.5億円です。

全国には各種の支援策を展開している自治体がありますが、子ども医療費助成という観点では、日本一相当です。子育て支援の山県市を社会的にアピールすることは間違いありません。

5つ目ですけれども、市独自の出産助成金をということで提案いたします。少子化傾向の中で、子育てしたい環境づくりの1つとして、市独自の出産助成金として、新生児1人10万円の手当てを支給する。市の年間出生は約190人弱です。だから、年間約2,000万円。これも市内限定で使用できる買い物券とします。

以上、5点のことについて、市の見解を求めます。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の財源予測に対する見解でございますけれども、まず、職員給与について申し上げます。

山県市が誕生して以来、定員適正化計画を策定し、職員の削減を進めてまいりました。平成14年当時の職員数は、442人でございます。これは旧3町村と消防、あるいは介護保険などの一部事務組合を合わせた職員数でございます。その職員人件費は30億4,916万円でございます。平成22年度の予算では、職員数351人、職員人件費を26億1,493万円と見込んでおります。このように、職員数は91人を削減し、職員人件費においては4億3,422万円の削減となっております。定員適正化計画に基づき、人件費の削減に積極的に取り組んでまいりました。

また、職員の給与水準につきましては、ラスパイレス指数において山県市は、平成21年度で93.2と、県内21市の中で17位と低くなっております。なお、名古屋市は平成21年度で103.9と、山県市と比較して10ポイントほど高くなっておりますし、基準とされています100を超えており、これは全く名古屋市さんとは比較にならないと思っている次第でございます。

さらに、今回の定例会にも上程いたしましたように、給与につきましては、人事院勧告に準拠し引き下げを行ったところであり、職員の給与水準は適正であると考えており、また、定員適正化計画に基づき、全体的な人件費の削減にもいち早く取り組んでまいりました。このようなことから、10%削減は今のところ考えておりません。

次に、随意契約に関してでございますが、見積もりでの方法は競争性がないということでございますけれども、市の契約規則において、契約金額が5万円以上の場合は、原則見積者が2社以上となっており、また、工事の場合は、市の建設工事指名競争入札参加者選定要領において、予定価格の額に応じまして見積もりの数を明記しております。競争性がないとは言えないと考えておる次第でございます。

さらに、1件1万円以上は随意契約を原則禁止という御意見でございますけれども、1万円以上をすべて入札で行おうとする場合、事務の大幅な増加が見込まれ、事務の効率化や経費の節減にはつながらないかと考えております。

また、契約の中には、住民情報や戸籍システムの保守業務のように、ソフトを開発した業者でなければ請け負うことができないもののように、随意契約が必要な案件もございます。

次に、一般競争入札の導入についてでございますが、山口市一般競争入札実施要領では、原則7億円以上の土木工事、10億円以上の建築工事、5億円以上の設備工事が該当することとなっております。このため、これまでの一般競争入札の実施については、この要領に該当した事業名では4件で、入札件数8件ということでございますが、議員御発言のように、一般競争入札を積極的に取り入れる自治体がふえていることも事実でございます。

一方、現下の経済情勢は非常に厳しく、公共事業についても以前に比べ激減しております。地方の土木協会などの経営状況は非常に切迫した状態であることから、本市といたしましては、地元企業の振興、育成のために積極的な対応が必要であると認識しております。こういったことから、地元業者の振興、育成を行う上でも指名競争入札を行ってきているものでございまして、その点は議員に御理解をいただきたいと思っております。

また、一般競争入札の実施で、控え目に見ても10%は下がると議員は予測されておりますが、随意契約の場合でも同様でございますが、他市の事例を参考とされた憶測での数字でありますので、実際どの程度節約できるかどうか定かではありませんし、一般競争入札といえども、全国的にはほとんどが制限つき一般競争入札制度で行われており、これは指名競争入札と大差ないというふうに言えます。

いずれにいたしましても、今後におきましても、地元企業の振興、育成の観点も踏まえつつ経費削減につながる入札を行ってまいりたいと思っておりますので、重ねて御理解をお願い申し上げます。

次に、事業仕分けによる経費の節減でございます。

平成19年度に事務事業の総点検を実施しております。まさに事業仕分けでございます。先ほど総務部長からも答弁いたしましたとおり、ここでは、手段の見直し、縮小、検討、廃止の4分類の方向づけを行い、平成20年度に当初予算に反映させたところでございまして、その削減額は2億4,000万円にも及んでおります。国においては事業仕分けが行われておりますが、本市が行った事務事業の総点検は、国よりも先に徹底して査定を行ったものでございます。その後の当初予算編成におきましても、義務的経費を除く一般財源の枠配分を21年度では5%カット、22年度では3%カットと削減に努めてまいりました。

議員の言われる年約5,000万円の節約の根拠はわかりませんが、現状では、扶助費や公債費の増加、または維持補修費の増加、さらに県補助金の削減などにより、厳しい予算編成が迫られております。現在、財政担当課では新年度の当初予算のヒアリングを行っており、厳しい目で精査をしております、これまでにかなりの削減を行ってきておまして、これ以上の削減は非常に厳しいという状況であると聞いておる次第でございます。

また、今後におきましては、さきにこれも総務部長から答弁がありましたように、これまでの合併算定がえによる普通交付税が順次減額されてまいります。こうした状況でありますので、議員御発言のとおり、明確な事業仕分けが重要であることは認識しておりますし、さきに申し上げました新年度の当初予算のヒアリングにおいてもそうしたことを念頭に行っているところでございますが、議員がお示しの節減額につきましては、現時点では非常に困難であるという見解でございます。御理解をお願いいたします。

2点目の市民税の実質減税、いわゆる買い物券についてでございます。近年、社会情勢の変化や道路交通網の整備及び少子高齢化の進展に伴い、市民の生活や経済活動は広域化、複雑化しております。このような状況の中、市民税は市民の日常生活に密接なかわりを持つ市の仕事のための費用を、市民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金でございまして、いわゆる市内で暮らしていくための会費と言えます。本市といたしましては、転入者だけではなく、在住者も含めまして、すべての市民が豊かで健康な暮らしができるよう身近な行政サービスを行う必要があります、そのための財源として、市民税を含む税収の確保は必要不可欠でございます。

一方で、その税収も景気の低迷などにより厳しい状況となっております。このような状況の折、助成金等としてお返しする施策は、結果的にはある特定の納税者のみが恩恵を受け、市民の皆さんの中で不公平感が生じますし、また、さらに恒久的に実施をすることになれば、かなりの財源確保が必要であり、今のところ適切な方法ではないという

ふうに考えております。

3点目でございますが、新築住宅の減税についてでございます。税法上の減額処置は、住宅取得における初期負担の軽減を図り、住宅の建設を促進するためのものとして、昭和39年の創設以来、現在に至るまで、長期にわたり延長が繰り返されてきて、新築された住宅に対しまして、一般の新築住宅については3年間、中高層耐火住宅につきましては5年間、固定資産税の2分の1を減額する処置が講じられております。また、平成22年度の税制改正におきましても2年間延長されてきて、平成24年3月31日までの新築された住宅について、新築住宅減税の適用を受けることとなっております。

当市の新築住宅の課税状況は、平成22年度では、減額対象家屋346棟に対しまして、約1,500万円の減税処置を行っております。また、住宅用地に対する課税標準の特例処置、これは小規模住宅の用地については価格の6分の1というのがございますが、などなどの軽減がなされております。

このほかにも、住宅ローン等によりマイホームを新築購入したときは、所得税及び住民税の税額控除を受けることができます。議員御発言の新築住宅の固定資産税の減税につきましては、平成20年度に定住促進助成制度導入ということで、職員から提案がございました。これの検討を行いました。公平性とか実効性の課題から実施に至らなかった経緯もございます。今後は、このことも含めまして、社会状況を見ながら検討していてもいいのではないかと考えておりますが、これも恒久的に行う場合の財源の確保が課題となってまいります。

第4点目の、安心して子育てできる環境づくりについてでございますが、議員御発言のとおり、子育て支援として子ども医療費助成を18歳までとし、山口市が子育て支援に取り組むことをアピールするということは、これは子供を持つ家庭にとりましては、大変歓迎されるのではないかと考えております。現在、山口市における子ども医療費の助成につきましては、岐阜県福祉医療費助成事業補助に係る就学前までの乳幼児の入院、通院にかかる医療費と、市単独助成制度として小学校1年生から小学校3年生までの入院、通院にかかる医療費及び小学校4年生から中学校3年生までの入院にかかる医療費を平成21年度より実施しており、平成18年度から小学生以上に対し段階的に助成枠の拡大を図ってまいりました。

一方、就学前の乳幼児における岐阜県の補助については、昨年までは2分の1の補助がございましたけれども、本年度、22年度から平成24年度までは県補助金が5分の2となり、10分の1相当の市単独経費が増加することとなっております。岐阜県内の助成状況といたしましては、本年10月1日現在、42町村中3市町が義務教育終了までの入院、

通院に対する医療費助成がなされておらず、確かに本市はその中の1市になっております。このような状況でございますので、本市におきましても、最低限、義務教育終了まで助成枠を拡大することを視野に置きまして、財政状況等も勘案しながら、前向きに検討していきたいと考えております。また、同時に、県の補助率及び補助枠の拡大を強く要望してまいりたいと考えております。

第5点目の出産助成金についてでございます。現在、本市では、独自の施策として、平成19年度から、未来を担う子の出産を奨励し、市の活性化と児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的に、第3子以降の出産に1人につき10万円の出産祝い金を支給しているところでございます。これにより、第3子以降の出生は増加傾向にありまして、平成21年度では41名分が支給されております。

また、子ども手当制度が本年度から開始されたことに伴い、本年度はゼロ歳から中学校修了までの子供に対して1人月額1万3,000円が支給されており、国においても、来年度は3歳未満には1人月額2万円を支給するという方向で議論がされているところでございます。こうしたことから、新生児1人につき10万円の手当を支給することなどの独自の助成につきましても十分な検討が必要で、現在のところ、第1子からの助成につきましてもは考えておりません。

子育て支援につきましても、現金の支給もさることながら、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子供を産み育てることができる社会、安心してお母さんが働ける社会をつくること、そういった環境の整備も重要であると考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 山県市議会は、質問、答弁で合計45分ということで制限があって、既にもう半分以上過ぎていきますので、議論はしたいけれども、ちょっとこの場でははしょって、総務部長に何点かお聞きしますので、メモしてください。

今、聞いた中で、基本的には一部、既にやっている部分もある、あるいは検討の余地があるということでしたが、不明確な部分が多いということで、1つ目ですけれども、人口増の対策、あるいは転入者をふやすという意味で、基本的には何もしないよという答弁だったので、じゃ、何もしていかないのか、あるいは何か考えていくのか。私が提案したことについて、住民税減税とか住宅減税、それをしないと言うから、じゃ、かわりに何かをするんですか、あるいは何もしないんですかということ。

それから、2つ目、今、住宅減税のことに限っていきましょう。1つ目は、転入者の対策、住民税です。2つ目は、新築住宅をどうやって対処するのか、あるいは何もしな

いのかということ。

そして、3つ目ですけど、少子化対策ということで、3子以上には10万円をという現状を答えられましたけれども、これは、それ以外に、私が提案した最初から10万円、例えばといったとをやらないということですから、ほかに何かをするんですか、それとも現状だけでもやらないということなのか、そのあたりを明確に示していただきたい。

以上、3つお願いします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問に答えさせていただきますが、先ほど副市長が答弁をいたしまして、私に振られたわけでございますけれども、私なりのそういった考えを述べさせていただきたいと思っておりますし、まず、基本的には副市長が先ほど、現在の山県市の基本的な考え方でございますので、私に振られるという意味がよくわかりませんが、そういったことも踏まえまして、3点につきまして答弁をさせていただきます。

まず、基本的には、政策的には、今、どこの地域でも、特にこの地方の人口の減少というのは、これは全国的な流れの中にございます。そういった流れがございますけれども、それぞれの自治体が特色のある政策を打ち出しながら、市民に、また、新しく住まわれる方に対してもそういった施策を展開していくのは必要なことではないかと思っております。ではありますけれども、しかし、これは基本的には大きな生活の中、それは基本的には職業という選択の中に……。

〔「簡潔に答えてもらわないと、時計の時間がなくなっちゃう」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） 簡潔に答えろと言われても、説明……。

〔「何もしないのか、政策を聞いているから。やるか、やらないか、何をするのか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（林 宏優君） 政策的なことにつきましては、私は今、総務部長でございますので、政策的なところを私が申し述べさせていただくということには、山県市議会の一般質問には適さないということを思います。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長（久保田 均君） 会議を再開いたします。

総務部長。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 32 分休憩

午後 3 時 34 分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔「休憩中も進行しちゃったよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 2 分間延ばしますからいいです。

林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） それでは、先ほど副市長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○1 2 番（寺町知正君） 変な議会で、時間がどんどん過ぎていくという、休憩中も。時間がないので 2 番目に行きますけれども、自治体合併後政策の見直しということで、美山・伊自良支所の部に昇格させてはどうかということ。そして、財源を配分してはどうかということ、副市長にお尋ねします。

市町村合併、自治体合併には、役所機能のあり方として、いわゆる一極的である統合型と、多極的である分散型があります。統合型で進んできた山口市は、合併して間もなく 8 年、問題も山積しており、ここで合併後政策の見直しをすべきとの観点で提案いたします。

近年、市民との協働の促進による新しい公共空間の形成が言われています。市民と行政が今までにも増してよりよい地域社会を目指し行動する、協働によるまちづくりです。それと同時に、実質的な独自予算を市民に渡すことも新しい自治体の形態として必要なことです。それは、国から地方への権限移譲に、財源の移譲が不可欠なのと同じことです。もちろん、最初は市民もちょうちよするでしょう。まずは一部で試行的にモデル実施し、システムを整えつつ完全移行していく。市民が望めば額の増額も視野に置く。こういった観点で具体的に聞きますけれども、1 つ目ですが、山口市の美山・伊自良支所を、来年、新年度から直ちに部に昇格させることを提案します。もちろん、この時代、部長というポストを新設することは行政改革に逆行しますから、市長もしくは副市長の直轄とすること。支所機能に関しての市は、行政サービスはどこも同じようになっていると答えています。しかし、行政サービスが市民の権利として同じであることは当然のこと、もし違ったら問題です。そうではなく、必要なのは、地域の政策実現の実感、

同じように大切にされているという実感です。それぞれの地域の違いや個性を大事にすることが不可欠です。これらを実現する理念と予算、事業が伴わないから、美山や伊自良の人たちに不満が高じてきます。対応を転換することを提案いたします。

2つ目ですけれども、地域のごことは地域で決めるために、また、問題・課題解決のための市民活動に予算配分することを提案します。地域主権、市民主権と言われていています。地域密着型市政への転換を提案します。

1つ目は、地域委員会を設立し、使い道を地域にゆだねること。実質的な独自予算を配分すること。システムが定着したときの額は、合計で0.85億円、内訳は人口割で高富0.5億円、美山0.25億円、伊自良0.1億円を想定し、明らかにしておきます。

2つ目として、市民による市の課題解決のために、テーマ別の委員会を設立し、例えば、環境、福祉・人権、教育、実質的に独自予算、例えば年間1,000万円をゆだねる、こういったこと。もちろん、市はそれらの使い道を尊重するということが、これを前提なのは当然ですが、今の分で、合計年間1.15億円の支出増ということです。これらのことについて、市はどのように考えるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の支所を部に昇格させてはとの御提案についてでございます。合併した平成15年4月1日には、伊自良支所で6人、美山支所に9人の職員を配置しておりました。本年度当初では、伊自良支所に3人、美山支所に3人の職員を配置しております。定員管理適正化計画による職員削減に伴いまして、各支所の職員数は合併当初に比べ減少しております。

一方、地域特性を施策に十分に反映させるため、平成18年度より美山支所には北部地域の活性化に関するところを、そして伊自良支所には畜産環境保全に関するところなどを分掌事務に追加しまして、各地域における課題への対応に努めております。さらに、両支所には、平成22年度より地域イベントに関するところを分掌事務に追加しておる次第でございます。また、支所長には課長級の職員を設置いたしまして、地域の方々とのコミュニケーションを図る重要な役割を果たしており、地域との必要な連携はとれているものと考えております。

したがって、組織として部に昇格させることは、現在のところ考えておりません。もちろん、必要に応じてそのあり方を見直すことは必要でございますので、今後も地域の方々のご意見に耳を傾けまして、地域に応じた政策の実現に努めてまいりたいと思っております。

次に、1点目の地域委員会及びテーマ別委員会を設立し、独自予算を配分することの御提案でございますが、最近では、名古屋市が平成22年1月から8つのモデル地域において地域委員会を設置し、安心・安全なまちづくりや歴史的建造物を生かしたまちづくりなどの地域の課題についてモデル事業を行っておられますが、各自治体により地域の課題解決のための取り組みはさまざまでございます。山口市においては、厳しい財政事情ではございますが、市民の皆様を初め、自治会や各種団体からの御意見を市政に反映すべく予算編成をしておりますので、現時点では地域委員会等の設立は考えておりませんが、今後も地域におけるさまざまな課題の解決のために皆様と御協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今、副市長の答弁ですけど、基本的には美山・伊自良支所を部に昇格することとか、各地域に一定の予算を配分すること、課題解決のために予算を市民に渡すということ、それらは具体的には行わないという、非常に溝の深い答弁だったというふうに考えています。時間がまた非常に減っていきますので、再質問はここではせずに、別の議論をするとして、次に行きたいと思います。

3つ目ですけれども、格差社会の対策として、低所得者の支援と国民健康保険制度の是正をということで、副市長にお尋ねいたします。

経済の悪化で、多くの市民の暮らしは大変な状況です。そして、市民の格差が広まる中、最近の特徴の1つは、中間層の下位層の増大が指摘されています。そもそも山口市は県内で市民所得が低く、県内平均の95%で、29位というデータがあります。格差社会対策としても、人口対策としても、低所得者への支援は欠かせない状況です。

市の今年度の国保税は、大幅に増額されました。低所得者にとっては一層支払い困難な金額となってきました。市の国民健康保険は全世帯数の47%、対象市民数は全体の31%。状況を見ると、9%は所得全くなしの世帯、23%は低所得ゆえに税を軽減され、31%の人が65歳以上の高齢者です。このように、国保というのは、職のない人、所得の低い人、高齢者の人が多く、他の社会保険等とは決定的に違います。

そこで質問していきますけれども、まず1つ目として、格差社会の対策として、低所得者の市民税の実質減税を提案いたします。山口市の市民税、個人分についてですけれども、この課税標準額、昨年度でいいますと、ここで見たときに、納税義務者の合計は約1万4,300人で、納税額の合計は12億7,000万円でした。つまり、課税標準額の平均は1人当たり約150万円です。このうち、所得の少ないほうから見ると、均等割のみは約1,500

人、100万円以下は約5,300人、そして、150万円以下は推計しますと約2,300人と。合計で約9,100人で、およそ3億円を納税しているということになります。

なお、課税標準額150万円のあたりですと、所得控除額、控除というのは扶養控除とか社会保険等の控除ですけど、これはおおよそ100万円ほどですので、大まかに見ると、課税標準額150万円の人の総所得というのは、平均1人約250万円程度という推計ができます。そこで、課税標準額150万円以下の人たち、大まかに見ると、年間総所得250万円以下のクラス、この層の支援として、実質的に市民税の30%減税とも言える助成金、合計すると約年間で9,000万円ですけれども、これの人たちに対して市内限定で使用できる買い物券、先ほどから申し上げていますが、一種の地域振興券としてこれを交付するというのを提案いたします。市はこれについてどのように考えるのでしょうか。

2つ目ですけれども、国民健康保険制度の是正をということで提案いたします。

各業界ごとなどの各種の健康保険組合等に参加する給与所得者、サラリーマンが加入する医療保険との違い、国保というのは、低所得者の医療保険としてのセーフティーネットと言われています。他の保険と比べると、平均所得の最も低い国保の加入者が、最も高い保険税を支払っているという実態が指摘されています。国の制度改正はもちろん不可欠ですけれども、基礎自治体、つまり市町村の努力も重要なところです。

保険税の基礎というのは、応能分、いわゆる所得割と資産割、そして受益に応じて等しく付加される応益分、これは被保険者の均等割と世帯別の平等割で構成されています。山口市は、この4方式で課税しています。他方で、4つのうちの資産割をなくしての3方式、あるいは所得割と均等割だけの2方式という自治体もあります。資産割をなくして、将来的には所得割と均等割だけにするのが望ましいという指摘が増加してきていますが、市の見解はどのようでしょうか。

3つ目ですけれども、資産割は現にほとんど金銭的な、あるいは所得的な生産のない固定資産を有する、例えば農村部とか美山地区に多い、こういった人たちには極めて非現実的です。まず、山口市も資産割をなくしてはどうでしょうか。少なくとも、率を大幅に引き下げるというのを提案いたします。市の見解を求めます。

4つ目ですけれども、1995年、平成7年の国民健康保険法の改正で、応能割と応益割の比率について、7対3から5対5へ変更する推進がされました。その結果として、所得が少なくても世帯人数が多くなれば支払うべき国保税はふえるというふうになっています。高額な保険税に苦しむ低所得層の負担は、滞納者を増加させ、それらが保険税の値上げをしなければいけない状況をつくり、さらに滞納者と無保険状態の人を生み、自治体は収納対策を強化せざるを得ないという、そういった悪循環に陥っています。

幸い、今年度の国の制度改正により、応能・応益割合にかかわらず、7割、5割、そして2割軽減が可能となりました。山口市は、応能・応益割合をまずは6対4の方向にしているのでしょうか。

5つ目ですけれども、法定の繰入金はどこも通常になってきていますが、負担緩和等のために法定外の繰入金、これを実施する自治体もふえています。岐阜県内の市の状況はどのようでしょうか。現在行っていない山口市も、今後は法定外の繰り入れを決断すべきではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（久保田 均君） 副市長にただいまから答弁をいただきますが、本当は時間切れですので文書でお答えをしたいと思いますでしたが、先ほどの件がありますから、寺町議員に大サービスで副市長に答弁を求めます。

○副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えいたします。

1点目の課税標準額150万円以下の人たちに対する30%の市民税の減税についてでございます。

最初の御質問にもお答えいたしましたように、ある特定の納税者のみが恩恵を受けるという観点と、もう一つは、財政面からも好ましくないというふうに考えております。いわゆる財源不足の折であっても、そうした見切り発車はよくないという考え方でございます。

2点目につきましては、国民健康保険税は、国民健康保険法第76条、地方税法第703条の4と5、及び国民健康保険税条例に基づきまして、国保事業運営をする経費に充てるため賦課していただいております。国民健康保険法施行令に規定する標準案分方式は、議員御承知のとおり、所得割、資産割、均等割、平等割を合算する4方式と、所得割、均等割、平等割を合算する3方式、所得割と均等割を合算する2方式の3つの方法がございます。一般的には4方式は市町村型、3方式は中小都市型、2方式は都市型と言われており、市町村の実情に応じ方式を選択し、課税しております。

県下の40市町村の案分方式は、2方式が2つの町がございます。3方式は2市と1つの町がございます。残りの37の市町村が4方式を選択しております。山口市も4方式を採用しております。応能と応益の標準割合はおよそ50対50となっております。応能分には所得割額と資産割額があり、所得割額は、納税義務者たる世帯主及びその世帯に属する被保険者個々の課税総所得金額から、基礎控除額を差し引いた金額で税率を掛けて算定するものでございます。しかし、山口市の国保加入者の世帯の44%が7割から2割の軽減世帯となっておりますので、所得のある方々への負担が多くなっているのが現状

でございます。また、資産割は、固定資産税額に国保の税率を掛けて算定いたしますので、異動が少なく、財源としては安定した税と言えます。したがって、資産割をなくして3方式にするということは、所得の低い方々への負担が一層大きくなりますので、今のところは資産割をなくすという検討はしておりません。

次に、3点目でございますが、本市におきましては、土地の評価額の差が大きくなりますので、資産割に関しましては、議員御発言の、生産のない農村部の人には非現実的だということは一概に言えないのではないかと考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、資産割をなくすという検討は今のところしておりません。しかし、今後につきましては、国保の広域化が検討され始めている中、広域化された後の案分率を見据えまして、資産割を低くすることも視野に入れ、検討していかなければならないと思っております。

4点目につきまして、滞納者は平成20年度545名で5.80%、平成21年度582名で6.22%と、わずかでございますが、ふえております。応能と応益の割合につきまして、平成22年8月の本算定時の医療一般分で見ますと、応能が49.45%、これの内容でございますが、所得割額が40.30%、資産割額が9.15%でございます。応益が50.54%で、内容といたしまして、均等割額が34.20%、平等割額が16.34%となっておりますが、この算定には、保険基盤安定繰入金を見込んで、軽減分を引いております。したがって、軽減分を引いた応能と応益の割合はと申し上げますと、応能が55.15%、これは所得割額が44.94%と、資産割額が10.21%でございます。応益といたしましては、44.85%でございます。内容は均等割額が30.73%、平等割額が14.12%となっております。軽減分が多くなれば、応能の課税対象者となる方の負担が重くなりますので、応能と応益割合を6対4にした場合は、軽減世帯の保険税が下がり、所得のある世帯の負担が上がることとなりますので、これも慎重に対応していかなくてはならないと思っております。

次に、5点目でございます。

法定外繰り入れは、国や県の財政調整の一環として、地方交付税等の財政措置がされないものでございます。市の単独で一般会計から国保会計に繰り入れを行うものでございますが、岐阜県内の21市の状況を見ますと、15市が法定外繰り入れを行っておりますが、保険税負担緩和のために繰り入れているのは5市となっております。繰り入れが多いのは、福祉医療の影響分、これの補てんで13市となっております。山県市の国保加入世帯は、平成22年9月末で47.37%の、これは全体の1万180世帯の47.37%でございます。4,823世帯。被保険者では、人口2万9,748人の31.01%に当たる9,225人が加入しておられます。

特に60歳から75歳未満の人口では、全体で6,454人いらっしゃいますけれども、その65.35%の4,218人が加入されておられます。全世帯の半数近い世帯が、人口では3分の1近くが国保に加入されております。特に高齢者の比重が高い状態を見ますと、保険税の負担がかかる労働段階の負担を軽くするためには、議員御発言のとおり、今後は法定外繰り入れについて検討していかなくてはならないというふうに思っておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位10番 村瀬伊織君。

○15番（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

平野市政の2期を振り返り、総合的には質問は2点でございますので、よろしく願いをいたします。

山県市の合併以来、さまざまな出来事があった中で、平野市長はクリーンな市政を公約とし、2期8年間にわたり市政運営を進めてこられました。高富町、伊自良村、美山町の合併により山県市が誕生して以来、住みよいまちづくりを目指し、新市まちづくりに基づき、一日も早く3町村が1つになって地域の発展と住民福祉の向上を進めるために、多様な事業の推進を市政の発展に尽力されたところであります。特に3町村の一体感、あるいは融和、連帯感の熟成などを念頭に、新市まちづくり計画の基本理念である豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりの推進をするため、5つの基本方針に沿って積極的に事業を推進されました。

推進されました事業を挙げれば限りはありませんが、達成を遂げられた市にとって特に重要なものとして、まず、合併初年度に、情報化時代に対する施設とし、有線テレビ放送網を市内全域に拡大され、将来のデジタル化に対応できるよう光ファイバーを敷設され、現在多くの市民の方々がインターネットやデジタル放送を利用されています。自主放送番組にて市内の情報を流すことはもとより、市民の一体感を熟成されたことと言えます。

水道事業は、伊自良簡易水道事業や美山統合簡易水道事業の完成、また、高富地域における公共下水道事業は第1期工事が完成し、供用が開始されています。公共下水道の浄化センターをともしると迷惑施設とされ、その設置場所の選定については困難をきわめるものであります。他市においては問題が起きていることを聞いていますが、我が山県市においては、順調に工事が行われたことは、まさに平野市長が融和の精神で市政を進められたたまものと言えます。

さらに、市のまちづくりに欠かせない大事業として、平成22年度に稼働したクリーンセンターの建設です。ごみ処理施設は市民生活に直結する重大な事業であります。岐阜市に処理を委託するという不安定な状況を一日も早く解消するために、関係方面と協議を進められた御苦労はいかほどのものであったか、御推察申し上げますところであります。特に、処理施設が設置された地域住民の御理解を得るため、粘り強く説明をされ、理解を得たことが、クリーンセンターの完成をなし遂げられたと言えます。

また、教育文化面につきましては、高富小学校の改築、高富中学の改築に続き、昨年度は美山中学の改築がなされ、子供たちの未来をはぐくむ学びやが整備されました。また、伊自良文化の里整備事業については、古田紹欽館の花咲きホールを整備され、市民のコンサートなど、さまざまな活動が行われています。

その他、道路、河川整備も進められ、また、子育て支援、障がい者の施設対策など、市民のサービスについて他市にも見られない先進的な施策で推進されてこられました。

今日の厳しい財政環境のもと、こうした市民生活に直結した多くの事業を推進され、山県市の基礎を築かれたことに対し、高く評価するところでございます。今、2期8年の市政を担当され、市長の達成感はいかがなものでしょうか。また、今後の山県市の市政運営についてどのように考えを持っておられるか、その考えを真摯にお尋ねをするところであります。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

ただいまは、議員からこれまでの市政運営につきまして御評価をいただきましたことにつきまして、大変光栄に思っているところでもございます。

議員からお話がありましたように、私は市長に就任して以来、新市まちづくり計画の基本理念に基づき、豊かな自然と活力ある都市の調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを推進するため、5つの基本方針に沿って積極的に事業を推進してまいりました。こうした事業を推進できましたのも、市民の皆様、また、市の議会議員の皆様を初め、関係各位の御協力、特に各種事業を実施する上で、地元住民の皆様の御理解、御協力のたまものと、深く感謝を申し上げている次第でございます。

山県市が発足してから8年が経過しようとしております。東海地方で最初の合併をなし遂げ、3町村が1つになり、ともに発展することを願い、事業を推進してまいりました。今、振り返りますと、長いようで、あっという間の8年間でございました。山県市の基礎となる道路、河川、下水道などの基盤整備事業、市民の皆様が心安らぐ生活を送ることができますための福祉施策、未来の子供たちのための教育文化施設の整備などを

行ってまいったところでございます。

しかしながら、市が将来発展するために最も期待するものでございました東海環状自動車道の(仮称)山県インターチェンジにつきましては、いまだ完成をしておりません。今まで、この東海環状自動車道の完成を目指し、さまざまな活動に全力で取り組んでまいりました。各種団体や市民の皆様の御協力のおかげをもちまして、現在では用地取得も進められておるところまでまいったところでございます。一日も早い完成に向けて努力しなければならないと思っております。この自動車道の完成の暁には、山県市はさらなる発展をしていくものと確信しているところでございます。同時に、連結道路となる国道256号線につきましても、庁舎北側の西深瀬農免道路までの延伸に向けて工事が進められているところでもございます。

また、河川事業としましては、鳥羽川改修工事に伴う新川大橋のかけかえ事業が来年度の完成を目指して工事が進められております。市民の皆様の御理解、御協力に重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

また、平成24年には、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会が開催されます。山県市におきましては、御案内のように、馬術競技、バレーボール競技が実施されることとなっております。長年の懸案事項でありました大桑、椿野の用地も合併特例債という市の負担が少なく済む国税措置がある有利な起債により取得することができました。国体後の有効活用も、慎重に、積極的にまた考えていかなければならないと思っております。

その他、まだまだやるべきことはたくさんございますが、懸案事項もまた多くございます。今後も山県市の発展と万全なる市政運営に対しまして、まだまだ努力を注いでまいらなければならないというところでもございますが、私といたしましては、任期まであと4カ月ほどとなりました。任期中は精いっぱい務めさせていただき所存でもございます。

そして、次期市長選挙には立候補いたさないという決意でございます。新しい、若い世代にお任せをして、しっかりとした明るい山県市を推進していただくことを願うものでございます。議会の皆様、市民の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(久保田 均君) 村瀬伊織君。

○15番(村瀬伊織君) 今、大変に市長も断腸の思いで退任をされると聞きましたが、まだ3月いっぱい任期がございいますので、23年度の予算、市民の目線に立って十分な精査をされ、予算執行ができるようにしていただきたいと思ひますし、次の執行者にス

ムーズに移行ができるように御尽力賜り、ただいま市長が申し上げられました大型事業が少しでも推進するように御指導やら御鞭撻をお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

平野市長。

○市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

先ほども申しましたように、任期いっぱい精いっぱい努力して山州市の発展のために努めてまいりたいと思いますし、予算編成も間近でございますので、その辺につきましてもしっかりと対応してまいりたいというふうな決意でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 以上で村瀬伊織君の一般質問を終わります。

○議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。16日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、16日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、16日は休会とすることに決定をいたしました。

17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時06分散会

平成22年12月17日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 12月17日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成22年12月17日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第72号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山口市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山口市香り会館の指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第72号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山口市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山口市香り会館の指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第72号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第74号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 山口市体育施設の指定管理者の指定について
- 議第76号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第77号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第78号 山口市香り会館の指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第72号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について
議第76号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議第77号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について

○出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利瑗君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----|-------|------|------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |

市民環境 部 長	松 影 康 司 君	保健福祉 部 長	笠 原 秀 美 君
産業建設 部 長	船 戸 時 夫 君	教育委員会 事務局 長	恩 田 健 君
会計管理者	服 部 正 己 君	消 防 長	土 井 誠 司 君
総務部次長	岡 田 知 也 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	梅 田 修 一	書 記	梅 田 敏 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 藤根圓六君。

○総務文教常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の御指名がありましたので、ただいまから総務文教委員会委員長報告を行います。

総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日及び12月16日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました議第73号の予算案1件、議第75号のその他案件1件の2議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定については、指定管理導入による経費の見込み額について、指定管理導入による年度ごとの経費の比較について、指定管理に伴う委託事業の内容について、指定管理によるメリットについて、指定管理に追加となる伊自良及び美山地区体育施設利用者の利便性の確保などの質疑応答がございました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

また、12月10日には、所管事務調査として、高富中央公民館耐震等改修工事、高富中学校体育館耐震等改修工事、国体馬術競技場整備工事の進捗状況及び北消防署高規格救急車配備について視察を行いました。

以上、総務文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 続きまして、産業建設委員長 小森英明君。

○産業建設常任委員会委員長（小森英明君） 産業建設委員長報告。

産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月13日午前10時、12月15日午前9時より委員会を開催し、審査を付託されました議第73号の予算案件1件、議第77号、議第78号のその他案件2件を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定については、管理委

託を継続するに当たり、内容等の検証がなされたか、指定管理料の決定方法、指定期間の設定方法についてなどの質疑応答がございました。

採決の結果、3議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

なお、12月13日の委員会の審査において、議第78号 山県市香り会館の指定管理者の指定について採決を行う旨の宣告後、追加資料の審議を行い、採決を行いました。これは、会議規則第116条の表決時の発言制限に反しておりましたので、12月15日に再審査を行い、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、12月13日には、所管事務調査として、本年度実施事業の進捗状況等を把握するため、市道13098号線整備事業、鳥羽川改修事業、佐賀南山公園整備事業、市道災害復旧事業、林道災害復旧事業、国道418号災害復旧事業、国道418号改良事業の視察を行いました。

以上で、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 続きまして、厚生委員長 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月14日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました議第72号の条例案件1件、議第73号、議第74号の予算案件2件、議第76号のその他案件1件の4議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、開館日を変更した理由及び使用する市民への影響等について、議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）（厚生関係）では、賦課徴収費でプリンターのレンタル料の内容及び電子データを紙ベースにしなければならない理由、民生費では、児童福祉総務費の備品購入費の内訳、保育園費の備品購入費の内訳及び補正しなければならない理由、衛生費では、日本脳炎予防接種委託料の今後の見込み及び前立腺がん予防の費用との関係、議第76号では、指定管理を5年にする理由、指定管理料の内訳、今後の予算見込み、社会福祉協議会の事業と市独自の事業との比率について質疑応答がございました。

討論では、議第72号と議第76号に反対する旨の意見もございましたが、採決の結果、原案どおり可決すべきと決定しました。

午後からは、所管事務調査として、富波保育園の運営状況視察、大桑保育園の運営状況を視察、公共下水道事業の進捗状況視察、西深瀬地内について視察を行いました。

以上、厚生委員会委員長報告といたします。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（久保田 均君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして議第72号から議第78号までの質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第72号から議第78号までの討論を行います。

発言通告による討論はありません。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 議第72号の福祉センターの休日に関する条例、それから議第75号から76、77、78の指定管理に関する条例に反対する立場で討論をいたします。

まず、基本的に、今回いろいろと質疑したり、委員会を傍聴したり、資料なども見たわけですが、基本的にやはり競争性がないという形での指定管理を出す。このことは、極めて安易と受けとめざるを得ないということでもあります。それから、期間も長期にわたる傾向が明らかであるということ、これも十分な検討がなされたというふうには到底私には考えられません。そういう意味で、随契に同じる形ということで、決して望ましい指定管理ではないというふうには受けとめます。

もし競争性がないという随契的なものをとるなら、より厳密に費用対効果、あるいは相手方の選定、業務内容、提案事項、これらを検証すべきであるけれども、それも十分な検討をされているとは決して認められません。そういった意味でも、早計に過ぎるということでもあります。

それから、この議場での質疑の通告の中で、総務省の平成19年1月31日の通知があるということ指摘したわけですが、この通知については、多くの自治体がそれを明確に打ち出して、その姿勢でいきますということを浸透している、そして実際、インターネットにも公開しているところが随分あるのに、山口市はどうもそれすら知らなかったと受けとめざるを得ない。少なくとも担当レベル、あるいは職員レベルでいつもそこを認

識した上で指定管理を検討するという事はなかった、ここは明瞭であります。そういう意味でも、非常に甘い指定管理の考え方ということが根底にうかがえる。どの案件もということですね。そういった意味でも、決してよいことではないと考えます。

それから、3つの委員会それぞれが付託されたわけですけれども、本会議の資料、あるいは委員会の資料なども含めて不十分である。委員会からの強い要求をもって資料が出される、さらに追加もされたりとか、そういったこともありました。それを見て、他の委員会は自主的に出してきたという委員会もありましたけれども、基本的には説明責任という意識が皆無に近いということだと思えます。それは、説明責任に対する認識もありませんが、やはりデータとしてきちっと持っていない、比較するデータを。すなわち当初に申し上げた検証がなされていないということの裏づけであろうというふうに考えます。そういった意味でも、私は非常に責任の希薄な提案であると受けとめました。

それから、3つ目の理由ですけど、これは、先ほど委員長報告でそれぞれの委員長、各委員会が決定した日にちも示されましたけれども、この議場では一昨日、市長が引退表明という形をとられました。市長は任期中ということですけども、例えば今回、補正の予算も出ています。これは来年までの任期中に十分執行できるものですから、そこは執行責任をとられると思うんですけども、しかし、今回出てきた3年、5年という長期にわたる指定管理、これは現市長が責任を持ってそこを見ていくことはできない。できないのに、委員会の議決が済んでいない、あるいは、この本会議での採決すら済んでいない段階で引退表明をされたというのは、私は極めて無責任だと一昨日感じました。昨日委員会を通ったところもあるわけですし、今、こうして本会議でどうするか、そこが見えてからならともかく、それすらない中で提案をし、しかし私は引退します、指定管理3年、5年、議決は知りませんでは、極めて無責任だと。

そういう意味でも、私は、山口市市長、市執行部全体に無責任な体質があるというのは、今回、強く感じています。そういった意味でも反対せざるを得ないということです。これが75から78の個々の、各性質ごとの問題点はありますけど、それは省くにしても、委員会での指摘もありますし、ということで総括的に申し上げます。

もう一点ですけど、72号の福祉センターの休日に関する部分、これについても、直営の場合には職員の休日との関係とかシステムの関係ということがあってしょうけど、指定管理の場合は、やはり通常、公共施設は365日に近い営業をするという形で市民の便益を図る提案をし、より有効な使い方をするというのが指定管理に出す大きな原則であると考えられるし、もともとそういうふうに言われているわけですね。なのに、役所の休日日に合わせて土曜日、日曜日は休みますと、そういう形の指定管理というのは全く

指定管理の基本線から外れたものであって、そもそも受け入れがたい。

それから、委員会での説明を聞いても、土曜日の利用が減っているということでしたけど、じゃ、日曜日、あるいは現在休日の月曜日、あけた場合に利用はどうなっていくのか、その検証もされていないわけですね。仮に休日を認めるとしてもね。そういった意味でも非常に安易な形であり、職員の直営ならまだしも、指定管理ということから全く逸脱したという形で提案される72号の土曜日、日曜日を休日にしたいという、休館にしたいという提案というのは合理性がない。そして、それをどうしても行わなければならないという説明もなされませんでした。そういった意味で、私はこの72号の休日を変えるということについても反対いたします。

以上の理由で議案に反対いたします。

○議長（久保田 均君） 討論につきましても通告制をとっておりますので、できるだけひとつ今後は通告をしていただくように、よろしく願いいたします。

賛成討論はありませんか。

藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） 通告しておりませんでしたけれども、反対討論があつて、賛成討論を。

私どもの付託されました議第75の山口市体育館施設の指定管理の指定については…
…。

〔「委員長は……。委員ならわかるけど」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤根圓六君） 議長、どうでしょうか。

○議長（久保田 均君） 内容がわかりませんから指名をいたしました。要するに、総務関係の、今、討論ですか。

○13番（藤根圓六君） はい。

○議長（久保田 均君） それはまずいんじゃないですか。

○13番（藤根圓六君） 自分たちのことは必要ないもんでね。わかりました。失礼しました。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第72号から議第78号までの討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第72号から議第78号までの採決を行います。

最初に、議第72号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第73号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第74号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第75号 山県市体育施設の指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第76号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第77号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第78号 山口市香り会館の指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成22年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前10時20分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 久 保 田 均

山 県 市 議 会 副 議 長 谷 村 松 男

4 番 議 員 尾 関 律 子

12 番 議 員 寺 町 知 正